

令和3年度漁業に係る市町村による支援制度一覧

※詳細は各市町村のお問い合わせください。

一般社団法人全国漁業就業者確保育成センター

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
	石狩市	就業予定者研修支援助成	公的研修機関で研修に参加した場合(市長が認めたものに限る)。	交通費、宿泊費及び研修参加費の実費の2分の1で10万円を限度に助成。	石狩市企画経済部 林業水産課林業・水産担当 0133-78-2010
		就漁予定者受入者支援助成	就漁予定者を研修先として受け入れる漁業者(市内に居住している者に限る)。	就漁予定者を就漁研修先として受け入れる漁業者の出漁形態により市長が認めた期間において月額4万円。	
		新規就業者支援助成	市内において借家に住む場合(石狩市浜益区農漁業従事者専用住宅条例(平成23年条例第15号)により設置された石狩市浜益区農漁業従事者専用住宅に同条例第5条第2号に規定する従事者として入居する場合を除く)(H23.11.1施行)。	就業後3年間を限度に、家賃の2分の1で月額2万円を限度に助成(敷金、礼金、保証金等の賃貸借契約に要する経費及び管理費、光熱水費を除く)。	
北海道	神恵内村	神恵内村漁業就業者支援事業	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業後継者(村内に住所を有し、かつ15歳以上40歳未満のものであって、漁業を営む漁家である漁業者の親族又は師弟関係にあるもの)</li> <li>・就業希望者(村内に住所を有し、かつ、15歳以上50歳未満のものであって、新たに漁業に従事する者)</li> <li>・新規就業者(村内に住所を有し、かつ、15歳以上50歳未満のものであって、新たに漁業権を取得・就漁する者)</li> </ul> <p>○条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事前に古宇郡漁業協同組合から承認を得ていること</li> <li>2 村税等を滞納していないこと</li> <li>3 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと</li> <li>4 連帯保証人がある者</li> </ol> <p>・前の規定による漁業担い手等が次に該当するときは、この適用を受けることができないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員又は関係者</li> </ol>	<p>①就業者支援補助金 一件あたり10万円</p> <p>②新規就業者支援補助金 一人当たり30万円</p> <p>③就業者家賃補助金 月額2万円を上限とする</p>	神恵内村産業建設課 0135-76-5011
	泊村	泊村漁業担い手支援事業補助金	<p>○事業対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就業者(村内において新たに漁業に従事する50歳未満の者)</li> <li>・漁業後継者(村内で漁業を営む漁協組合員の子弟等(2親等以内の直系卑属及び兄弟姉妹並びにその配偶者))</li> </ul> <p>○条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 村内に住所を有する</li> <li>2 古宇郡漁協の組合員である</li> <li>3 漁業者との雇用関係がある者</li> <li>4 村税及び村使用料等の滞納がない者</li> <li>5 過去にこの条例による同一の補助金を受けていない者</li> </ol>	<p>○漁業担い手定着支援事業補助金 (月額5万円、最大36ヶ月)</p> <p>○漁業担い手奨励事業補助金 新規就業者 10万円(1回限り) 漁業後継者 5万円( " )</p>	泊村産業課水産係 0135-75-2101

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
北海道	寿都町	後継者育成条例助成金支給事業	農林漁業を営み、若しくは承継し又は新たに営むと認められる満45歳以下の者。	短期技術取得費等助成金、免許取得費助成金、漁船の買船及び新造船建造、機関換装費等助成金、組合員資格取得奨励金。	寿都町産業振興課水産係 0136-62-2602
		漁業就業者研修支援事業	(1) 短期研修を希望する者は、北海道漁業就業支援協議会及び寿都町地域漁業就業者対策協議会の主催による長期研修の資格を得ていること。 (2) 研修開始の日において、満50歳以下の者。 (3) 研修終了後、寿都町における地域漁業の担い手として就漁する見込みがある者。 (4) 寿都町漁業協同組合の正組合員資格を取得する見込みのある者。 (5) 寿都町に住民登録している者。 (6) この事業における研修は、単に体験漁業ではなく、生業としての漁業経営を目指す、漁業技術や漁業経営力等を身に付けるための研修制度であることを十分に理解していること。 (7) 研修、就漁について家族の同意を得ていること。 (8) 原則として生活費の確保を目的とした他の事業による給付等を受けていないこと。 (9) 町税、国民健康保険税、各種税外収入金を完納していること。	①短期研修(研修生受入機関への助成) 国長期研修実施前に、最長1ヶ月間の短期研修費用を助成。 (1) 漁業知識研修講師謝金 4,700円/時間×1日1.5時間以内×1ヶ月20日以内 (2) 保険料 研修期間中の実費若しくは6,000円を上限に支給 (3) 安全対策費等 ライフジャケット、合羽、長靴などの安全対策に係る経費の実費若しくは15,000円を上限に支給。  ②長期研修(研修生への助成) (1) 雇用型 漁業者又は漁業会社が雇用しながら漁業実習研修を実施する。 生活支援助成金 独身・単身者月額 30,000円 既婚・扶養家族がある者 月額50,000円 (2) 後継者育成型 漁家の後継者を育成するため、漁業者又は漁業会社が雇用しながら漁業実習研修を実施する。 生活支援助成金 独身・単身者月額 120,000円 既婚・扶養家族がある者 月額150,000円 (3) 独立雇用型 将来独立することを前提に漁業者又は漁業会社が雇用しながら漁業実習研修を実施する。 生活支援助成金 独身・単身者月額 120,000円 既婚・扶養家族がある者 月額150,000円 (4) 自立支援 長期研修修了後に独立を目指して漁業に就業している者に対して自立を支援する。 月額50,000円	
	島牧村	島牧村新規就業者等支援条例	・新規就業者 村外から本村に居住して産業の経営に必要な用地、施設等取得又は賃貸借契約による賃貸を受けて新たに産業経営によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められる満18歳以上61歳以下の者をいう。 ・Uターン等就業者 村内外において産業等の職業に就いていた者で、現に産業を営んでいる者の子弟又は村内で現に産業経営をしている者のもとで新たに産業に従事しようとする者となった満18歳以上61歳以下の者をいう。	(1) 就業奨励金 (2) 短期技術取得費支援金 (3) 就業技術取得支援金 (4) 住宅等の新、増、改築及び取得費支援金 (5) 家賃対策支援金 (6) 漁船の買船及び新造船建造費支援金 (7) 免許取得費支援金 (8) 新規就業用用地等賃借料支援金 (9) 新規就業用用地取得費支援金 (10) 新規就業用設備及び備品、資機材等購入支援金	島牧村水産課水産係 0136-75-6214

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
北海道	せたな町	せたな町産業担い手育成条例	<p>○対象者</p> <p>【奨励金】</p> <p>(1)新学卒者</p> <p>・本町の産業経営者の子弟で学校教育法に基づく学校、高等専門学校、専修学校、各種学校並びに学校教育法以外の法律に特別の規定のあるその他の学校を卒業、修了又は中退し、卒業後1年以内に本町において産業に従事する者</p> <p>(2)Uターン等就業者</p> <p>・町内外において産業等の職業に就いていた者で、現に産業を営んでいる者の子弟又は町内で現に産業経営をしている者のもとで新たに産業に従事しようとする者となった45歳以下の者</p> <p>(3)新規就業者</p> <p>・町外から本町に居住して産業の経営に必要な用地、施設等を取得又は賃貸借契約による賃貸を受けて新たに産業経営によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められる45歳以下の者</p> <p>【補助金】</p> <p>(1)新規就業者のみ</p> <p>○条件</p> <p>(1)永住又は5年以上にわたって町で産業に従事(年間150日以上)し、かつ本町の住民基本台帳に登録されていること</p> <p>(2)町税等の滞納がない者</p>	<p>【奨励金】</p> <p>(1)新学卒者奨励金</p> <p>・就業時に100万円の奨励金を交付(交付は1人又は1世帯につき1回限り)</p> <p>(2)Uターン等就業者奨励金</p> <p>・就業時に100万円の奨励金を交付(交付は1人又は1世帯につき1回限り)</p> <p>(3)新規就業者奨励金</p> <p>・就業時に200万円の奨励金を交付</p> <p>【補助金】</p> <p>(1)農漁業施設等補助金</p> <p>・農漁業を開始する年度に農用地及び施設又は船舶及び漁業施設を取得した場合、当該固定資産を取得した日以後、最初に到来する固定資産税の賦課期日の属する年以降5年間に課するべき税額に相当する額を交付</p> <p>(2)農漁業経営施設等導入資金利子補給金補助金</p> <p>・農漁業経営に必要な農用地又は船舶の取得、住宅の新築及び漁網、機械、施設を導入した場合、借入した制度資金のうち3,700万円を限度として、貸付利率に対して年2%の利子補給金を交付。ただし、貸付利率が2%に満たないときは、その利率に基づく利息額を利子補給金とし、貸付期間は、農漁業経営開始の属する年度から起算して5年間</p>	せたな町水産林務課 0137-84-5111
	せたな町	せたな町産業等活性化補助金 (新規起業等応援補助金)	<p>○対象者</p> <p>(1)新規起業 町内で新たに産業活動を営もうとする個人・法人・団体等</p> <p>(2)事業継承者 町内の事業者等の産業活動を引き継ぐ個人・法人団体等</p> <p>○条件</p> <p>(1)町内に住所又は事業者を有する事業者等、新規起業及び事業継承者</p> <p>(2)本補助金を受けようとする者及び同一世帯に属する者全員が、せたな町町税等の滞納に対する行政サービス制限措置に関する条例による制限措置を受けていないこと</p> <p>(3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でないこと</p> <p>(4)破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属してないこと</p>	<p>(1)新規起業等応援補助金</p> <p>・せたな町産業担い手育成条例に該当しない新規起業等や事業継承者</p> <p>・新たに産業等の経営を行うための機械・設備等の導入及び店舗・工場の新築、改装、改築費</p> <p>や外注費等の経費 補助率1/3以内(補助金上限100万円、対象経費下限30万円)</p> <p>(2)新規事業者補助金</p> <p>・せたな町内の事業者等</p> <p>・他分野への参入又は新たに地場産品等を使用した特産品等の開発・生産・販売を行うための</p> <p>機械・設備等の導入及び店舗・工場の新築、改装、改築費や外注費等の経費</p> <p>補助率1/3以内(補助金上限100万円、対象経費下限30万円)</p>	せたな町まちづくり推進課 0137-84-5111
	奥尻町	奥尻町の未来を拓く担い手育成事業実施規則	主として一次産業を経営、若しくは承継し、又は新たに営むと認められる満40歳	<p>(1)産業振興費助成金</p> <p>(2)技術習得費助成金</p> <p>(3)農機具購入費助成金</p> <p>(4)漁船購入費及び新造船建造費助成金</p> <p>(5)その他町長が特に必要と認めたもの</p>	奥尻町水産農林課 01397-2-3111

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
北海道	上ノ国町	上ノ国町漁業担い手支援事業	<p>1. 補助対象者</p> <p>(1) 新規就漁希望者 本町に住所を有し、新たにひやま漁業協同組合の組合員の資格を取得してから、漁業経営をしようとする者。ただし、(2) 漁業後継者を除く。</p> <p>(2) 漁業後継者 本町に住所を有し、町内で漁業を営む漁家である漁業者の3親等以内の親族にある者。</p> <p>2. 補助対象条件</p> <p>(1) 上ノ国町に住所を有する者</p> <p>(2) 過去に上ノ国町において漁業経営の経験がない者</p> <p>(3) 申請時の年齢が40歳以下である者</p> <p>(4) 町税等の滞納がない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。</p>	<p>(1) 研修経費補助 新規就漁希望者及び漁業後継者が北海道立漁業研修所において実施される総合研修を受講する際に要する経費の一部を補助する。 補助対象経費: 研修受講料、宿泊施設使用料、その他研修に要する経費 補助率: 2分の1以内 補助金額: 30万円以内</p> <p>(2) 漁業資格取得経費補助 新規就漁希望者及び漁業後継者が漁業に必要な資格を取得する際に要する経費の一部を補助する。 補助対象経費: 小型船舶免許、海上特殊無線技士、潜水士の取得に要する経費 補助率: 2分の1以内 補助金額: 3万円以内</p> <p>(3) 漁業従事研修補助 新規就漁希望者が町内の受入漁業者の元で漁業に従事する際に要する経費の一部を補助する。 補助対象経費: 町内の受入漁業者から指導を受け、漁業に従事する際に要する経費 補助率: 定額 補助金額: 毎月16万円。ただし、24ヶ月を限度とする。</p> <p>(4) 漁船・漁網等購入経費補助 新規就漁希望者が町内で漁業経営を開始した際に必要な船舶等の取得に要する経費の一部を補助する。 補助対象経費: 漁船購入費、漁網漁具購入費、艀装費 補助率: 2分の1以内 補助金額: 200万円以内</p> <p>(5) 受入漁業者への謝礼 漁業従事研修補助の研修生を受入れ、適切な漁業技術指導等を行った受入漁業者に指導謝金を毎月支給する。 指導謝金の額は、研修生1名につき、1日当たり2,000円とする。ただし、指導日数は1月当たり25日を限度とする。</p>	上ノ国町水産商工課水産グループ 0139-55-2311
	松前町	松前町漁業支援総合補助事業(人材育成支援)	北海道立漁業研修所研修生等	総合研修受講者の受講経費に対する助成。 新技術取得の為の経費の内、直接的経費(技能講習経費、教材費その他本人負担に類する経費)。	松前町水産課 0139-42-2275
	福島町	福島町農林水産業担い手支援条例	<p>(1) 町内に居住し、新たに漁業資格を取得し、漁業経営をしようとする方。</p> <p>(2) 町内に居住し、既に漁業に従事している漁業後継者等の方で、新たに漁業資格等を取得しようとしている方。</p> <p>(3) 町内に居住し、既に従事している漁業後継者の方で、新たに異なる漁業種類を始める方。</p> <p>(4) 町内に定住する意欲あるIターン者、Uターン者又はJターン者で新たに漁業従事を目的に漁業研修所等で漁業資格を取得して漁業経営しようとする方。</p> <p>(5) 町内に居住する漁業後継者又は新規漁業者で漁業従事を目的に漁業研修所等で漁業技術の研修を受講する方。</p> <p>※申請は1人1回限りとし、奨励金等の受給資格を満たしてから1年以内に行わなければならない。</p>	<p>(1) 漁業就労奨励金 30万円</p> <p>(2) 漁業従事研修助成金 50万円</p> <p>(3) 住宅料支援金 月額 4万円以内</p> <p>(4) 漁業研修助成金 50万円を限度とし、対象額の1/2の額(ただし公的収入がある場合は、その額を控除した額が対象額)</p>	福島町産業課水産係 0139-47-3002
	福島町	福島町チャレンジスピリット応援条例	事業者が町内に企業施設を新設、増設、移転、更新、購入する場合で、投資額の合計が50万円以上のもの ※町外に投資を行う場合は対象外となります。 ※リース契約は対象外となります。(残存価格による取得も同様に扱います。)	投資額の2分の1以内で、1年度300万円を上限 助成期間 3年間	
	知内町	青年就漁給付金事業	独立・自営就漁時の年齢が、原則50歳未満であり、経営者となることについての強い意欲を有していること等。	【給付金額】1,500千円以内/年 【給付期間】最長5年間 【算定方法】経営開始初年度は、年間1,500千円を給付し、2年目以降は、3,500千円から前年の総所得(経営開始後の所得に限り、給付金を除く)を減じた額に3/5を乗じて得た額を給付。ただし、前年の総所得が1,000千円未満の場合は1,500千円を給付。	知内町産業振興課 01392-5-6161

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
北海道	木古内町	一次産業後継者支援事業	町在住で45歳までの新規就業者	町内に住所を有し、漁業に従事する単身者及び独身者に対して、年間75万円交付する。町内に住所を有し、夫婦で漁業に従事している者に対して、年間112.5万円交付する。※最大5年間支給	木古内町役場産業経済課 水産商工G 01392-2-3131
	北斗市	北斗市漁業新規参入者等支援事業	漁業研修計画の認定を受けた研修生及び認定を受けた漁業研修計画に基づく2年間の漁業研修を終了し漁業経営を開始した漁業新規参入者とする。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。 1. 北斗市に住所を有していない者 2. 北斗市に在住する漁業者の後継者 3. 過去に北斗市で漁業経営の経験がある者 4. 漁業研修計画における研修開始日現在における年齢が48歳以上の者 5. 市税に係る滞納がある者	○研修経費補助事業 漁業研修計画の認定を受けた研修生に対し、北海道立漁業研修所において実施される総合研修を受講する際に要する経費の一部を補助する事業 補助対象経費：研修受講料、宿泊施設使用料、その他研修に要する経費 補助率：2分の1以内 補助金額：30万円以内 ○船舶等取得補助事業 研修生及び認定を受けた漁業研修計画に基づく2年間の漁業研修を終了し漁業経営を開始した漁業新規参入者に対し、漁業経営に必要な船舶等の取得に要する経費の一部を補助する事業 補助率：2分の1以内 補助金額：200万円以内 補助期間：漁業研修の開始日から漁業研修終了後6か月を経過する日までの期間内 ○新規参入者支援事業 漁業新規参入者に対し、経営が安定するまでの一定期間において経営に要する費用の一部を補助する事業 補助金額：5万円/月 補助期間：漁業経営の開始日の属する月の初日から起算して3年間とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、交付を停止又は打ち切る場合がある。 (1)一定額以上の漁業所得があり、漁業経営が安定していると判断できるとき。 (2)漁業のを廃業したとき。 ○受入漁業者への謝礼 (1)研修生に対し、適切な漁業技術指導等を行った受入漁業者に対し、謝礼として指導者謝金を交付するものとする。 (2)指導者謝金の額は、研修生1名につき、1日当たり2,000円とする。ただし、1月当たり25日を限度とする。	北斗市経済部水産商工労働課 水産係 0138-73-3111(内線284)
	函館市	函館市漁業資格取得費補助金	○市内に住所を有し、漁業資格を取得した漁業者又は漁業資格を取得後1年以内に漁業者になった者 (漁業資格：船舶職員及び小型船舶操縦者ほう第23条の3に規定する1級小型船舶操縦士または2級小型船舶操縦士の資格) (漁業者：市内の漁業協同組合の組合員、組合員の家族および組合員の従業員で年間90日以上漁業に従事する者または従事することが見込まれる者)	・技能取得に要した経費 ・国家試験手数料 ・免許申請手数料 ・受験に係る身体検査料 のうち、補助対象経費の2分の1以内の額または3万円のいずれか少ない額(1人1回限り)	函館市農林水産部水産課 0138-21-3335
	鹿部町	鹿部町漁業研修所就学助成事業	町内居住者で、鹿部漁業協同組合の推薦を受け、北海道立漁業研修所総合研修に係る修了証書を受領した者。	北海道立漁業研修所総合研修入所者。 1人につき30万円を交付。	鹿部町水産経済課 01372-7-5298
	森町	森町新規漁業就業支援事業	(1)原則として40歳未満であるもの。 (2)漁業経営者の1親等又は2親等以外及び、漁業就労経験のない者 (3)原則として長期研修開始後3年以内に自営の沿岸漁船漁業者又は養殖漁業者として自立することを目指す者。 (4)漁協において計画が適正であると認められた者で、当該事業受講決定後、森町において原則2ヶ月以内に漁業に従事することが確実と認められるもの。  以上の全ての要件を満たし、漁協が適当であると認めたもの。	新規漁業就業者の育成確保を図る為、漁協が行う技術研修生の漁業経営に必要な各種資格取得に係る受講料・受験料及び漁業技術指導者への報償費に係る支援に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。原則補助対象経費の全額を補助するが、他の団体等より受ける補助内容等と重複するものについては補助対象外とする。 【以下補助対象経費】 (技術研修生の漁業経営に必要な各種資格取得に係る受講料・受験料) 海技士免許・無線・レーダー・フォークリフト・移動式クレーン・玉掛け等 (漁業技術指導者への謝礼) 研修生1人につき、1ヶ月当たり20日以上研修を行った場合は月額2万円。20日未満の場合は、日額1,000円の日割り計算。	森町水産課 01374-7-1087

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
北海道	八雲町	農漁業および商工業後継者養成奨学費補助制度	将来、八雲町内で農・漁業自営を後継しようとする者で、高校の農業・水産課程または大学・短大の農・漁業に関する学部・学科に在学または、進学する予定の者。また、商工業の後継者で大学・短大に在学または進学予定の者。	【奨学金】 高校生・高専生 10,000円(月額) 大学生・短大生 20,000円(月額) ※卒業後に補助を受けた2倍の期間を八雲町内で自営の農漁業および商工業に従事した場合は、奨学金の返還が免除される。	八雲町教育委員会学校 教育課 0137-63-3131
	むかわ町	漁業者住宅整備支援事業	鶴川漁業協同組合	新規漁業就労者向け住宅の整備費用に対し補助するもの	むかわ町産業振興課林 務水産G 0145-42-2418
	様似町	様似町漁業担い手支援事業	○事業対象者 ・新規就業者：様似町内に住所を有し、かつ新たに漁業権を取得し、昆布漁業を営もうとする者 ・漁業後継者：様似町内に住所を有し、既に漁業を営んでいる漁家の子 ○補助条件 ・所属する漁業協同組合長より承認を受けた者 ・支援を受けようとする年以前まで、町税及び公課を完納している者 (1)新規就業者 ・漁業研修、資格取得事業においては、漁業権取得後4年以内に事業開始 ・施設等整備事業においては、漁業権取得後5年以内に事業開始 (2)漁業後継者 ・漁業研修、資格取得事業においては、親元就業後5年以内に事業開始 ・施設整備等事業においては、親元就業後1年を経過しその後5年以内に事業開始	①漁業研修事業 1.道立漁業研修所での研修に要する経費：10/10以内 2.漁家研修指導に要する経費：月額3万円以内 3.漁家研修に要する研修資金(生活資金)：月額8万円以内 4.漁家研修期間中に要する借家住宅料：実費分支給(ただし、月額4万円を限度とする) ②資格取得事業 ・漁業を営む上で必要な資格取得に要する経費：10/10以内 (ただし、資格取得の種類は道立漁業研修所で取得可能なものと同等のもの) ③施設整備等事業(1/2以内ただし、上限300万円) ・漁業を営む上で必要な施設整備に係る経費(車両及び軽微な備品、消耗品類を除く) ・漁船(船体及び付属設備)及び漁船機器取得経費 ・漁業倉庫の新・増改築及び土地取得に係る経費 ・その他、必要と認められるもの	様似町産業課水産係 0146-36-2113(内線： 220)
	浦河町	浦河町漁業担い手等支援事業 (新規就漁者支援補助金)	1補助金支給の条件 1ヶ月間に必要な漁業従事日数は、20日以上。 2 対象者 (1) 漁業後継者 ① 町内に住所を有していること。 ② 15歳以上40歳未満の者であること。 ③ 漁業を営営する漁家である漁業者の親族または師弟であること。 (2) 漁業希望者 ① 町内に住所を有していること。 ② 15歳以上50歳未満の者であること。 ③ 新たに漁業に従事する者であること。 (3) 新規就漁者 ① 町内に住所を有していること。 ② 15歳以上50歳未満の者であること。 ③ 新たに漁業権を取得し就漁する者であること。	漁業従事期間中、月額8万円。 なお、拾い昆布漁業者は月額4万円(新規就漁者のみ)。 支給期間は、最大24ヶ月	浦河町産業課水産係 TEL.0146-26-9017
浦河町	浦河町漁業担い手等支援事業 (就漁者支度補助金)	1補助金支給の条件 「新規就漁者支援補助金」の補助の該当者。 支給は従事当初の1回限り。 2 対象者 (1)漁業後継者 ① 町内に住所を有していること。 ② 15歳以上40歳未満の者であること。 ③ 漁業を営営する漁家である漁業者の親族または師弟であること。 (2) 漁業希望者 ① 町内に住所を有していること。 ② 15歳以上50歳未満の者であること。 ③ 新たに漁業に従事する者であること。	支給は従事当初の1回限り。 ・日高管内に居住していた者であって、かつ、就漁日前概ね3ヶ月以内に浦河町に居住している者 支給額 3万円 ・北海道内(日高管内を除く)及び北海道外に居住していた者であって、かつ、就漁日前概ね3ヶ月以内に浦河町に居住している者 支給額 13万円		

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
	浦河町	浦河町漁業担い手等支援事業 (就漁者家賃補助金)	1補助金支給の条件 (1)「新規就漁者支援補助金」の補助の該当者で借家等に居住している者。 (2)1ヶ月の家賃が1万円以上。 2 対象者 (1)漁業後継者 ① 町内に住所を有していること。 ② 15歳以上40歳未満の者であること。 ③ 漁業を営む漁家である漁業者の親族または師弟であること。 (2)漁業希望者 ① 町内に住所を有していること。 ② 15歳以上50歳未満の者であること。 ③ 新たに漁業に従事する者であること。 (3)新規就漁者 ① 町内に住所を有していること。 ② 15歳以上50歳未満の者であること。 ③ 新たに漁業権を取得し就漁する者であること。	漁業従事期間中、月額5千円から3万5千円の範囲内で支給。 支給期間は、最大24ヶ月。	
	えりも町	えりも町漁業後継者育成対策事業 (北海道立漁業研修所総合研修助成事業)	・えりも町に住所を有している者。 ・北海道立漁業研修所が実施する総合研修を受講する者。 ・総合研修終了後、1年以内にえりも町で3年以上漁業に従事する意志がある者。	北海道立漁業研修所総合研修経費(上限30万円)	えりも町産業振興課水産係 TEL:01466-2-4624
	広尾町	広尾町漁業後継者育成対策事業補助金	町内居住者で漁業後継者と認められ、漁協の推薦を受け北海道立漁業研修所の入所許可通知書の交付を受けた者。 町税及び町使用料等を滞納していない者。	25万円を限度として、事業費の2分の1以内とする。ただし、公的収入のある場合は、その額を控除した額を対象額とする。なお、交付は1人に1回限りとする。	広尾町水産商工観光課 TEL 01558-2-0177 FAX 01558-2-4933
北海道	浜中町	浜中町漁業後継者育成対策事業	浜中町民18歳以上の漁業後継者又は漁業を志す者で北海道立漁業研修所が実施する総合研修を受講する者。	受講費用・交通費の70%助成(上限35万円)	
	浜中町	浜中町漁業後継者就業交付金事業	・新規卒業就業者等 ①中学校以上の学校を卒業し、漁業組合の組合員の後継者(前任者の二親等以内の直系卑属及び兄弟姉妹並びにその配偶者)であって、前任者の漁業に新たに従事する者。 ②就業開始日までに浜中町に住所を有している者。 ③漁業協同組合の推薦を受けた者。 ・Uターン就職者等 ①漁業協同組合の組合員の子弟等(前任者の二親等以内の直系卑属及び兄弟姉妹並びにその配偶者)であって、前任者の漁業に新たに後継者として従事する者。 ②就業開始日までに浜中町に住所を有している者。 ③漁業協同組合の推薦を受けた者。 ※Uターン就業者には、町内居住の者で漁業以外の業種より漁業後継者に新たに就業した者を含む。	36ヶ月を限度とし、月額50,000円を交付(交付時期は各年度事業完了後)。	浜中町水産課漁政係 TEL:0153-62-2111(代表)
	白糠町	白糠町漁業後継者支援事業	漁業後継者が漁業技術を習得するための研修等に対する支援措置であり、次の要件を満たす者。 ①北海道立漁業研修所の総合研修、小型船舶教室講習、特殊無線技士養成研修に参加する者。 ②申請時において町内に住所を有するもので、かつ町税等の滞納が無いこと。 ③受講後において、町内で漁業に従事する事が明らかであり、漁業協同組合等からの推薦を受けた者。	補助金の額は、対象経費に対して2分の1の額を上限とし、予算の範囲内で交付する。但し、研修等に係る直接的な経費では無い交通費・宿泊費等については対象外とする。	白糠町経済部経済課水産係 TEL:01547-2-2171
	釧路市	漁業後継者就職支援事業	(1)市内に住所を有し、原則として50歳未満の者。 (2)年間90日以上漁業に従事する者又は従事することが見込まれる者。 (3)市内漁業協同組合の推薦を受けた者。	(1)漁業研修支援 ・北海道立漁業研修所の総合研修を修了した者に対し、一律25万円を交付 (2)漁業資格取得支援 ・漁業経営に必要な次の資格を取得した者に対し、受講料、資格試験料等の資格取得に要した経費の2分の1以内の額を交付(上限5万円) ・1級小型船舶操縦士 ・2級小型船舶操縦士 ・第2級海上特殊無線技士 ・潜水士	釧路市役所水産課 TEL:0154-22-0191

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先	
北海道	釧路町	釧路町漁業担い手支援育成事業	町内に住所を有し昆布森漁業協同組合の推薦を受け北海道立漁業研修所(以下「道立漁業研修所」という。)における研修又は、道立漁業研修所における研修と同等の研修を受講した者に係る経費を負担した者とする。	(1)研修支援 道立漁業研修所への入所に係る研修及び資格取得に要する経費・研修受講料、宿泊施設使用料、研修経費、資格試験料 25万円を限度として2分の1以内。ただし、1,000円未満の額を切り捨てる。 (2)資格取得支援 資格取得及び資格取得のための研修費用に要する経費 5万円を限度として2分の1以内。ただし、1,000円未満の額を切り捨てる。	釧路町役場産業経済課 水産係 TEL:0154-62-2192	
	根室市	みらいの活力応援事業(水産)	・新規漁業就業者(漁業の担い手として市内の漁業協同組合から推薦を受けた市内居住者に限る) ・北海道立漁業研修所に入所し、総合研修を終了した者。	根室市の基幹産業である漁業の発展及び振興に意欲がある青年の資質の向上を図るとともに、漁業の担い手としての定着促進を図るため、漁業研修所に入所し、総合研修を終了した者へ助成金(10万円)を交付する。	水産経済部水産振興課 TEL:0153-23-6111(内線2269)	
	別海町	別海町漁業後継者就業支援事業	・別海町内に住所を有している者 ・町内の漁業協同組合の推薦を受け、北海道立漁業研修所に入所し、総合研修を受け終了した者 ・研修後において、町内で漁業に従事することが明らかであり、町内の漁業協同組合からの証明を受けた者 ・町税等滞納がない者 ・過去に当該事業による補助金の交付を受けていない者	北海道立漁業研修所の参加に係る総合研修経費(交通費を除く)の2分の1以内を補助する。	産業振興部水産みどり課 TEL:0153-75-2111 Mail: suisankankyoushou@betsukai.jp	
	稚内市	沿岸漁業担い手育成事業	稚内市内に所在する漁業協同組合及び漁業協同組合が認める漁協組合員で構成する団体とする。	北海道立漁業研修所が行う総合研修、漁業就業促進研修及びつくり育てる漁業技術研修、または国の認可を受けた民間資格取得教習所が行う小型船舶操縦士、無線技士または潜水士資格取得研修に漁業就業者等を参加させる事業に対し、補助金を交付。 補助金の額は研修参加経費の2分の1。ただし、以下に掲げる額以内とする。 1. 総合研修: 1人につき10万円以内。 2. 漁業就業促進研修、つくり育てる漁業技術研修及び民間教習所における小型船舶操縦士、無線技士または潜水士資格	稚内市役所水産商工課 水産振興グループ TEL:0162-23-6161(代表) 0162-23-6184(直通)	
			漁業後継者養成に関する報償	○次の各号のいずれかに該当する者 1 原則として本町の区域内に住所を有する漁業者の子弟で中学校又は高等学校を卒業後3年以内に本町において漁業協同組合に正組合員として加入し所属漁業協同組合長の推薦する専ら漁業に従事する者。 2 漁業協同組合に正組合員として加入した40歳以下の者で所属漁業協同組合長からの推薦に基づき町長が特に漁業後継者として認める者。 3 本町若しくは国、道及び他の機関が実施する漁業就業者の確保養成に関する施策により漁業に就業した者で、漁業協同組合に正組合員として加入した50歳未満の者で所属漁業協同組合長からの推薦に基づき町長が特に漁業後継者として認める者。	左記対象者に下記のとおり支援実施。  左記に該当する者(以下「報償対象者」という。)に対し、報償として1人につき磯舟1隻を交付する。ただし、報償対象者からの申し出により磯舟の交付に替えて報償金50万円を支給することができる。	
		利尻富士町	漁業担い手支援事業	○次の各号のいずれかに該当する者 1 原則として利尻富士町に住所を有し、かつ、40歳以下の者であって、新たに利尻漁業協同組合(以下「組合」という。)の正組合員として就業する者で、利尻漁業協同組合長(以下「組合長」という。)からの推薦に基づき町長が特に漁業担い手として認める者。 2 原則として利尻富士町に住所を有し、かつ、50歳未満の者であって、本町若しくは国、道及び他の機関が実施する漁業就業者の確保育成に関する施策により実地研修中の者で、組合の正組合員となった者又は組合の正組合員となることが見込まれる者で、組合長からの推薦に基づき町長が特に漁業担い手として認める者。	①研修機関参加報奨金 ・漁業研修機関に長期入所(研修機関3ヶ月以上をいう。)する者に対し研修に必要な経費の1/2を支給する。 ②免許取得報奨金 ・小型船舶操縦士免許を取得する者に対し取得に必要な経費の1/2を支給する。 ③家賃補助金 ・国、道が実施する長期実地研修中の者で、借家等に居住し、かつ、月額家賃が1万円以上である場合に、1万円を超えた額の1/2を、3万円を上限として補助する。ただし、前年所得が350万円未満の者に限る。 ・研修者が研修終了後も引き続き漁業に着業している場合は、その後1年間に限り支援を継続する。ただし、前年所得が350万円未満の者に限る。 ④実地研修奨励金 ・国、道が実施する長期実地研修中の者に対し年額25万円を支給する。ただし、前年所得が350万円未満の者に限る。 ・研修者が研修終了後も引き続き漁業に着業している場合は、その後1年間に限り支援を継続する。ただし、前年所得が350万円未満の者に限る。	利尻富士町役場 産業振興課水産港政係 TEL:0163-82-1111(代表)

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
北海道	利尻町	漁業後継者報償金交付事業	新規漁業就業者 要件： ①学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による学校を卒業又は退学後1年以内に町内に在住して新規に着業する者(新規学卒者)。 ②就職等により島外へ転出したが1年以上経過し漁業協同組合員になることを目的とし再び町内に在住して新規に着業する者(Uターン者)、島外から漁業協同組合員になることを目的とし移住して町内で新規に着業する者(Iターン者)及びその他で新規に着業した者(島内転職者)。 ③漁業協同組合の正組合員資格と漁業権を取得し、5年以上継続して漁業に着業しようとする者で町長が漁業後継者として適当と認める者(申請時点で満45歳未満に限る)。	1 新規学卒者には初年度に磯舟1隻又は報償金50万円、翌年度に25万円を交付 2 Uターン者には初年度に報償金50万円、翌年度に25万円を交付。 3 Iターン者には初年度に報償金50万円、翌年度に25万円、翌々年度に25万円を交付。 4 島内転職者には初年度に25万円を交付。 5 漁業研修機関に長期入所(研修期間3ヶ月以上をいう。)する者(以下「研修参加者」という。)に対し研修に必要な経費の50%以内で町長が定めた額を研修参加報償金として交付。 6 5に規定する研修参加報償金の交付を受ける場合、Uターン者は翌年度の25万円、Iターン者は翌々年度の25万円、島内転職者は25万円の報償金を交付しない。	利尻町まち産業推進課 TEL:0163-84-2345(代表)
	礼文町	漁業後継者報償金品贈呈事業	新規漁業後継者 ①本町に住所を有し新たに漁業に従事する者。 ②漁業協同組合の青年部に加入し、町長が漁業後継者として認めた者。若しくは、町長が特に漁業後継者として認めた者。	新規漁業後継者に対し、漁業準備金として70万円を贈呈する。	礼文町産業課 TEL:0163-86-1001(代表)
		漁業担い手支援事業 ・漁業担い手定着支援事業 ・漁業担い手研修支援事業 ・漁業担い手家賃支援事業	次のいずれかに該当する者 ①新規就業者～国の新規就業者総合支援事業における漁業研修を修了後、町内において新たに漁業に従事する45歳以下の者。 ②漁業後継者～町内で漁業を経営する漁家の子で、町内において新たに漁業に従事する25歳以下の者。 ③就業希望者～①、②以外の者で町内において新たに漁業に従事する25歳以下の者。 ※共通条件～Ⅰ町内に住所を有する者 Ⅱ町内漁協組合員資格を有し、青年部に所属する者 Ⅲ所属漁協が推薦する者 Ⅳ過去に本事業の補助金を受けていない者。	○漁業担い手定着支援事業 新規就業者及び就業希望者に対し最大24ヶ月、月額10万円を支給する。また、漁業後継者に対しては最大12ヶ月、月額10万円を支給する。 ○漁業担い手研修支援事業 漁業後継者及び就業希望者のうち道立漁業研修所の総合研修を受講する者へ、70万円を支給する。 ○漁業担い手家賃支援事業 新規就業者のうち民間の借家に居住し、月額1万円を超える家賃を支払っている者へ、家賃1万円を超えた分の1/2を支給する(但し3万円を限度とする)。	
	初山別村	初山別村漁業後継者育成事業	新規漁業就業者 要件 ①漁業を継承、又は新たに営む満40歳以下の組合員。 ②永続的に村に居住する意思のある者。 ③村長が漁業後継者として認めた者。	動力船の売買、新造船の建造、漁業機器等を購入した場合、50万円を限度に助成。	初山別村経済課 TEL:0164-67-2211
		初山別村 初山別村持続的漁業経営支援事業補助金 ※補助金交付要綱の制度期間 H30.4.1～H33.3.31	①村内に住所を有し漁業を主たる生業としている者または村内に住所を有し若しくは有することとなり新たに漁業経営を営むと認められることを漁業協同組合長が証明した者。 ②村税その他村の収入金の未納がない者。 ③過去3年間に年90日以上漁業を営む実績があること又は持続的に90日以上漁業を営むと認められることを漁業協同組合長が証明した者。	総事業費20万円以上を対象。 (1)漁船用省エネルギー機関の購入経費 ～補助率1/2 補助金上限額100万円 ～制度期間中1回のみ (2)漁船用機器設備及び効率化省力化につながる機械設備、荷役運搬機械の購入経費 (3)漁法転換・規模拡大・養殖設備のために必要な漁具等の購入経費 ～補助率1/2 補助金上限額50万円 ～(2)と(3)は組み合わせることが出来る。 ～制度期間中3回まで実施する事ができる。(上限額は50万円)	
	羽幌町	羽幌町漁業新規就業者等育成事業	新規漁業就業者、後継者育成 ①羽幌町住民。 ②漁業を継承又は新たに漁業を営むと認められる満40才未満の者。 ③町長が、新規就業者等と認めた者。 ④性行善良、身体健全。 ⑤永続的に町に定住する意志があると認められた者。 ⑥漁協が認めた者。	①短期技術取得費助成金 小型船舶操縦士、無線士、潜水士 助成対象経費の2/3以内 ②漁船買船、新造船建造、漁業機器、漁具購入費助成金 限度額 50万円	羽幌町農林水産課 TEL:0164-68-7008

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先	
北海道	留萌市	新規漁業就業者支援事業	新規漁業就業予定者及び新規漁業就業者 要件 ①留萌市 漁業の担い手として定住意思ある者で、概ね18歳以上45未満 ②漁船を使用しての経営計画有する者 ③新星マリン漁業協同組合の員若しくは加入予定者である ④市税等を滞納していない者	●新規就業予定者への支援 ○漁業研修資格取得支援 漁業研修・資格取得に対する助成⇒1/2(限度額30万円 1回限り) ○技術習得支援※国の支援を受けた者に限る 受入漁家に対する助成 ⇒ 3,000円/日(2年間) ●新規就業者への支援 ○設備導入支援 漁業近代化資金借入時自己負担分(2割)に対する助成⇒ 1/2(限度額300万円 就業後5年以内1回限り) ○住宅支援 家屋借上げ家賃 ⇒ 月額1/2(3年間 限度額27千円/月) 市営住宅及び改良住宅 ⇒ 月額全額(3年間) ○経営自立安定支援 前年度収入額に応じ ⇒ 150万円/年(5年間)	留萌市農林水産課 TEL:0164-42-1837	
		増毛町漁業資格取得費補助金	新規漁業就業者 要件 ①漁業を継承、又は新たに営むと認められる者。 ②町長が、新規就業者として認められた者。 ③性行善良、身体強健。 ④永続的に町に定住する意思があると認められる者。 ⑤町税等の滞納がないこと。	組合員となるまでの期間に道立漁業研修所、若しくはそれに準ずる講習会等で次の免許を取得した場合 小型船舶操縦士 無線士 潜水士 補助対象経費の2/3以内 限度額 25万円	増毛町農林水産課 TEL:0164-53-1117	
		増毛町産業活性化支援事業補助金 (起業化支援事業)	新規漁業就業者 要件 ①町内で新たに事業を開始しようとする者。 ②町税等の滞納がないこと。	起業に要する経費又は設備整備の経費に対して補助 補助要件 対象経費から他の補助金等を除いた額の1/2以内 (限度額100万円) 1起業者1回限り		
		増毛町住宅リフォーム等補助金	①町内に住所を有する者及増毛町内に有することとなる者で5年以上居住することが明らかな者。 ②自社の社員及び従業員の寄宿舎として、リフォーム等を行う町内の個人事業者又は企業。 ③町税等の滞納がないこと。	①住宅リフォーム工事 30万円。なお、企業又は個人事業者が自社の社員及び従業員を居住させる場合は、改修工事に 要する費用の額(消費税及び地方消費税含む)の3分の1とし、100万円を限度。 ②水洗トイレ改造等工事 10万円 ③新築工事 100万円 ④空き家住宅購入 ア 購入費用の2分の1として30万円を限度とする。なお、企業又は個人事業者が自社の社員及び従業員を居住させる場合は、空き家購入に要する費用の額の2分の1として、50万円を限度。 イ 敷地を購入した場合は10万円を加算。	増毛町建設課 TEL:0164-53-1115	
		増毛町民間賃貸住宅等建設補助	①町内に民間賃貸住宅等を建設する個人又は法人。 ②町税等の滞納がないこと。	①町内建設業者で民間賃貸住宅を新築する場合は1戸あたりの床面積が25平方メートル以上45平方メートル未満は210万円、45平方メートル以上は300万円として、1棟あたりの限度額は1,200万円。 ②①町内建設業者以外で民間賃貸住宅を新築する場合は1戸あたりの床面積が25平方メートル以上45平方メートル未満は180万円、45平方メートル以上は250万円として、1棟あたりの限度額は1,000万円。		
		増毛町新築住宅建設支援補助金	①町内において、売買により土地を購入し、3年以内に新築住宅を建築する者。 ②現に補助対象住宅の所在地に住所を有し、居住する者。	①購入する土地の購入金額に2分の1を乗じて得た額で100万円を上限。		
		紋別市	漁業研修受講者への奨励金の支給(事業ではなく、市の財務規則に基づき支給)	市内において、道立漁業研修所の研修に参加する40才以下の者。	○北海道立漁業研修所における研修について、受講日数1日当たり820円(漁協と紋別市で折半)を支給	紋別漁業協同組合 TEL:0158-24-2133
		湧別町	湧別町漁業後継者資格取得費用補助金交付要綱 漁協が行う漁業後継者の資格取得費用助成実施要綱により助成決定を受けた者。 ①1級小型船舶操縦士 ②2級⇒1級小型船舶操縦士 ③2級小型船舶操縦士 ④第2級海上特殊無線技士	道立研修所・教習スクール等で資格取得した費用の一部を町補助。 ①資格取得費用－漁協助成額＝町補助金(上限:50,000円) ②資格取得費用－漁協助成額＝町補助金(上限:30,000円) ③資格取得費用－漁協助成額＝町補助金(上限:40,000円) ④資格取得費用－漁協助成額＝町補助金(上限:25,000円)	湧別町水産林務課 TEL:01586-5-3763	

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
青森県	むつ市	新規就業者確保支援事業	漁協が新規漁業就業者を確保するために実施する漁業体験などの取組にかかる経費(体験者の食費、宿泊費、交通費など)の一部を補助する。 ※漁業体験者への直接補助ではなく、漁協が体験者へ助成した場合に漁協へ補助する。	10万円を上限とする	むつ市経済部生産者支援課 水産振興グループ TEL:0175-22-1111 (内線2633)
	佐井村	佐井村漁師縁組事業	18～40歳の佐井村で漁業を営む意欲のある者。 (地域おこし協力隊員に委嘱) ①3ヶ月の基礎研修 ②3年程度の長期研修 ③2年程度の就業定着期間	報償費:1～3年目 200万円支給 4年目 168万円支給 5年目 150万円支給 住居は村が斡旋し、3万円を上限に家賃補助	佐井村総合戦略課 TEL:0175-38-2111
	風間浦村	風間浦村 まち・ひと・しごと創生総合戦略	新規就業者	①組合員になるための出資金の全額助成 ②わかめ・コンブの新規養殖漁業参入者に対する資材費の半額程度の助成(概ね10万円程度)	風間浦村役場産業建設課 TEL:0175-35-2111
岩手県	洋野町	漁業就業者奨励金交付事業	新規漁業就業者及び漁業後継者。 年齢50歳以下の組合員が対象。	奨励金の支給。 ・新規漁業就業者(新規組合員資格取得者) 40万円 ・漁業後継者(組合員資格承継者) 20万円	洋野町水産商工課 TEL:0194-65-5916
	野田村	新規就漁者支援事業	新規就漁者(養殖漁業・定置網等)を受け入れる村内漁協。	・新規就漁補助金 雇用就漁型:初年次 10万円/月 自営就漁型:初年次 10万円/月、2年次 8万円/月、3年次 5万円/月 ・家賃助成 借家に限り、月額家賃の1/2を支援。(月額上限15千円)	野田村産業振興課 TEL:0194-78-2111
岩手県	普代村	普代村漁業就業者育成事業	平成27年4月1日以降に漁協の組合員に加入した者または漁業に精通もしくは興味があり、村内で漁業就業を目指す意欲のある者。(18歳以上45歳未満)	漁業活動資金の支給。 ・漁業活動支援 漁家子弟:初年次 5万円/月、2年次 3万円/月 新規:初年次 10万円/月、2年次 7万円/月、3年次 5万円/月 ・就業定着支援 村外開催の座学研修や漁業研修への参加経費を支援。 ・家賃助成 月額家賃の1/2を支援。(但し、家賃が月額30千円を超える場合。月額上限25千円。)	普代村建設水産課 TEL:0194-35-2111
	岩泉町	岩泉町漁業担い手対策事業	新規漁業就業者及び指導受入漁業者	新規漁業就業者への活動支援。 ・共同利用漁船及び漁船に付随する漁具の貸出 ・新規漁業者1人につき12万5千円/月を最長3年間支給 ・指導漁業者に3万円/月を支援	岩泉町農林水産課 TEL:0194-22-2111
	宮古市	宮古市漁業担い手確保対策事業	養殖漁業及び漁船漁業(採介藻漁業、定置網漁業を除く)の新規就業者(満60歳未満)を受け入れる宮古市内の漁協。	・新規就業者1人につき月額12万5千円を最長2年間助成する。 ・新規就業者1人(原則1ターン者)につき家賃月額1/2(上限3万円)を最長2年間助成する。 ・新規就業者が2年の研修期間を終了した後、漁業経営で必要となる施設・機械等の導入費用の2/3を助成する。(上限100万円(※交付は1回限り、交付申請期間:研修期間終了後3年間)) ・漁業体験の受入数1人につき月額5千円	宮古市水産課 TEL:0193-62-2111
	山田町	山田町漁業就業者育成協議会 研修受入支援事業	・山田町に定住し漁業を継続する意思を有する者。 ・50歳未満	・地域漁業、風土の理解を深めるための最長1年、1月の内20日以内の研修(雇用型研修)	山田町水産商工課 TEL:0193-82-3111
		山田町漁業就業者育成協議会 家賃補助事業	新たに山田町に居住し、漁業に就業しようとする者。	・月額2.5万円を上限とし1年間家賃を補助。	
山田町漁業就業者育成協議会 研修受入支援事業		・山田町に住所を有する新規漁業就業者、新規養殖参入者、養殖漁業参入者。 ・豊かな浜の担い手育成支援事業 ・新規漁業就業型は50歳未満	・新規漁業就業型 30万円(組合出資金相続の場合は10万円) ・養殖経営参入型(専業型) 60万円/年(但し、藻類養殖のみの場合は1年目限りの支給) ・養殖経営参入型 20万円		
大槌町	大槌町漁業担い手育成支援事業	大槌町で、漁業、養殖業に従事し、継続していく意志があるもの。 ・新規漁業就業希望者	・町の漁業担い手育成支援制度を活用し、漁協の組合員となった者の家賃の一部を3年間補助する。(住宅支援及びU・Iターン就業支援と統合)	大槌町産業振興課 TEL:0193-42-8717	
	大槌町養殖漁業経営安定化促進事業	大槌町で、漁業、養殖業に従事し、継続していく意志があるもの。 ・既存漁業者(正組合員、準組合員、定置網漁業組員、新規漁業就業希望者) ・既存漁業者のうち生産性、収益性向上を計画している事業者	・養殖漁業の活性化、経営の安定化及び、漁業所得の底上げを図るため、漁業者(新規含む)が実施する養殖棚整備及び種苗購入費等を補助する。		

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
岩手県	釜石市	漁業就業者育成支援事業	市内漁業協同組合 新規漁業就業者及び指導受入漁業者	<p>○漁業担い手育成支援金(負担割合 市7:漁協3) 釜石市で漁業に着業・定着し独立を図るための支援を行うもの。 ・就業支援金 50万円(1回限り。U・Iターン、漁種問わず) ・生活支援金 月8万円(最大36ヶ月。Iターン、養殖・漁船漁業に限る) ・独立支援金 50万円(1回限り。U・Iターン、養殖・漁船漁業に限る)</p> <p>○親方支援金(負担割合 市7:漁協3) 新規漁業就業者の受入指導を行う親方についても支援を行う ・支援金を受給する新規漁業就業者が就業後3年を経過した際に、その指導を行った親方に対し、就業者1名につき80万円の支援</p> <p>○担い手確保対策(1漁協あたり10万円まで) ・次の担い手・受入先を確保するために、漁業関係機関と連携して様々な取り組みを実施する。</p>	釜石市産業振興部水産 農林課 TEL:0193-27-8427
		漁業担い手確保支援事業	・市内で漁業を営む個人、法人、団体又は市内漁業協同組合 ・市内の宿舎を借上げるいわて水産アカデミー研修生	<p>漁業に携わる人材の確保を支援するため、漁業者が市外から漁業に従事する雇用者を確保するために行う宿舎の整備や借上げに係る経費及びいわて水産アカデミー研修生の宿舎借上げに係る経費に対する補助金。</p> <p>○宿舎整備事業 ア 新築、増築、購入(新築) &lt;補助率&gt; 事業費の1/2 &lt;補助上限額&gt;2,000万円 ただし、新規雇用者1人当たり200万円以内 イ 改修、購入(中古) &lt;補助率&gt;事業費の1/2 &lt;補助上限額&gt;1,000万円 ただし、新規雇用者1人当たり100万円以内</p> <p>○宿舎借上事業 ア 漁業者が行う宿舎借上げ &lt;補助率&gt; 事業費の1/2 &lt;補助上限額&gt;240万円 ただし、転入雇用者1人当たり月額4万円以内 イ いわて水産アカデミー研修生が行う宿舎借上げ &lt;補助率&gt; 事業費の1/2 &lt;補助上限額&gt; 48万円 ただし、月額4万円以内</p>	
	大船渡市	意欲ある浜の担い手支援事業	市内漁業協同組合	<p>新規漁業就業者の確保及び育成を図るため、市内の漁業協同組合が新規漁業就業者に奨励支援、資機材支援及び生活支援を行う場合に要する経費に対する補助金</p> <p>○新規就業型 ア 奨励支援 &lt;補助率&gt; 当該補助対象経費の7/10 &lt;補助上限額&gt; 新規漁業就業者1人につき35万円 イ 資機材整備支援 &lt;補助率&gt; 当該補助対象経費の7/10 &lt;補助上限額&gt; 新規漁業就業者1人につき35万円 ウ 生活支援 &lt;補助率&gt; 当該補助対象経費の7/10 &lt;補助上限額&gt;新規漁業就業者1人につき1年当たり105万円、交付期間は2年限度</p> <p>○後継ぎ就業型 ア 奨励支援 &lt;補助率&gt; 当該補助対象経費の7/10 &lt;補助上限額&gt; 新規漁業就業者1人につき35万円 イ生活支援 &lt;補助率&gt; 当該補助対象経費の7/10 &lt;補助上限額&gt;新規漁業就業者1人につき1年当たり42万円、交付期間は2年限度</p>	大船渡市農林水産部水産課 TEL:0192-27-3111

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
岩手県	陸前高田市	陸前高田市がんばる海の担い手支援事業	<p>広田湾漁業協同組合</p> <p>当該組合による新規漁業就業者育成支援に対し、右記の通りの補助を行う。</p> <p>1 支援の対象となる新規漁業就業者の条件</p> <p>(1) 就業開始時に市内に住所を有する満60歳未満の者</p> <p>(2) 将来にわたり専業(※1)として漁業を続ける意志のある者</p> <p>(3) 常勤の雇用契約を締結していない者</p> <p>(4) 国又は他の地方公共団体から漁業者育成に関する補助金の交付を受けていない者</p> <p>(5) 市税を滞納していない者</p> <p>2 支援の対象となる指導漁業者(※2)の条件</p> <p>(1) 市内に住所を有する広田湾漁業協同組合の組合員</p> <p>(2) 市税を滞納していない者</p> <p>※1:年間従事日数が概ね150日以上</p> <p>※2:新規就業型(右欄※3)の者に対し、1か月に15日以上技術指導を行う者</p>	<p>広田湾漁業協同組合が行う新規漁業就業者への次のとおりの支援に対し、補助金を交付する。</p> <p>1 資格取得支援(新規就業型(※3)、後継ぎ就業型(※4)共に)</p> <p>(1) 補助率:50/100(市負担分:35/100、漁協負担分:15/100)</p> <p>(2) 上限:5万円(市負担分:3.5万円、漁協負担分:1.5万円)</p> <p>2 資機材整備支援</p> <p>(1) 新規就業型</p> <p>ア 補助率:50/100(市負担分:35/100、漁協負担分:15/100)</p> <p>イ 上限:(1年目)120万円(市負担分:84万円、漁協負担分:36万円)</p> <p>(2年目)72万円(市負担分:50.4万円、漁協負担分:21.6万円)</p> <p>(3年目)48万円(市負担分:33.6万円、漁協負担分:14.4万円)</p> <p>(2) 後継ぎ就業型</p> <p>ア 補助率:50/100(市負担分:35/100、漁協負担分:15/100)</p> <p>イ 上限:60万円(市負担分:42万円、漁協負担分:18万円)</p> <p>3 生活支援</p> <p>(1) 新規就業型</p> <p>上限:150万円/年(2年間)(市負担分:105万円/年、漁協負担分:45万円/年)</p> <p>(2) 後継ぎ就業型</p> <p>上限:66.9万円/年(2年間)(市負担分:46.8万円/年、漁協負担分:20.1万円/年)</p> <p>4 指導漁業者支援(新規就業型のみ)</p> <p>上限:3万円/月(36万円/年)(2年間)</p> <p>(市負担分:2.1万円/月(25.2万円/年)、漁協負担分:0.9万円/月(10.8万円/年))</p> <p>※3:新たに漁船及び漁具等資機材を整備し、漁業経営を開始する場合</p> <p>※4:他者から資機材を継承し、漁業経営を継続する場合</p>	陸前高田市地域振興部 水産課 TEL:0192-54-2111
宮城県	気仙沼市	漁船乗組員確保・育成支援事業	<p>(1) 気仙沼市以外に住所を有する者が、気仙沼市に定住することを前提として、気仙沼港を拠点とする漁船への乗組みを希望し、面接等に訪れた場合。</p> <p>(2) 気仙沼市以外に住所を有する者が、気仙沼市に定住することを前提として、気仙沼港を拠点とする漁船への乗組みが内定し、陸上で実技研修等を行う場合。</p> <p>(3) 陸上研修の実施主体が船上実習研修を行う場合。</p> <p>(4) 業界団体が新規就業者確保のための求人活動を行う場合。</p>	<p>(1) 面接等に訪れる際に要した旅費の1/3以内の額(宿泊費は1/3以内の額または4千円以内の額)。</p> <p>(2) 雇入れ前に陸上で実技研修等を行う際の旅費の1/3以内の額(宿泊費は1/3以内の額または4千円以内の額とし上限14日)。</p> <p>(3) 研修に係る用船料の1/3以内の額。</p> <p>(4) 求人活動に係る旅費の1/3以内の額。</p>	気仙沼市産業部水産課 漁業振興係 TEL:0226-22-3435
		漁船漁業船舶職員養成講習受講支援事業	海技士国家試験を受験するため、船舶職員養成講習(3級海技士又は4・5級海技士養成の講習)を受講し、気仙沼市内の遠洋沖合漁船漁業団体所属船に3年以上乗組む場合。	船舶職員養成講習期間1ヶ月につき15万円以内の額の生活費支援(上限3ヶ月)。	
	石巻市	担い手確保活動支援事業	<p>1 漁業協同組合</p> <p>2 漁業生産組合</p> <p>3 漁業者で組織する団体</p> <p>4 その他市長が適当と認める漁業担い手確保に係る取組み団体</p>	漁業就業希望者を対象とする説明会や求人等の担い手確保に係る活動、及び既存漁業者が担い手を確保するために必要とする活動に要する経費の一部を助成(補助率3/4以内、上限300千円)。	
	石巻市	担い手育成支援事業	<p>1 漁業協同組合</p> <p>2 漁業生産組合</p> <p>3 漁業者で組織する団体</p> <p>4 その他市長が適当と認める漁業担い手確保に係る取組み団体</p>	漁業就業希望者が、漁労技術や知識の習得、現地の環境に順応することを目的とする研修等の活動、及び受入側漁業者が担い手育成に必要な活動に要する経費の一部を助成(補助率3/4以内、上限300千円)。	石巻市産業部水産課 TEL:0225-95-1111(内線3513)
		新規就労者独立支援事業	<p>1 漁業協同組合</p> <p>2 漁業生産組合</p> <p>3 漁業者で組織する団体</p> <p>4 その他市長が適当と認める漁業担い手確保に係る取組み団体</p>	新規に独立する漁業者に対し、独立に要する経費の一部を助成(補助率1/2以内、上限500千円)。	

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
宮城県	東松島市	東松島市地域おこし協力隊	漁業就業希望者等 (ただし、三大都市圏内の都市地域又は政令指定都市に住民票を有し、採用決定後は東松島市に住民票及び生活拠点を移すことができる方)  ※隊員の募集については、HPで募集します。	隊員期間:1年間(その後1年毎に最長3年間まで延長) 勤務時間:活動時間は20日/月(7時間45分/日)が基本 報償等:9,900円/日、業務日数は240日/年が上限 活動経費:年間200万円を限度として補助 ※賞与・退職金なし ※国民健康保険料、国民年金保険料等は各自負担 ※転居にかかる費用、食費、光熱水量費、町内会費、生活に必要な備品・消耗品などは自己負担 ※漁業にかかる技術習得のほか、地域活性化活動も同時に行うこととしています。	東松島市復興政策部復興政策課 TEL:0225-82-1111
	塩竈市	塩竈市地域おこし協力隊	漁業就業希望者等(のり養殖業) (ただし、三大都市圏内の都市地域又は政令指定都市等に住民票を有し、採用決定後は塩竈市市に住民票及び生活拠点を移すことができる方)  ※隊員の募集については、随時HP等にて募集します。	隊員期間:1年間(その後1年毎に最長3年間まで延長) 採用区分:塩竈市任期付任用職員 勤務時間:活動時間は20日/月(7時間45分/日)が基本 報償等:月額報酬166,200円 活動経費:定住に必要な免許取得費用、宿泊費、出張費、活動に必要な消耗品等購入費等全額支給 ※賞与あり・退職金なし ※社会保険制度あり ※転居にかかる費用、食費、光熱水量費、町内会費、生活に必要な備品・消耗品などは自己負担 ※漁業にかかる技術習得のほか、地域活性化活動も同時に行うこととしています。	塩竈市産業環境部水産振興課 TEL:022-364-2222
	七ヶ浜町	七ヶ浜町農漁業新規就労者支援事業	①町内で3年以上農・漁業に従事し、今後も継続して従事する者 ②町内に居住している者または従事してから3年以内に居住した者 ③他の市町村で同様の補助金の交付を受けたことがない者	町内の第一次産業に新規で3年以上就労する方へ補助金を交付する。(該当者1名につき300,000円)	七ヶ浜町産業課 TEL:022-357-7443
宮城県	亶理町	新規農漁業者育成支援事業	(1)「みやぎの漁業担い手確保育成支援事業」の長期研修を修了した者。 (2)長期研修終了後、亶理町内で漁業に従事している者。	新たに取得する機械、施設、設備等を整備する経費の1/2以内の額(上限100万円)を補助。	亶理町農林水産課水産班 TEL:0223-34-0503
		新規農漁業者定住支援事業	(1)「みやぎの漁業担い手確保育成支援事業」の長期研修を修了した者。 (2)長期研修終了後、亶理町内で漁業に従事している者。 (3)町外から定住をする目的で本町に住民登録をすること。 (4)自己の居住用として住宅を賃借すること。 (5)政令月収が亶理町町営住宅条例に定める基準額以下であること。	住宅賃貸料(共益費等は除く)の月額1/2(上限3万円)を補助(最大36ヶ月)。	
秋田県	男鹿市	農林漁業後継者等奨励措置	・後継者となった定住者 ・経営者となった定住者(既に農業、林業又は漁業を承継している者を除く。)	定住・生活支援(奨励措置対象者に奨励金50万円を交付する)	男鹿市農林水産課 TEL:0185-24-9139
山形県	酒田市	酒田市漁業後継者育成資金利子補給補助金	次のいずれかに該当する者 (1)申請時41歳未満であること。 (2)後継者が41歳未満で、主に海面漁業に従事していること。	漁業後継者の育成を図るため、山形県漁協が漁業後継者等に対し漁業後継者育成資金を貸し付けした場合に、利子補給補助金を交付する。	酒田市農林水産部農林水産課 TEL:0234-26-5753
		酒田市沿岸漁業後継者育成事業費補助金	<技術研修支援事業> ・酒田市内で独立して漁業を営むことが見込まれる就業希望者の技術研修を受け入れる酒田市内に住所を有する指導的立場にある漁業者。	<技術研修支援事業> ・技術研修に伴う労務費、保険料、漁業者への指導謝礼。	
		酒田市新規漁業就業者支援事業費補助金	酒田市内に在住し、独立して漁業を営むことが見込まれるもの 酒田市内に転入する漁業就業希望者	漁船の貸与の取り組みを支援 漁業研修準備型研修または国の長期研修受講予定者に対し、転居費用を支援(最大100千円補助 県1/2、市1/2)	
	鶴岡市	漁業後継者育成資金利子補給事業	鶴岡市内に在住し、主に海面において漁業を営む個人又は、漁業を営む法人で、交付申請時点の年齢が41歳以下もしくは、41歳以下の後継者が現に主として海面において漁業に従事している者。	漁業後継者の育成を図るため、山形県漁協が漁業後継者等に対し漁業後継者育成資金を貸し付けした場合に、利子補給補助金を交付する。	鶴岡市農林水産部農山漁村振興課水産班 TEL:0235-25-2111
		独立経営支援事業	鶴岡市内において、漁業者として独立を希望している者。	一人乗り漁船漁業による独立希望者の初期投資軽減のため、漁船取得等の経費の一部を補助する。	
鶴岡市漁業者確保・育成総合支援対策事業		鶴岡市内において、漁業へ就業を希望する者。	漁業研修準備型研修または国の長期研修受講予定者に対し、転居費用を支援(最大100千円補助 県1/2、市町村1/2) 漁業研修準備型研修または国の長期研修受講者に対し、家賃補助を支援(補助額:最大20千円/月を補助 県1/2、市町村1/2)		

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
福島県	いわき市	常磐者(担い手)育成支援モデル事業	①市内高校生 ②一般向け(市内外)	①1週間程度 2名 学校経由で募集 ②1週間程度 6名 全国漁業就業者確保支援センター等から募集	いわき市農林水産部水産課 TEL:0246-22-7487
茨城県	日立市	新規漁業就業者支援事業	日立市内の漁業協同組合が日立市内に住所を有する、又は有する見込みの有る45歳未満(雇用開始日現在の満年齢)の方を漁船員等の従業員として雇用した場合。	人件費(就業規則等に基づく賃金、諸手当(但し時間外勤務手当を除く))、技術取得費(小型船舶操縦士又は潜水士の免許取得に係る費用等)について、対象者1人につき150万円を上限として、1年間雇用した漁業協同組合に対し補助する。	日立市農林水産課 TEL0294-22-3111
	ひたちなか市	新規漁業就業者支援事業	ひたちなか市内の漁業協同組合に所属する漁業を営む漁業者。	漁業人材育成総合支援事業の長期研修を修了後、継続して研修生を雇用する漁業者に対して、2年間を限度として研修指導費50,000円/月(1ヶ月あたり15日以上)の研修(陸上・海上)実施が必要)を補助する。	ひたちなか市水産課 TEL029-273-0111
千葉県	船橋市	漁業後継者対策事業	①船橋市漁業協同組合の正組合員であること ②青壮年部員であり、60歳未満であること ③補助金を申請する前年度に、年間60日以上操業していること	船橋市漁業協同組合の青壮年部に所属する組合員が漁具を購入する際に使用できる補助金。 補助対象事業費の上限:1件あたり200万(税抜) 補助率:30% 補助金額の上限:60万円 対象となる漁具等 ① ホンビノスガイ用のまきカゴ(籠目25mm以上) ② ホンビノスガイ用のガタかけ(ガタ目20mm以上) ③ 底引き船用魚群探知機 ④ 底引き船用自動操舵装置 ⑤ 魚介類出荷用冷蔵庫・冷凍庫 ⑥ 海苔加工に関連する機械(海水殺菌装置・生海苔異物除去機) ※ただし、中古購入や修理、2回目の購入は対象外とする。また、みなし組合員の時に同じものを購入している場合は対象外とする。 補足)対象外の漁具 エンジン(他の補助事業があるため対象外) 海苔網、まき網の網など消耗品 アサリカゴ(貝捲き漁師は全員持っているため対象外)	船橋市経済部農水産課 農政水産係 TEL:047-436-2492
		新規漁業者対策事業	① 船橋市漁業協同組合のみなし組合員であること ② 青壮年部員であることまたは、青壮年部に加入することが見込まれる場合であり、かつ60歳未満であること ③ 自船を所有または所有する見込みがあり、次年度以降、年間90日以上操業する見込みであること	船橋市漁業協同組合で新規にみなし組合員となった者が漁具を購入する際に使用できる補助金。 補助対象事業費の上限:1件あたり200万円(税抜) 補助率:50% 補助金額の上限:200万円×50%=100万円 対象期間:漁協の資格審査委員会で認められた年度と翌年度とする。 対象となる漁具等 ① 船舶の新規購入 ② 船舶の修理(一度修理した箇所の再度修理は不可) ③ 船舶に付随する漁具の新規購入 ④ 採貝漁業用まきカゴ、ガタかけ、角目の新規購入 まきカゴやガタかけは、ホンビノスガイ用(20mm以上)、アサリ用(13mm以上)、種アサリ用(9~10mm)を各1つまで認める ※ただし、2回目の購入は対象外とする。 補足)対象外の漁具等・・・消耗品、船舶の中古購入	
		新規漁業者研修受入事業	①船橋市漁業協同組合のみなし組合員であること ②青壮年部員であることまたは、青壮年部に加入することが見込まれる場合であり、かつ60歳未満であること ③自船を所有または所有する見込みがあり、次年度以降、年間90日以上操業する見込みであること。	船橋市漁業協同組合で新規にみなし組合員となった者が研修を実施する際に使用できる補助金。 1日あたりの金額:1万円 研修日数上限:60日 支払対象:講師をする漁師(漁協の正組合であることが条件) ※講師は複数のみなし組合員に教えることができる。ただし、同じ時間に2人のみなし組合員に教えた場合の支払金額は1万円となる。 対象となる研修 ① 海上での漁業の技術習得に関する研修 ② 陸上での漁業の技術習得に関する研修 ※②の研修は全体の研修の2割までとする。 対象期間 漁協の資格審査委員会で認められた年度と翌年度とする。 (例:平成30年2月の資格審査委員会で認められた場合は、平成30年2月~平成31年3月まで)が対象となる。)	

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
神奈川	小田原市	新規就業者就労支援業務委託	漁業における新規就業希望者	漁業における新規就業者をより積極的に募り、支援していくため、神奈川県及び神奈川県漁業協同組合連合会(県漁連)が主催する神奈川県漁業就業セミナーに小田原市も協力し、特に小田原での漁業の新規就業を目指していく。このセミナーも含めて、新規就業希望者の受け入れ及び育成指導を担う神奈川県漁業士会に対して、新規就業者支援対策事業を委託し、特に小田原における漁業の新規就業者の確保につなげていく。	小田原市水産海浜課 電話:0465-22-9227
新潟県	糸魚川市	漁業経営安定対策事業補助金	船主となって3年以内の漁業者が漁獲共済契約の契約者となる場合	・市内漁業者が漁獲共済契約の契約者となった際に共済掛金額から国庫補助を差し引いた額に対して2%を補助。 ・左記、3年以内の船主には上記補助に7%を上乗せ補助。	糸魚川市農林水産課 林業水産係 TEL:025-552-1511
	村上市	新規漁業就業者支援事業費補助金	市内に住所を有する新規漁業就業者で漁業協同組合を経由して、就業計画書の提出、認定が必要。	漁業協同組合が新規漁業就業者に対して交付する支援資金に対する補助で、新規漁業就業者は、交付された就労支援資金を漁業に係る経費のほか、研修費等に充てることができる。補助金は新規漁業就業者ひとり当たりの上限額を月額10万円とし、就業計画に基づく活動活動が20日未満の場合は、月額5,000円の日割り計算とする。	村上市農林水産課 林業水産振興室 TEL:0254-53-3386
	粟島浦村	漁業経営安定対策事業補助金	村内に住所又は主たる事務所を有するもので、漁業災害補償法に基づく漁獲共済でん補契約割合が、100%であること。	共済掛金額から国庫補助金額を差し引いた額の40パーセントの額とする。(令和2年4月1日から適用)	粟島浦村産業振興課 水産係 TEL:0254-55-2111
	佐渡市	佐渡市水産業雇用促進センターの開設	佐渡市内において、漁業等で起業、事業拡大、新規就業しようとしている者	漁業経験が乏しい新規就業希望者の定着促進のため、漁業現場での長期研修等を次のとおり支援する。 ・研修生1人あたり月額16万円(親と同居の場合は14万円)を毎月交付 ・研修生を指導してくれる里親漁家に月額2万5千円を毎月交付 ・交付期間は最長2年(独立型)または1年(雇用型)	佐渡市農林水産課 水産振興係 TEL:0259-63-3761
	佐渡市	新規漁業就業者支援事業補助金	①里親漁家研修支援事業 55歳以下で漁業経験が1年(雇用型)または2年(独立型)以下のもの ②新規自営漁業者定着支援事業 55歳以下で経営開始後5年以内の新規自営漁業者	就業開始直後の漁業経営を安定させるため、次のとおり支援する。 ・経営開始初年度は月額10万円交付 ・2年目以降は月額10万円上限で前年総所得による補助金の減額措置あり。 ・初年度には漁業後継者奨励金30万円を交付 ・交付期間は最長5年間(経営開始後5年目まで)	佐渡市農林水産課 水産振興係 TEL:0259-63-3761
	長岡市	新規漁業者長期研修支援事業補助金	補助金の交付対象者は、市内の沿岸漁業経営者(就業先)であり、補助金の対象となる新規漁業就業者は下記の要件を満たすもの。 ・長岡市内に住所を有し、研修終了後も継続して市内で沿岸漁業に従事できる者 ・当該年度4月1日時点で45歳未満であること ・国又は他の地方公共団体等が実施する漁業者育成に関する補助金等の対象になっていないこと ・過去に就業先(雇用先)と雇用継続を締結していないこと	長岡市内の沿岸漁業において、新規漁業就業者を安定的に確保し漁業への定着を図るため、新たに就業しようとする青年等に技術等を習得させることを目的として雇用する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するもの。 補助金の交付の対象となる期間は、研修(雇用契約)の開始日から研修者1人当たり最大36か月。1か月当たりの補助金額は、新規漁業就業者の1か月当たりの賃金相当額(残業代や賞与などの各種手当、保険料等を除く基本給)の50%以内とする。(千円未満切り捨て、補助上限額は100千円)	長岡市農水産政策課 水産係 TEL:0258-39-2223
	柏崎市	漁業就業者支援事業	柏崎市に住所を有するもので、漁業に就業し、新規に正組合員となる者、正組合で漁船を購入しようとする者。	・新規漁業就業者支援 新規に漁業協同組合の正会員となった者に対し、月100,000円(漁家子弟は50,000円)を2年間補助。 ・漁船購入費支援 新たに漁船を購入した者に対し、月々の支払費用に対して、1/2(最大50,000円)の額を5年間補助。	柏崎市農林水産課 林業水産係 TEL:0257-43-9131

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
富山県	入善町	新規就業者奨励金制度	下記の条件を満たす者 (1)漁業の個人事業者となる者、漁業の法人組織又は個人事業者に就職する者。 (2)入善町に住所を有する者。 (3)新規就業時に35歳以下の者。 (4)新規就業から1年を経過した者で1年の内90日を超えて漁業に従事する者 (5)町税の滞納がない者。	50,000円の奨励金を交付。	入善町キラキラ商工観光課 水産・深層水係 TEL:0765-72-1100
		新規就業者定着化推進事業	新規就業者のうち、下記の条件を満たす者 (1)本町に事務所等を有する漁業の事業主又は雇用されている漁業の事業主の事務所等が本町に在るもの。 (2)新規就業時に35歳以下の者。 (3)新規就業から1年を経過した者で、1年の内90日を超えて漁業に従事する者。 (4)町税の滞納がない者。 (5)この要綱による補助金の交付を受けていない者。	住居費実費を1年間助成(年間120,000円を上限)。	
	黒部市	漁の雇用事業就業奨励金	【対象者条件】 ・新規就業者であること ・漁業協同組合員の資格を有する者であること ・市内漁業協同組合で承認された水産庁の新規漁業就業者の支援事業の対象者であること	就業奨励金として5万円を交付	黒部市農業水産課 TEL:0765-54-2603
	射水市	射水市農林漁業新規就業者支援事業			
①就業研修者支援事業		下記の条件を満たす者 ・富山県農林水産公社又は富山県地域漁業担い手確保・育成支援協議会が行う漁業体験研修(中期で4泊5日、長期で最長1年までに限る)において、新湊漁業協同組合からあっせんを受けた事業所で研修する者(漁業体験研修にあつては、中期研修から長期研修への継続は可とする)。 ・市内に住所(住民票)を有し、研修終了後市内法人組織若しくは個人事業者に就職することが見込まれる者又は就職することを希望する者。	中期研修:一人当たり日額3,000円を限度 長期研修:一人当たり日額1,000円を限度 (漁業体験研修にあつては、中期研修から長期研修への継続は可とする)。 補助金の支給は精算払いとし、同一研修時1回に限るものとする。		
	②就業者居住支援事業	下記の条件を満たす者 ・専ら農林漁業で生計を維持することを目的に農林漁業の法人組織若しくは個人事業者に新たに就職するおおむね60歳までの者 ・新たに市内に住所(住民票)を移転し、事業終了後3年以上、就業の継続が見込まれる者で、雇用条件は、法人にあつては社会保険及び労働保険の適用があること、個人事業者にあつては法人と同等の労働時間に基づく支払賃金等の雇用契約であることとする。	一人当たり月額10,000円を限度として、最大12月分を支給する。 (事業承認申請があつた日が毎月14日以前の場合は当月1日に遡って、また、15日以降の場合は翌月1日から起算するものとする)。 補助金の支給は精算払いとし、1回限りとする。		
石川県	穴水町	穴水町新規漁業就業者担い手支援事業	町内に定住して自営の沿岸漁船漁業に従事することにより、生計を営む者のうち、下記条件を満たす者 (1)穴水町内に住所を有し、かつ町内の漁業振興に努める者 (2)18歳以上50歳未満の者 (3)石川県漁協穴水支所からの承認を得ている者 (4)新たに漁業権を取得し就漁する者 (5)町税等の滞納がない者	・漁業従事期間中月額8万円を最長2年間支給する(夫婦ともに就漁する場合は、夫婦合わせて1.5人分支給)。 ・着業準備支援金として、網や筏資材他、借り上げ費等に係る費用の1/2の補助(限度額10万円で支給は従事当初の1回限り)。	穴水町産業振興課 TEL:0768-52-3671 FAX:0768-52-0395
		穴水町漁業機械等導入支援事業	販売を目的に漁業活動を行う漁業者で、下記条件を満たす者で、かつ、穴水町新規漁業就業者担い手支援事業の対象者である者。 (1)漁協組合員 (2)年間販売額が50万円以上 (3)沿岸漁業(小型定置網/刺網/養殖業/採介藻/タコ漁など)に従事している	【本事業の実施期間】 平成31年4月1日から3か年 【対象となる機械など】 漁船、推進機関、船外機、操船機器、漁ろう機器、養殖施設(消耗品を除く)、漁網(定置網に限る)、その他(牡蠣滅菌装置/脱貝機など)の購入費用の支援補助金として事業費が50万円を超えるものの1/3以内で150万円を限度に補助 ただし、漁船及び推進機関については事業の実施期間中1回に限り申請可能。	

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
福井県	越前町	海土里の担い手育成対策事業	新規就業希望者	県が実施する漁業体験期間中の宿泊施設を斡旋する。 (町の移住体験施設を活用)	越前町就労支援室 TEL:0778-34-8705 越前町農林水産課 TEL:0778-34-8704
			ふくい水産カレッジ研修者	研修期間中の居住施設を提供する。	
	おおい町	「お〜い★さかな君」発掘・育成事業	①ふくい水産カレッジ研修者 ②町外からの新規就漁者 (1)町内に居住し、住民基本台帳に登録されていること。 (2)地域漁業の振興のために、新たに漁業に従事する者であること。 (3)就漁時の年齢が60歳未満の者であること。 (4)補助金の交付の対象となる経費について、国、県又は町から他の補助金を受けていないこと	①ふくい水産カレッジ入校者に対し交通費の補助を行う。 ②町外からの新規就漁者の住宅の確保を図るため、当該新規就漁者に対して、就漁開始後の家賃の一部を補助する。	おおい町農林水産振興課 TEL:0770-77-4055(直通)
	福井市	福井市農林水産業U・Iターン促進事業(U・Iターン者就業奨励金)	奨励金の申請を行う前3か月以内に福井市に転入した者で、次のすべての要件を満たす者 1. 漁業に就業又は就業予定時の年齢が60歳未満の者 2. 市内の漁業に就職した者又は漁業に就職することを目的として県内の研修施設等で研修の受講を始めた者 3. 漁業協同組合に就業した場合には、正規雇用であり雇用保険に加入していること	就業してから2年間、年間30万円(一月あたり2万5千円)を支給。 (ただし、研修の受講を始めた者が奨励金の申請を行う場合は、研修の受講を始めてから2年間とする。)	福井市林業水産課 TEL:0776-20-5430
		福井市農林水産業U・Iターン促進事業(U・Iターン見学補助金)	以下の1〜3の条件をすべて満たす者 1. 福井市での就業を希望する、福井市外に住む60歳未満の者 2. 福井市が開催する体験や見学のカリキュラムへの参加 3. 福井市以外から同様の趣旨の補助金の交付を受けていない	往復交通費及び宿泊費 (往復交通費は、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法により算出した鉄道運賃。宿泊費は、1泊あたり5,000円を上限とし、県外からの申請者に限り支給。ただし、前泊及び後泊を除く。)	
	坂井市	坂井市新規海女就業支援事業(海女準備支援金)	新たに雄島漁業協同組合に属する海女の組合員で3年以上継続意思のある者かつふくい水産カレッジを受講しない者	海女を始める時にかかる漁具購入費などに相当する額を支援(30万円・1回のみ)	坂井市林業水産振興課 TEL:0776-50-3154
坂井市新規海女就業支援事業(海女定着支援金)		新たに雄島漁業協同組合に属する海女の組合員で3年以上継続意思のある者	海女を続けるためにかかる組合員費などに相当する額を支援 ※雄島漁業協同組合の組合員になった日の属する月の翌月から起算して3年間、年間24万円(一月あたり2万円)を支給		
静岡県	焼津市	焼津市沿岸沖合漁船員就業対策事業	焼津漁協、小川漁協、大井川港漁協の組合員になって、沿岸漁業又は沖合漁業を操業しようとする者。	・船舶免許取得費及び無線免許取得費の一部補助(ただし、受験料及び教習所受講料に限る)。 ・漁具の購入費並びに船舶の購入費及び修繕費の一部補助。	焼津市役所経済部 水産振興課 TEL:054-626-2152
愛知県	蒲郡市	蒲郡市農林水産業新規就業者奨励金	市内在住の50歳未満の方	・漁家の子弟、経営者の場合:区分に応じて5〜15万円 ・漁家の世帯以外の場合:区分に応じて15〜20万円	蒲郡市農林水産課 TEL:0533-66-1126
		蒲郡市新規漁業就業者支援事業	新規漁業就業者総合支援事業(新規漁業就業者確保・育成支援事業・漁業就業者研修事業)において独立自営を目指す研修受講生	・市外からの転入者に対し、賃貸住宅の家賃のうち、月額最大10,000円の家賃を補助する(最長36ヶ月)	
	蒲郡市新規漁業就業者支援事業	新規漁業就業者総合支援事業(新規漁業就業者確保・育成支援事業・漁業就業者研修事業)において独立自営を目指す研修受講生	・国の支援とは別に市独自で月額最大62,000円を支援(最長36ヶ月)		
南知多町	南知多町農林漁業新規就業者支援事業	新規漁業就業者確保育成支援事業における研修受講者で以下の条件に該当すること 1. 南知多町に住所があること 2. 自己の居住用として住宅を賃借すること 3. 就業または研修開始時の年齢が45歳未満であること 4. 農業・漁業以外の産業に主たる従事をしていないこと 5. 町が徴収する税・料金などに未納がないこと	・月額賃借料(共益費等は除く。)の2分の1 ・ただし、月額1万円を限度とし、千円未満は切り捨て ・研修開始の翌月から最大36ヶ月間	南知多町産業振興課 TEL:0569-65-0711	
三重県	尾鷲市	尾鷲市漁業体験教室	おおむね40歳以下の方	定置網漁業の体験	尾鷲市水産農林課 TEL:0597-23-8231
		漁業後継者確保支援整備事業補助金	(公財)三重県農林水産支援センターが実施する短期漁業研修を受講した者など。	漁業研修への研修支援費の支給	
		漁師育成機関運営支援事業補助金	市内の漁業協同組合	「漁師塾」の運営等、漁協が運営する漁業就業希望者の自立支援を目的とした事業に対する補助。	
	熊野市	漁業担い手対策事業費補助金	漁業に従事するIJターン者	24ヶ月間を最長に、上限2万円の家賃援助を行う。	熊野市水産・商工振興課 TEL:0597-89-4111
紀宝町	農林漁業就業支援金	おおむね40歳以下の専業漁業者	新規就労者に対し、初期経営及び就業活動の支援を行う。 期間:3年間 金額:1年につき 200,000円	紀宝町産業振興課 TEL:0735-33-0336	

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
京都府	舞鶴市	漁村移住者受入促進事業費補助金	舞鶴市内の移住促進特別区域内の漁村において、自ら居住する目的で、空き家を購入または賃借する者	空き家の改修に要する経費を補助 ・上限180万円	舞鶴市産業振興部水産課 TEL:0773-66-1020
		漁業近代化資金利子補給金	漁業近代化資金を借受ける者	借入を行う際の利子に対し5年間補助 ・利子補助対象金額:借入額全額	
		漁船等リース事業費補助金	舞鶴市内に住所を有し、以下のいずれかの要件を満たす50歳未満の者 ・京都府「海の民学舎」での研修を終了見込みの者又は修了した者 ・自営等の沿岸漁船漁業者として自立をめざす者	漁協が左記の者とリース契約を締結することを前提に、漁協が中古漁船等を取及び整備する費用の一部を市が補助をする。 ○対象経費 ・5年以上使用可能な中古船で、20t未満の動力漁船 ・リースする漁船と一体的に使用し、購入価格10万円以上の中古漁具 ○補助率等 ・補助率は、補助対象経費の3分の1以内 ・補助対象経費は、リース対象者1人につき300万円を上限とする。 ○リース期間 ・漁船の場合、2年以上で6年を超えない期間とし、船舶耐用年数(造船所等が発行した耐用証明書による)を超えないもの	
	宮津市	宮津市移住促進事業補助金	・移住促進特別区域への移住であること(上宮津地区、府中地区、世屋地区、養老地区) ・市外に引き続き2年以上住所を有している者又は市内に住所を有して1年(市長が認める就農・就業等支援制度を利用する場合は、当該制度の利用期間のうち市内に住所を有している期間は算入しない)を経過しない者 ・この補助金の交付を受けて改修する空家等に、当該補助金の交付の日から10年以上住所を有する見込みのある者 ・宮津市空家等情報バンクシステムの利用希望者登録台帳に記載されている者	登録空家で、宮津市空家等情報バンクシステムに登録されている空き家等を購入等し、自ら居住する目的で改修(居住の用に供する部分に限る)を行う事業にかかった経費の総額を補助(上限180万円)	宮津市企画財政部 企画課定住・地域振興係 TEL:0772-45-1607
		宮津市定住支援空き家等改修事業補助金	・宮津市へUターンされる方で、5年以上定住される見込みのある者 ・市外に引き続き2年以上住所を有している者又は市内に住所を有して1年(市長が認める就農・就業等支援制度を利用する場合は、当該制度の利用期間のうち市内に住所を有している期間は算入しない)を経過しない者 ・宮津市空家等情報バンクシステムの利用希望者登録台帳に記載されている者	登録空家で、宮津市空家等情報バンクシステムに登録されている空き家等を購入等し、自ら居住する目的で改修(居住の用に供する部分に限る)を行う事業にかかった経費の1/2を乗じた額を補助(上限100万円)※多子世帯については府内移住者100万円、府外移住者200万円	宮津市企画財政部 企画課定住・地域振興係 TEL:0772-45-1607
		宮津市漁業近代化資金利子補給金	・漁業近代化資金を借受ける者	借入を行う際の利子の一部に対する補助	宮津市産業経済部 農林水産課農林水産係 TEL:0772-45-1626
		宮津市担い手用漁船等リース事業費補助金	・宮津市に住所を有し、漁業の経営を開始しようとする満50歳未満の者で、組合の組合員(准組合員を含む。以下同じ。)又は組合員として加入が見込まれ、次に掲げるいずれかの要件を満たす者。 (1)京都府「海の民学舎」での研修を終了見込みの者又は修了した者 (2)京都府内の漁業経営体に勤務する漁業従事者又は過去に勤務していた者	新規就業者等の初期投資を支援するため、京都府漁業協同組合が実施する漁船・漁具のリース事業について、当該リース物件の取得費に対して、京都府、関係市町がそれぞれ補助金を交付し、新規就業者等の負担軽減を図る。	宮津市産業経済部 農林水産課農林水産係 TEL:0772-45-1626

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
京都府	京丹後市	漁業近代化資金利子補給金	漁業近代化資金を借受ける者	借入を行う際の利子の一部に対する補助	京丹後市農林水産部 海業水産課 TEL:0772-69-0460
		漁業担い手用漁船・漁具リース事業補助金	市内に住所を有する満50歳未満の京都府漁業協同組合員(准組合員を含む。)又は組合員として加入が見込まれる者であって、漁業の経営を開始しようとする次に掲げるいずれかの要件を満たす者 ・京都府「海の民学舎」での研修を終了見込みの者又は修了した者 ・京都府内の漁業経営体に勤務する漁業従業者又は過去に勤務していた者	漁協が左記の者とリース契約を締結することを前提に、漁協が中古漁船等を取得及び整備する費用の一部を市が補助をする。 ○対象経費(事業費ベース) ・5年以上使用可能な中古船で、20t未満の動力漁船 ・10万円以上の漁具 ・1人あたり、300万円を限度とする。 ○リース期間 ・2年から6年を超えない期間とし、リースする漁船の船舶耐用年数(造船所等が発行した耐用証明書による。)を超えないものとする。	
		移住促進・空家改修支援事業補助金	地区や移住者等が行う空き家改修などを支援する。 京都府が指定する「移住促進特別区域」においては、同額を上乗せする。(移住奨励金を除く)		京丹後市市長公室 政策企画課 TEL:0772-69-0120
		移住促進住宅整備事業	・市外から本市に住所を移転する移住者であること。 ・移住前に継続して2年以上市外に住所を有していた者であること。 ・京丹後市定住空家情報バンクに登録された物件を賃貸契約もしくは売買契約するものであり、かつ、物件が所在する地区に移住促進計画が策定されていること。 ・移住者が地区が策定する移住促進計画に記載する人材像、条件等に合致する者であること。 ・空家所有者と移住者(同居する者、同居する予定の者を含む)が2親等以内の親族でないこと。 ・移住者は10年以上定住する意思を有する者であること。(5年以内に転居、対象住居を取り壊しまたは譲渡した場合は補助金返還を求めることがある) ・改修工事等の着工前の申請であること。 ・移住の前後1年以内に申請すること。(物件の契約日から1年以内には移住すること)	○対象経費 ・空き家の改修に要する経費の一部 ○補助額 ・対象経費の10分の10以内の額で90万円を限度とする(府指定区域の場合は180万円) ※下水道供用開始区域(市設置浄化槽区域含む)内で、新規排水設備接続工事を実施する場合は、上限140万円に増額(府指定区域の場合は230万円)	
		移住奨励金	・市外から本市に住所を移転する移住者であること。 ・移住前に継続して2年以上市外に住所を有していた者であること。 ・京丹後市定住空家情報バンクに登録された物件を賃貸契約もしくは売買契約するものであり、かつ、物件が所在する地区に移住促進計画が策定されていること。 ・移住者が地区が策定する移住促進計画に記載する人材像、条件等に合致する者であること。 ・空家所有者と移住者(同居する者、同居する予定の者を含む)が2親等以内の親族でないこと。	○対象経費 ・京丹後市定住空家情報バンクの登録物件へ移住する際に必要となる家財道具等の運搬経費及び移動に要する費用 ○奨励金 ・対象経費の2分の1以内の額で10万円を限度とする。	
その他	その他、空家の有効活用を通して移住及び定住の促進による地域活性化を図るため実施している「京丹後市定住空家情報バンク空き家バンク」、市外に住所を有する者で、本市への移住(転勤又は婚姻による転入予定者を除く。)を検討している者への「京丹後市お試し移住体験住宅事業」などの事業も実施。				

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
京都府	伊根町	伊根町沿岸漁業振興対策事業 (新規就業者環境整備事業)	漁業協同組合又は漁業会社(町内従業員が10名以上)	新規就業者の受入のために行う従業員寮等の整備にかかった経費。 補助率:5/10以内、300万円を限度とする。	伊根町地域整備課 農林水産係 TEL:0772-32-0505
		伊根町漁業経営開始支援事業 補助金	①45歳未満であって新たに自営漁業を開始する者。主として遊漁船業を開始する者は除く。 ②漁協組合員資格を有している者(准組合員含む) ③漁業経営計画に則した漁業を営める者 ④町内に住所があり、町税の滞納がない者 ⑤以前にこの事業による補助金の交付を受けていない者	若年漁業者が新たに自営漁業を開始するとき、または事業開始後1年以内までに必要な漁船・漁具の購入経費の一部を補助 【補助対象経費】自営漁業を開始する際に必要な漁船・漁具の購入経費 【補助率と上限額】補助対象経費の1/2以内、300万円を限度とする。	
		伊根町新規漁業就業者支援給 付金	①45歳未満であって新たに自営漁業を開始する者。主として遊漁船業を開始する者は除く。 ②国、府の長期研修事業又は、親族の元で2年以上独立型漁業研修を実施した者 ③漁協組合員資格を有している者(准組合員含む) ④漁業経営計画に則した漁業を営める者 ⑤町内に住所があり、町税の滞納がない者 ⑥生活保護、求職者支援制度など生活費を支給するその他の事業と重複していないこと。 ⑦以前に給付金の支給を2年間受けていない者	経営が不安定になる新規漁業経営開始時のリスク軽減のため、給付金によって補助 【給付金額】年間150万円 【給付期間】最大2年間	
		漁業近代化資金利子補給金	漁業近代化資金を借受ける者	借入を行う際の利子に対し5年間補助	
		移住促進住宅整備事業	①伊根町空き家登録制度に基づき登録された空家を取得もしくは賃借し、自ら居住するために必要な改修であること。 ②町内へ移住する前後1年以内に申請すること。 ③空家を取得もしくは賃借してから、1年以内に移住すること。 ④過去に国、または地方公共団体から移住促進を目的とした補助金が交付されたことがない者	空き家の改修に要する経費の補助 【補助対象経費】家屋または敷地に係る工事に要する工事費用など。 【補助率と補助額】補助対象経費の全額、ただし180万円を限度とする。	
		定住促進住宅補助金	①町内へ転入する前に5年以上町外に住所を有していた者 ②自らが定住する目的で新築または購入もしくは所有する家屋を増改築した住宅に10年以上居住する意思を有する世帯であること。 ③事業計画書の提出日において、世帯主とその配偶者の年齢の合計が95歳未満の世帯であること。(ただし、世帯主が独身の場合は、50歳未満の世帯) ④事業計画書の提出日において、転入後5年以内の世帯であること。(ただし、町内で第1次産業に従事する者が世帯主の場合は転入後10年以内の世帯)	自らが居住する住宅の新築、購入または増改築に要する費用の補助 【補助対象経費】家屋または敷地に係る工事に要する工事費用など。 【補助率と補助額】補助対象経費の1/10以内、ただし150万円を限度とする。(ただし、町内建築業者が施工する場合は、補助対象経費の5/100を加算する。加算額の限度は50万円とする)	伊根町企画観光課 企画係 TEL:0772-32-0502
大阪府	泉北郡 忠岡町	レベルアップ支援補助金	●忠岡町に在住または忠岡町内の事業所に勤務する方。 ●国家資格(船舶操縦免許含む)等に合格すること。	町在住、町内事業所で勤務する方が国家資格(船舶操縦免許含む)等に合格した際に、経費の一部を補助する。	忠岡町産業振興課 電話:0725-22-1122
	泉南郡 岬町	岬町農・漁業新規就労支援事業	補助金の交付申請日において農業または漁業に就労しようとする45歳未満で、岬町HPに掲載している要件を満たす方 URL: <a href="http://www.town.misaki.osaka.jp/soshiki/soumu/kikaku/teiju/348.html">http://www.town.misaki.osaka.jp/soshiki/soumu/kikaku/teiju/348.html</a>	新たに町内で農業及び漁業に就労した転入者の方に家賃補助を行う。	岬町企画地方創生課 電話:072-492-2775
兵庫県	たつの市	たつの市がんばる海の男支援事業	①実践研修対象者 対象地区の漁家の子弟及び漁家の出身者で、市外に転出後再転入し、自らが相続する資産を利用し、漁家になることを目指す者。 ※国が行っている「新規漁業就業者確保事業」では漁家子弟の場合、3親等以内の親族による研修は対象外となっているため、親子、叔父、甥を対象にする。 ②漁業就業体験対象者 漁業経験のない者(県内外の希望者も可) ③その他 たつの市長、各漁業組合長が認めるもの。	○実践研修指導補助金 助成額 雇用型 月額9.4万円以内(1年間112.8万円以内) 独立型(1年目225.6万円以内)(2年目112.8万円以内)(3年目112.8万円以内)(合計451.2万円以内) 助成期間 雇用型は最長12ヶ月、独立型は最長36ヶ月 ○船舶免許取得補助金(実践研修生を対象に) 5万円まで(免許取得費用を補助(1/2程度)) ○Uターン者就業準備補助金 1家族 20万円まで ○漁業就業体験補助金 体験就業補助金、体験就業指導補助金、宿泊費補助金を補助 ○その他の補助項目 安全対策費……ライフジャケット、カッパなどの購入費 保険料……研修生の保険料	たつの市産業部農林水産課 TEL:0791-64-3137(直通) FAX:0791-63-2594(代表)

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
和歌山 県	和歌山市	漁業担い手育成支援事業 ※和歌山県の漁業担い手育成 支援事業と連動した事業	新規漁業就業希望者等	地域協議会で策定する実行計画に基づき、漁協等が実施する新規担い手の確保・育成を支援 ・漁業への理解を深めるための漁業体験 ・就業希望者に対する短期研修・長期研修	和歌山市役所農林水産課 電話：073-435-1049
	有田市	有田市漁業後継者支援事業	・有田市内に住所を有し、現に居住する15歳以上50歳未満の者 ・現に漁業に従事している者、若しくは新たに漁業に就業しようとする者 ・支援事業により取得した資格を活用して年間90日以上就業日数を確保し、将来においても漁業に就業する意欲が高い者	○漁業後継者及び漁業新規就業者が漁業経営に必要な資格を取得するための経費の一部を補助 ・小型船舶操縦士免許の取得 ・海上特殊無線免許の取得 * 事業費の1/2以内(1事業当たりの補助金の最高限度額は20万円)	有田市役所産業振興課 水産係 電話：0737-83-1111(内266) suisan@city.arida.lg.jp
		有田市漁業新規就業者住居支援事業	・世帯の総収入が800万円以下の者 ・新たに漁業に就業しようとする15才以上50才未満の者で、将来においても漁業に従事する意欲が高い者 ・申請日の属する年度以前において、申請者が納税義務を負う市区町村に納付すべき税額に滞納がない者 ・有田箕島漁業協同組合長又は雇用主の推薦する者 ・生活保護法(昭和25年法律第144号)による扶助を受けていないこと	○有田市内の民間賃貸住宅に居住する漁業新規就業者に対して家賃の一部を補助 ・毎月の契約家賃の2分の1以内で千円未満を切り捨て(限度額：月額2万5千円)。 ・交付期間は、支給開始月から起算して2年。 ・補助金は、1年を6月ごとの2期に区分し、それぞれの期間満了後に6月分を交付。 * 1年間の補助対象人数の限度は、5名とする。 * 民間賃貸住宅：有田市内に所在する賃貸住宅(公営住宅並びに公的家賃住宅、社宅、寮等の給与住宅を除く。)をいう。 * 家賃：賃貸借契約書に定められた賃借料(管理費、共益費及び駐車場使用料を除く。)をいう。	
		漁業担い手育成支援事業 ※和歌山県の漁業担い手育成 支援事業と連動した事業	新規漁業就業希望者等	有田市漁村づくり協議会で策定する実行計画に基づき、漁協等が実施する新規担い手の確保・育成を支援 ・漁業への理解を深めるための漁業体験 ・就業希望者に対する短期研修・長期研修	
	湯浅町	漁業担い手育成支援事業 ※和歌山県の漁業担い手育成 支援事業と連動した事業	新規漁業就業希望者等	湯浅町漁村づくり協議会で策定する実行計画に基づき、漁協等が実施する新規担い手の確保・育成を支援 ・漁業への理解を深めるための漁業体験 ・就業希望者に対する短期研修・長期研修	湯浅町役場産業建設課 電話：0737-63-2525 sangyou2@town.yuasa.lg.jp
広川町	漁業担い手育成支援事業 ※和歌山県の漁業担い手育成 支援事業と連動した事業	新規漁業就業希望者等	広川町漁村づくり協議会で策定する実行計画に基づき、漁協等が実施する新規担い手の確保・育成を支援 ・漁業への理解を深めるための漁業体験 ・就業希望者に対する短期研修・長期研修	広川町役場産業建設課 電話：0737-23-7764 sangyou1@town.hirogawa.wakayama.jp	

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
和歌山 県	田辺市	漁業就業体験事業	<b>■目的</b> 漁業を職業としようとする方への機会を提供し、市内において漁業の担い手としての就業を促すことを目的に実施。 <b>■対象者</b> (1)原則として15歳以上50歳未満の方。(未成年の場合は保護者の同意が必要。) (2)真剣に漁業に就業したいと考え、専業での漁業就業を目指す方。 (3)暴力団員等及び暴力団関係者でない方。 ※面談のうえ、乗船を認められた方が漁業体験に進めます。	<b>■研修内容(基本)</b> ①面談(半日程度)…受け入れ漁協・講師(漁師)・市職員等との面談、体験内容等の説明など ②漁業乗船(1日～3日)…漁船に同乗し、漁の準備から後片付けまで体験(3日を上限) ※面談のうえ、乗船を認められた方が漁業体験に進めます。 <b>■その他</b> ・漁業体験を行う場合は、傷害保険等への加入が必要です。 ・現地までの交通費、滞在費及び保険料、体験に必要な服装、小物などの準備物等は体験者において負担いただきます。 ・天候等の状況により、体験事業を中止・延期することがあります。	田辺市農林水産部水産課 TEL:0739-26-9932
		新規漁業就業者支援事業費補助	<b>■目的</b> 水産物の安定供給と市内の漁業振興を図るため、新たに漁業を職業として就業する者を支援するために実施。 <b>■対象者</b> (1)市内に住所を有する方又は漁業就業開始の日までに市内に住所を有することを確約した方。 (2)本補助事業終了後、引き続き3年以上市内に住所を有し、かつ、市内において引き続き漁業に従事することを誓約した方。 (3)新規漁業就業予定時の年齢が原則50歳未満であり、次代を担う漁業者となることについての強い意欲を有している方。 (4)田辺市漁業就業体験事業による漁業就業体験を受けている方。 (5)市内に住所を有する方においては、市税を滞納していないこと。	○免許取得支援費 ・補助対象経費:船舶免許、無線免許取得費用 ・補助限度額:90千円 ・補助率:1/2以内 ○漁業支度支援費 ・補助対象経費:漁業用消耗品、備品類 ・補助限度額:20千円 ・補助率:1/2以内	
	すさみ町	漁業生産振興対策事業 (新規就業者支援事業)	満65歳未満(申請時)。 和歌山南漁業協同組合すさみ支所にて認定された者。 なお、補助金交付後1年以内に正組合員となること。	船舶関係及び機器類の購入に係る経費(漁具等は除く) 補助率1/2 限度額1,000千円	すさみ町役場産業振興課 水産振興担当 TEL:0739-55-4805
	串本町	串本町漁業担い手育成支援事業 ※和歌山県の漁業担い手育成支援事業と連動した事業	新規漁業就業希望者等	地域協議会で策定する実行計画に基づき、漁協等が実施する新規担い手の確保・育成を支援 ・漁業への理解を深めるための漁業体験 ・就業希望者に対する短期研修、長期研修	串本町産業課 TEL:0735-62-0558
	那智勝浦町	那智勝浦町次代につなぐ漁村づくり支援事業 ※和歌山県の漁業担い手育成支援事業と連動した事業	新規漁業就業希望者等	地域協議会で策定する実行計画に基づき、漁協等が実施する新規担い手の確保・育成を支援 ・漁業への理解を深めるための漁業体験 ・就業希望者に対する短期研修、長期研修	那智勝浦町農林水産課 TEL:0735-29-4455
	新宮市	新宮市漁業担い手育成支援事業 ※和歌山県の漁業担い手育成支援事業と連動した事業	新規漁業就業希望者等	地域協議会で策定する実行計画に基づき、漁協等が実施する新規担い手の確保・育成を支援 ・漁業への理解を深めるための漁業体験 ・就業希望者に対する短期研修、長期研修	新宮市農林水産課 TEL:0735-23-3351
島根県	松江市	新規漁業者支援事業	市内に住所を有する65歳未満の新規漁業者(漁協正組合員資格取得後3年未満の者)。	漁船、漁業用機械・機器、漁網等の整備に必要な費用の1/2以内の補助(上限300万円・3年間計)。	松江市産業経済部 水産振興課 TEL:0852-55-5636
		自営漁業者自立給付金	認定新規漁業者	沿岸自営漁業者の担い手となる新規漁業者に対し、漁業への定着を支援する自営漁業者自立給付金を交付する。 (就業時年齢50歳未満:年間1,200千円(県負担600千円)以内×5年間以内)(就業時年齢50歳以上65歳未満:年間600千円(県負担300千円)以内×2年間以内 ※補助スキーム→県1/2、市町村1/2)	
		沿岸漁業スタートアップ事業	認定新規漁業者	沿岸自営漁業者の担い手となる新規漁業者に対し、漁業を開始する際に必要な機材等の取得に対して補助金を交付する。 (漁船(中古船に限る)、漁具の取得費) (市町村補助額の1/2以内で補助額上限1,000千円) ※補助スキーム→県1/3、市町村1/3、漁業者1/3	
		自営漁業者自立貸付金	市内に住所を有し、自営漁業者自立給付金の交付要件に該当しない者 研修事業終了時の年齢が65歳未満の者、市税等を滞納していない者 新規自営漁業者育成事業の漁労技術習得研修を受けた期間が12月以上の者	新規自営漁業者に漁業への定着を支援するための資金の貸付けを行うことにより、本市の区域内の漁業の担い手を確保育成することを目的とする。 (年間600千円×2年以内)	
		新規就農者・就漁者誘致対策事業	新規就漁者(自営漁業者又は雇用者であって、漁業就業開始後5年を経過しない者)	就漁者が居住するために賃借する住居の家賃の補助(上限月額1万円・1年間)。	

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
島根県	浜田市	浜田市ふるさと漁業育成事業	UIターン希望者が公益財団法人ふるさと島根定住財団の「UIターンのための島根の産業体験事業」の助成対象となり浜田漁港及び唐鐘漁港を基地とする沖合底曳網漁業経営体及びまき網漁業経営体及び定置網漁業経営体で漁業技術等の研修を3ヶ月以上1年以内の間に実施するものに対しJFLまねを通じ助成。	「経営体から研修生への支給額相当額」と「UIターンのための島根の産業体験事業」助成金との差額を助成(上限66,000円/月)。	浜田市産業経済部 水産振興課 TEL:0855-25-9520
		浜田市若者漁業者確保支援事業	【補助対象者】補助の対象となる者は、浜田漁港及び唐鐘漁港を基地とする次に掲げるもの(以下「経営体」という。)を取りまとめる漁業協同組合JFLまね浜田支所とする。 (1)沖合底曳網漁業経営体 (2)旋網漁業経営体 (3)定置網漁業経営体 【補助対象事業】補助の対象となる事業は、経営体が新規学卒者等を新たに雇用し、当該雇用された新規学卒者等(研修生)に対し組合が計画した漁業技術を習得するための研修を実施するものとする。	①賃金 補助対象経費の1/2補助(限度額93,000円) ②船舶所有者負担の保険料 補助対象経費の1/2補助(限度額15,000円) ※補助限度額は、1月につき研修生1人当たりの額	
	出雲市	漁業従事者支援事業 (新規漁業者支援事業)	市内に住所を有するJFLまね組合員である個人であって、次の要件のいずれかに該当するもの ア JFLまね組合員資格取得後6年未満の者 イ 定置網漁業等の企業経営体の雇われによる漁業就業経験者であって、新たに自営漁業による自立を図ろうとするもの。ただし、補助金の適用を受けた初年度を含め5年度以内のものに限る。	船舶・漁業用機械・漁業用機器・漁網の整備費用、または漁業に必要な資格取得に係る費用の1/2以内の補助(上限200万円)。	出雲市農林水産部 水産振興課 TEL:0853-21-6795
		漁業従事者支援事業 (認定漁業者支援事業)	【補助対象者】市内に住所を有するJFLまね組合員である個人であって、以下の条件を満たす者 ①組合員資格取得後6年以上の者。 ②年間収入の内、漁業による収入が一番多い ③水揚げ日数が年間90日以上 ④漁業経営計画の内容が適切である 【事業内容】認定漁業者による新規漁業者への指導料	新規漁業者への指導料として、月額5万円の定額補助(上限60万円)	
		漁業従事者支援事業 (認定企業経営体支援事業)	【補助対象者】認定企業経営体:市内に住所を有するJFLまね組合員である法人であって、以下の条件を満たす者 ①組合員資格取得後1年以上の者 ④漁業経営計画の内容が適切である 【事業内容】新規就業者に係る基本給相当額	新規漁業者に係る基本給相当額の1/3以内(上限:月額5万円/人、30万円)	
	大田市	大田市産業体験者定着支援事業	【補助対象者】 ①UIターンしまね産業体験事業による助成金の交付を受けた者のうち、引き続き大田市において同業種の産業体験を行う者 ②大田市に住所を有する者 ③大田市税等を滞納していない者 ※新規申請受付は終了 令和3年度は継続分のみ助成	産業体験を通じた定住を促進することを目的とし、(公財)ふるさと島根定住財団の実施するUIターンしまね産業体験事業による助成金の交付を受けた者のうち、引き続き大田市において同業種の産業体験を行う場合、大田市にて助成します。 【助成期間】UIターンしまね産業体験事業助成金の助成対象期間が満了する月の翌月から、3か月以上2年以内 【助成額】月額9万円(実家に居住する場合等は半額)※中学生以下の子どもを同伴し、産業体験を行う方に対し、一世帯あたり月額3万円を加算。	大田市政企画部 まちづくり定住課 TEL:0854-83-8029
	西ノ島町	西ノ島町沿岸自営漁業自立支援事業費補助金	町内に住所を有する、またはその見込のある者で、町内で自営漁業に従事する者。島根県が認定する「認定新規漁業者」を受けた者。 ○沿岸漁業スタートアップ事業 島根県の「沿岸漁業スタートアップ事業」対象者 ○自営漁業者自立給付金事業 島根県の「自営漁業者自立給付金事業」対象者	○沿岸漁業スタートアップ事業 沿岸自営漁業を開始する際に必要な機材等の取得に要する経費の2/3を補助 上限 200万円 ○自営漁業者自立給付金事業 生活の安定化により漁業への定着を支援するための給付金 漁業就業時の年齢 49歳以下の者:月額10万円 50歳以上65歳未満の者:月額5万円	西ノ島町産業振興課 TEL:08514-6-1220
		西ノ島町新規漁業就業者研修事業費補助金	○新規自営漁業就業者研修支援事業 補助事業者:既存自営漁業者 以下の全ての要件を満たすこと 1 西ノ島町に住所を有する者 2 研修希望者が希望する漁業種について指導を行える者 3 月に4日以上指導を行うこと 4 研修希望者と協力し事業計画書を作成すること ○Uターンまき網漁業就業者研修支援事業 補助事業者:まき網漁業経営体 過去に西ノ島町に住所を有した者を雇用するまき網漁業経営体	○新規自営漁業就業者研修支援事業 新たな漁業種を習得しようとする意欲ある者に対し技術指導を行う既存の自営漁業者に対して月額3万円を支給する 上限 36万円(最長2年間) ○Uターンまき網漁業就業者研修支援事業 本町で初めてまき網漁業に就業する者を雇用しようとするまき網漁業経営体に対して1名につき月額12万円を支給する 上限 144万円(最長1年間)	

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
広島県	江田島市	江田島市新規漁業就業者支援事業	下記条件を満たす者 (1)市内に住所を有し、原則として交付申請の日において50歳以下であること。 (2)市内の漁業協同組合に加入し、又は加入見込みであり、5年以上の就業が見込めること。 (3)国若しくは広島県新規漁業就業者支援協議会が実施する長期研修又は総合研修を終了していること。 (4)市税等を完納していること。	(初年度)新たに購入する漁船、漁具等の整備に係る経費 交付対象経費の2/3以内 限度額 2,000,000円 (2～5年度)漁具等の整備に係る経費 交付対象経費の1/2以内 限度額 500,000円	江田島市産業部農林水産課 TEL:0823-43-1642
	呉市	新規漁業就業者総合支援事業	新規漁業就業者着業支援奨励金 (1)市内に住所を有し、国若しくは、広島県の実行漁業研修の修了者、または、市の行う漁業研修を3か月以上受講した者 (2)市内の漁業協同組合に加入又は加入見込みの新規漁業就業者で、自ら漁船を有し専業で漁業経営を開始し、2年以上継続すること (3)加入もしくは、加入見込みの漁業協同組合長の推薦がある者 (4)市税等の未納がないこと (5)市、その他の機関等の補助事業の対象となっていないこと (6)呉市暴力団排除条例第2条第2号及び同条第3号に規定する者でないこと	漁業専業経営の開始時に必要となる費用 (1)国若しくは広島県の漁業研修修了者 (上限額100万円、ただし、漁家の子弟の場合は1/2) (2)市の漁業研修修了者 (上限額50万円、ただし、漁家の子弟の場合は1/2)	呉市産業部農林水産課 水産振興室 TEL:0823-25-3319
			新規漁業就業者定着支援奨励金 (1)市内に住所を有し、国若しくは、広島県の実行漁業研修、市の行う漁業研修又は、呉漁業協同組合連絡協議会が行う漁師弟子入り体験を修了した者 (2)市内の漁業協同組合加入後3年以内の新規漁業就業者で、自ら漁船を有し専業で漁業経営を営む者 (3)加入漁業協同組合長の推薦がある者 (4)市税等の未納がないこと (5)市、その他の機関等の補助事業の対象となっていないこと (6)呉市暴力団排除条例第2条第2号及び同条第3号に規定する者でないこと	新たに購入する漁船・漁具等の設備の整備等に係る費用 (事業費の1/2以内で1回限り。上限額25万円)	
	大崎上島町	大崎上島町U・Iターン者就業者支援事業	・就業適性判断期間支援金 新規漁業従事者のうち月10日以上研修先で研修を受ける者 ・新規漁業者支援金 新規漁業従事者のうち、出漁日数が年間90日以上又は月間8日以上ある者 新規漁業従事者とは、次のいずれにも該当する者 ①申請時において55歳以下の者 ②町内の漁業協同組合に加入見込又は加入3年以内の者 ③加入若しくは加入しようとする漁業協同組合長の推薦がある者又は親元就業した者	就業適性判断期間支援金 月額65,000円 最長1年(12か月)上限額780,000円  新規漁業者支援金 月額65,000円 最長2年(24か月) 上限額1,560,000円	大崎上島町役場 地域経営課 農林水産係 TEL:0846-65-3123 FAX:0846-65-3144
	尾道市	漁業後継者育成事業 (燃油支援)	<対象者> 国庫事業である漁業担い手確保・育成対策事業(長期研修)を実施する尾道市内の漁業協同組合。	補助金の額は、船舶研修時に要する経費の2分の1以内の額で、上限額を研修1日につき5,000円とし、1か月につき20日を限度として計算して得た額とする。	尾道市産業部農林水産課 水産振興係 TEL:0848-38-9474 FAX:0848-37-2377 Eメール: J/norin@city.onomichi.hiroshima.jp
		尾道市新規漁業就業者育成漁船漁具等整備事業	<対象者> ①市内に住所を有し、原則として、補助金申請の日において50歳未満の者。 ②市内漁業協同組合に新規に加入し、又は加入する見込みであり、専業で3年以上の漁業就業が見込める者。 ③市税を完納している者。	①漁業経営開始又は申請日から1年以内に購入した漁船漁具費用に限る。三親等以内の者からの購入は対象外。 ②補助金の額は、新規漁業就業者が漁業経営を開始する際購入する漁船漁具等の整備に要する経費の1/2以内。 ③上限額は900,000円とする(補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた額を補助金の額とする)。	
		尾道市新規漁業就業者漁業研修事業	<対象者> ①広島県新規漁業就業者支援協議会が実施する漁業相談会で選考後、短期漁業研修で適性を確認した新規漁業就業希望者に対し、長期研修を実施する受入漁業協同組合に対し、その費用を補助する。 ②独立時に50歳未満の者。 ③年度において1名とする。	補助金の額は、長期研修等に要する経費の4分の3以内の額とする。	
		新規漁業就業者経営安定促進事業(燃油支援)	・広島県新規漁業就業者支援協議会が実施する長期研修を修了し、市内漁業協同組合に所属する漁業を開始した新規就業者 ・新規就業した日から1年間 ・所属漁業の定款で定められた日数以上、操業すること	就業者が操業時に使用する漁船の燃料費の1/2以内、37,500円/月を上限とする。	

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
広島県	福山市	福山市新規漁業就業者育成事業	○認定者の要件・対象 (1)福山地区水産振興対策協議会が実施する短期研修に係る費用	短期研修(備船料, 傷害保険料, 安全対策装備品)への補助 補助率10/10(107千円以内)	福山市経済環境局経済 部農林水産課 TEL:084-928-1032 FAX:084-927-7021
		福山市新規漁業就業者漁船等 整備事業	○認定者の要件・対象 (1)市内に住所を有し, 原則として申請の日において50歳未満の個人であること。 (2)市内の漁協に加入済みであり, 3年以上の就業が見込めること。 (3)広島県新規漁業就業者支援協議会が実施する総合研修又は長期研修を修了していること。 (4)市税等(上下水道料金含む)の未納がない者及び福山市その他法人又は団体が実施する同種の補助事業の対象となっていないもの。	就業時に導入する漁船・漁具等の補助 補助率1/2以内(90万円以内)	
山口県	山口市	山口市新規漁業就業者支援事業	山口県漁業就業者確保育成センターの長期漁業技術研修等を受けている者に対する家賃補助 (交付要件) ①市内に住所を有し, 借家等を借り上げ, 自ら家賃を支払っていること。 ②市税等の滞納がないこと。	(補助期間) 研修期間中 (補助金額) 10/10(月額家賃の千円未満切捨て 限度額30,000円)	山口市経済産業部水産 港湾課 TEL:083-984-8026
	光市	移住・定住奨励金事業	本市の第一次産業に就業することを目的として市外から本市に転入した者に対する奨励金 (1)自己経営を開始又は法人就業を目指す研修生(新規漁業就業総合支援事業又は新規漁業就業者定着促進事業に採択又は採択見込みであり, 当該事業における研修を行おうとする者)。 (2)研修終了後, 自己経営を開始又は法人就業した者。	(1)研修生1人当たり200,000円。ただし同一世帯に配偶者がいる場合は100,000円を加算する。 (2)新規就業者1人当たり200,000円。ただし, 同一世帯に配偶者がいる場合は100,000円を加算する。	光市経済部農林水産課 TEL:0833-72-1498(直通)
		新規就業者家賃助成事業	本市の第一次産業に就業することを目的として研修を受ける者並びに研修終了後に自己経営を開始又は法人に就業した者が本市に所在する借家等を賃借する者	借家を賃借する経費の1/2以内とし, 月額25,000円を上限とする。 ※研修開始から3年間	
	萩市	萩市漁業後継者育成対策事業	山口県漁協青壮年部連合会阿武萩支部が行う漁業後継者育成事業 (お見合い事業)	該当経費の1/2以内(上限30万円)。	萩市農林水産部水産課 TEL:0838-25-4195
		漁業スタートアップ応援事業 【就業準備支援事業】	事業対象者: 新たに漁業経営を開始して6カ月以内の新規漁業就業者	新規漁業就業者に対して就業に必要な経費を支援する。 ・50,000円	
		漁業スタートアップ応援事業 【賃貸住宅家賃支援事業】	事業対象者: 新たに漁業研修を開始して6カ月以内の新規漁業就業希望者又は漁業経営を開始して6カ月以内の新規漁業就業者	新規漁業就業者(研修生を含む)が, 自ら居住するために民間から賃貸住宅を借り上げたときの家賃の一部を支援する。 ・住宅家賃の1/2以内, 上限20,000円/月	
		漁業スタートアップ応援事業 【UJターン家族就業支援事業】	事業対象者: 新たに漁業研修を開始して6カ月以内の新規漁業就業希望者又は漁業経営を開始して6カ月以内の新規漁業就業者	家族で移住して漁業就業(研修を含む)する方に対して, 18歳以下の子どもの人数に応じて加算補助金を支援する。 ・扶養者1人 5,000円/月 ・扶養者2人 10,000円/月 ・扶養者3人以上 15,000円/月	
	長門市	漁業就業者経営自立化促進事業	事業対象者: 国や県の支援対象とならない55歳以下の新規漁業就業希望者及びその指導者	国や県の支援対象とならない漁業就業希望者に対して, 一定期間の研修を行い, 漁業経営を開始する際に必要な漁業技術, 知識等の習得を支援するために必要な経費を支援する。 ・55歳以下の者 50,000円/月 ・研修指導者 10,000円/月	長門市農林水産課水産 振興班 TEL:0837-23-1145
			①【自立化促進型】 ・漁業経営中の親の下で就業中の子弟で, 事業継承の際に国や県の事業の対象とならない者。 ・事業継承に限らず独立する者で国や県の支援対象とならない者。 ②【後継者育成型】 ・国や県の漁業就業者支援制度を利用しないで, 親等の船に同乗し操業を手伝いながら技能取得を目指す者。 ①, ②とも対象者は50歳未満が条件。	支援額: 75,000円/月(支援期間最長12カ月) ※①, ②共通	
阿武町	定住促進事業【Uターン奨励金】	定住意思のある50歳以下の方が, 就業の為にUターンされた場合	家族世帯20万円, 単身10万円	阿武町づくり推進課 TEL:08388-2-3111	
		定住促進事業【Iターン奨励金】	定住意思のある方がIターンされた場合		家族世帯20万円, 単身10万円
		定住促進事業【就業支度金】	町に住所を有し, 定住意思のある方が新卒就業された場合		5万円
周防大島町	漁業住宅事業	(1) 国若しくは県における長期漁業技術研修を受けている者 (2) 経営自立化支援事業による経営支援を受けている者	・新規漁業就業者の定着促進に資する観点から左記の対象者を優先的に取り扱う。 ・左記の対象者については支援措置として家賃(月額)10,000円, 左記以外の漁業者については家賃(月額)16,000円	周防大島町産業建設部 水産課水産班 TEL:0820-79-1004	

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
山口県	平生町	平生町水産振興費補助金	山口県漁協平生町支店	新規就漁者の確保を目的としたイベント参加に係る経費等(経費の1/2以内)を助成する。	平生町産業課農林水産班 TEL:0820-56-7117
		平生町水産振興費補助金	山口県漁協平生町支店	県漁協平生町支店が行う新規就漁者の住居借上げ料補助の一部(補助金の1/2、上限30,000円以内)を助成する。 ※県漁協平生町支店の補助内容・・・住居借上げ料の30,000円を超える部分を上限30,000円の範囲内で助成する。	
		空家リフォーム助成事業【空家バンク】	新規漁業者	①リフォーム:対象費用の1/2(上限40万) ②不要物の撤去:対象費用の全額(上限20万)	
	防府市	防府市新規漁業就業者支援事業	・防府市に住居登録していること ・市内の漁業協同組合において、山口県漁業就業者確保育成センターが実施する長期漁業技術研修または国が実施する同様の漁業技術研修制度による漁業研修を受講していること ・生活保護法による扶助を受けていないこと ・市県民税、固定資産税、軽自動車税に滞納がないこと	・漁業研修中の賃貸住宅の家賃に対する支援(上限3万円、通算36月以内)	防府市産業振興部農林水産振興課 TEL:0835-25-2134
	周南市	新規漁業就業者住宅支援事業	国又は県における長期漁業技術研修を受ける者で、研修先近隣に住居を確保することが必要と認められるもの	新規漁業就業希望者が、就業に向けた研修を受ける際の住宅確保に係る家賃1/2以内(限度額25,000円/月)	周南市産業振興部水産課 TEL:0824-22-2222
宇部市	宇部市UJターン奨励助成金	市外から市内に転入し、宇部市に定住する方	・引越助成金 市内への引越しに際し、引越し業者に支払った費用の1/2に相当する額(上限4万円) ・仲介手数料助成金 居住する家屋の売買もしくは賃貸借契約に際し、宅地建物取引業者に支払った仲介手数料の1/2に相当する額(上限3万) ・中古住宅購入助成金 居住するために締結する不動産売買契約に際し、不動産所有者に支払った中古住宅購入費用(基準額15万円※中古住宅売買価額を上限) ・子育て支援助成金 助成対象者自身が中学生以下の子供を監護しており、その子供とともに転入する場合(子供の人数に関係なく基準額一律2万) ・北部地域家財撤去助成金 助成対象者が北部6地区(小野、二俣瀬、厚東、船木、万倉、吉部)の中古住宅を購入又は賃借し、当該中古住宅に残存している家財道具等を処分する費用(基準額5万円※家財撤去費用を上限)	宇部市総合戦略局政策企画グループ TEL:0836-34-8480	
徳島県	美波町	地域産業育成研修奨励金	・美波町の住民基本台帳に記録され、現に居住する者	・地域産業の育成のための技術を研究、習得するために美波町外において研修を受ける場合に対象経費の1/2以内を支給する ・支給額は1人につき年間50,000円、1世帯につき年間100,000円とする ・徳島県内は10,000円以内、四国地区管内は20,000円以内、国内各地区は50,000円以内	美波町産業振興課 TEL:0884-77-3617
		後継者育成奨励金	・美波町の住民基本台帳に記録され、現に居住する者 ・後継者は満45歳未満(申請時)の者 ・後継者になった日から1年以上を経過し、2年以内の者 ・地域産業に従事する日数が年間100日以上であり、今後も継続して従事する者	・1人につき50,000円を支給する。(1回限り)	美波町産業振興課 TEL:0884-77-3617
	海陽町	海陽町みらいの担い手育成事業	(1)年間を通じて町内で漁業を営む事業者であること (2)町内の漁業の担い手として従事することが見込まれる者(満18歳以上60歳未満)を新たに雇用し、就業に必要な技術を習得させるための実践的な研修を行い得ること。ただし、国、県等の助成事業終了後、次年度において継続雇用する場合は、新規雇用したものとみなすものとする (3)原則として、雇用保険、労働者災害補償保険の社会保険に加入させること (4)本事業の就業生の人件費が、国、県等と重複して助成を受けていないこと	補助金の交付対象経費は、漁業の担い手として新たに雇用した者に対し支払う給与の1/2以内とし、雇用者1人につき、月額10万円を上限とする。	海陽町役場産業観光課 TEL:0884-76-1511
伊方町	伊方町新規就業者支援対策事業	(1)新規学卒就業者及び新規参入者で、新たに農林水産業に就業した者。 (2)特別の事情を除き、引き続き就業できる者。 (3)町内に居住する者で、申請時に18歳以上45歳未満の者。 (4)土地、漁船等を所有している親族関係者が伊方町内に在住しているか、又は将来において所有する見込がある者。 (5)原則として長期研修開始後10年以内に自営の就業者として自立することを目指す者。 (6)審査会において計画に適性があると認められた者で、認定後、伊方町ですみやかに農林水産業に従事することが確実と認められる者。	技術研修費及び生活費 (1)親族の経営基盤を引継ぎながら規模拡大及び経営改善を行う者で就業月額5万円。 (2)親族の経営基盤を全く引き継がず新規経営する者又は親族が死亡、病気のため、代わりに新規経営する者で就業月額10万円。 (研修期間3年以内とし、研修日数は220日以上とするが、天候、事故、病気等のやむを得ない事由が生じた場合にはこの限りでない。)	伊方町農林水産課農林水産室 TEL:0894-38-2651	

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
愛媛県	上島町	上島町農林漁業インターン事業	○本町に転入し、7年以上継続して居住する意思のある者で、新たに農林漁業を営もうとするおおむね50歳以下の者。 ○認定委員会で適正と認められた者。	(研修内容) ①中核農家又は中核漁家での作業実習 ②農林水産業関係の試験研究機関及び指導機関での作業実習 ③農林漁業の経営に必要な技術習得研修 (認定期間)2年以内 (研修費)月額10万円を限度額として支給(夫婦の場合は月額15万円を限度額とする)	上島町産業振興課 TEL:0897-75-2500
	八幡浜市	八幡浜市漁業新規就業者支援事業	次の(1)から(4)のいずれにも該当する者 (1)漁業後継者又は新規就業者であって、八幡浜漁業協同組合からの推薦を受けることができること。 ※漁業後継者…八幡浜市に住所を有し、かつ、15歳以上40歳未満の者であって、漁業を業として行う親族の経営基盤を引き継ぎながら規模拡大及び経営改善を行う者 ※新規就業者…八幡浜市に住所を有し、かつ、15歳以上50歳未満の者であって、漁業を業として行う親族の経営基盤を全く引き継がずに新規経営する者又は親族が死亡、病気のため、代わりに新規経営する者 (2)市税等を滞納していないこと。 (3)他の制度による補助金又は助成金等の交付を受けていないこと。 (4)過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。	技術研修費及び生活費 (1)漁業後継者…漁業従事期間中 月額5万円 (2)新規就業者…漁業従事期間中 月額10万円 支給条件 ・年間に必要な漁業従事日数は、90日以上とする。ただし、天候、事故、病気等のやむを得ない事由が生じた場合は、この限りでない。 ・支給期間は、最長で36か月間とする。	八幡浜市水産港湾課 TEL:0894-22-3111(代表)
	西予市	西予市漁業新規就業者等支援事業	独立して自営する漁業後継者・新規漁業者 漁業後継者:40歳未満、新規漁業者:50歳未満 漁業就業後3年以内の者 漁協の推薦を受ける者	技術研修費及び生活費補助 漁業後継者:月30,000円、新規漁業者:月50,000円	西予市産業部農業水産課 TEL:0894-62-6409
	宇和島市	宇和島市漁業新規就業者支援事業	対象者:漁業協同組合 条件:『えひめ漁業担い手確保促進協議会』が実施する漁業人材育成総合支援事業のうち、長期研修支援事業における実践研修で独立型及び雇用型研修を希望し、研修終了後は組合員として独立して生計を立てること及び組合員に雇用されることを目的とした研修生を受け入れる場合に就業・移住等にかかる費用を支援。	新規就業者の転入・就業費用、生活準備費用、通勤費用、家賃補助。 ※)上記はいずれも、国の制度(漁業人材育成総合支援事業)で対象とならない費用。	宇和島市水産課 TEL:0895-24-1111(代表)
	愛南町	愛南町新規漁業就業者育成強化事業	・概ね満45歳未満の者 ・漁業就業後3年以内の者 ・独立して自営する漁業者 ・漁業人材育成総合支援事業による研修又はそれに相当する国事業に基づく長期研修を修了した者及び修了見込みの者 ・上の研修終了者、終了見込みの者と同等の漁業能力を有すると愛南漁協又は久良漁協が認める者	新規漁船漁業者の漁具購入費、燃料費等の漁業経費に対して、漁協が支援する経費に対し補助する。 養殖業においては、種苗等を購入する経費に対し補助する。	愛南町水産課 TEL:0895-72-7312

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
高知県	室戸市	室戸市自営漁業者育成事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・15歳以上65歳未満の者 ・自営等の沿岸漁業者として独立を目指す者 ・審査会で承認された者	・長期研修: 地元漁師を指導者として、漁業技術を習得(1年以内) ・自立支援: 研修修了後、経営安定に向けた支援(1年以内) ・生活支援: 研修中及び自立支援期間中は生活支援金を支給(県・市町村合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり)。	室戸市産業振興課 TEL:0887-22-5116
		室戸市雇用型漁業者育成事業	定置網漁業等の沿岸漁業又は養殖業を営む団体を支援	・定置網漁業等における新規就業者の雇用に対して支援 ・支援内容: 1. 雇用にかかる経費を支給(県・市町村を合わせて月額117千円以内。補助金返還規定あり) 2. 消耗品費を支給(県・市町村を合わせて1人あたり年額3万円以内。ただし前年度に同一の新規就業者の雇用に係る消耗品費の補助を受けていない場合に限る。) ・支援期間: 1年以内	
		室戸市漁家子弟支援事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・受入者との関係が3親等以内の者 ・累積1年以上漁業に従事していないこと ・15歳以上65歳未満 ・審査会で承認された者	・漁業後継者の育成に向けた漁家子弟の新規就業に対する支援 ・生活支援: 生活支援金を支給(県・市町村を合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり) ・支援期間: 1年以内	
		室戸市漁業経営安定化研修事業	・室戸市自営漁業者育成事業の長期研修修了後2年以内の者 ・室戸市漁家子弟支援事業の事業終了後1年以内の者	・長期研修等の修了生(左記事業対象者)が長期研修等で習得した漁法以外の漁法の習得するための研修を支援 ・支援内容: 研修にかかる経費を支給(県・市町村を合わせて30万円。) ・支援期間: 6月以内(ただし、1漁業種当たり3月以内)	
		室戸市漁船導入支援事業	・「浜の活力再生広域プラン」又は「漁船漁業構造改革広域プラン」において中核的漁業者に位置付けられた者	・就業時における初期投資の負担軽減のため、独立に必要な漁船(中古)を一般社団法人高知県漁業就業支援センターが取得・整備し、就業希望者にリースするのに要する経費の一部を支援。 ・補助率: 5分の1以内(県・市を合わせて限度額500万円以内。補助金返還規定あり)	
	奈半利町	奈半利町自営漁業者育成事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・15歳以上65歳未満の者 ・自営等の沿岸漁業者として独立を目指す者 ・審査会で承認された者	・長期研修: 地元漁師を指導者として、漁業技術を習得(1年以内) ・自立支援: 研修修了後、経営安定に向けた支援(1年以内) ・損害保険料の支援: 研修生の損害保険料を支援(長期研修期間のみ) ・生活支援: 研修中及び自立支援期間中は生活支援金を支給(県・市町村合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり)。	奈半利町地域振興課 TEL:0887-38-8182
		奈半利町雇用型漁業支援事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・沿岸・沖合漁業又は養殖業を営む団体等	・雇用型漁業における新規就業者の雇用に対する支援 ・雇用にかかる経費 県・市町村合わせて月額11万7千円以内。 ※10日未満の場合は11,700円/日 ・消耗品費 県・市町村合わせて30千円以内/名 ・支援期間: 1年以内	
		奈半利町漁家子弟支援事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・受入者との関係が3親等以内の者 ・累積1年以上漁業に従事していないこと ・15歳以上65歳未満 ・審査会で承認された者	・漁業後継者の育成に向けた漁家子弟の新規就業に対する支援 ・生活支援: 生活支援金を支給(県・市町村を合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり) ・支援期間: 1年以内	
		奈半利町漁船導入支援事業	・「浜の活力再生広域プラン」又は「漁船漁業構造改革広域プラン」において中核的漁業者に位置付けられた者	就業時における初期投資の負担軽減のため、独立に必要な漁船(中古)を漁船リース事業協会又は漁協が取得・整備し、就業希望者にリースするのに要する経費の一部を支援。 ・補助率: 5分の1以内(限度額500万円以内) (不正に支援金の交付を受けた場合等は、支援費を返還していただくことがある)	

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
高知県	安芸市	安芸市自営漁業者育成事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・15歳以上65歳未満の者 ・自営等の沿岸漁業者として独立を目指す者 ・審査会で承認された者	・長期研修: 地元漁師を指導者として、漁業技術を習得(1年以内) ・自立支援: 研修修了後、経営安定に向けた支援(1年以内) ・損害保険料の支援: 研修生の損害保険料を支援(長期研修期間のみ) ・生活支援: 研修中及び自立支援期間中は生活支援金を支給(県・市町村合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり)。	安芸市商工観光水産課 TEL:0887-35-1011
		安芸市雇用型漁業支援事業	定置網漁業等の沿岸漁業又は養殖業を営む団体を支援	・定置網漁業等における新規就業者の育成に対して支援 ・支援内容: 育成にかかる経費を支給(県・市町村を合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり) ・支援期間: 1年以内	
		安芸市漁家子弟支援事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・受入者との関係が3親等以内の者 ・累積1年以上漁業に従事していないこと ・15歳以上65歳未満 ・審査会で承認された者	・漁業後継者の育成に向けた漁家子弟の新規就業に対する支援 ・生活支援: 生活支援金を支給(県・市町村を合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり) ・支援期間: 1年以内	
		安芸市沿岸漁業設備投資促進事業	・「浜の活力再生広域プラン」を策定する広域水産業再生委員会に参画する漁業者(新規就業者を含む。新規就業者とは、高知県新規漁業就業者支援事業の技術研修生及び研修修了者で1年以内の者) ・国の競争力強化型機器等導入緊急対策事業で承認された事業であること。	就業時における初期投資の負担軽減のため、漁業用機器等を導入するための経費の一部を支援。 ・補助率: 20分の1以内。新規就業者は10分の1以内。(限度額500万円以内)※不正に支援金の交付を受けた場合等は、支援費を返還していただくことがある	
		安芸市漁船導入支援事業	・「浜の活力再生広域プラン」又は「漁船漁業構造改革広域プラン」において中核的漁業者に位置付けられた者(新規就業者を含む。新規就業者とは、高知県新規漁業就業者支援事業の技術研修生及び研修修了者で1年以内の者)	就業時における初期投資の負担軽減のため、独立に必要な漁船(中古)を漁船リース事業協会が取得・整備し、就業希望者にリースするのに要する経費の一部を支援。 ・補助率: 10分の1以内。新規就業者は5分の1以内。(限度額500万円以内) ※不正に支援金の交付を受けた場合等は、支援費を返還していただくことがある	
香南市	香南市	香南市自営漁業者育成事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・15歳以上65歳未満の者 ・自営等の沿岸漁業者として独立を目指す者 ・審査会で承認された者	・長期研修: 地元漁師を指導者として、漁業技術を習得(1年以内) ・自立支援: 研修修了後、経営安定に向けた支援(1年以内) ・損害保険料の支援: 研修生の損害保険料を支援(長期研修期間のみ) ・生活支援: 研修中及び自立支援期間中は生活支援金を支給(県・市町村合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり)。	香南市農林水産課 TEL:0887-50-3015
		香南市雇用型漁業支援事業	定置網漁業等の沿岸漁業又は養殖業を営む団体を支援	・定置網漁業等における新規就業者の育成に対して支援 ・支援内容: 育成にかかる経費を支給(県・市町村を合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり) ・支援期間: 1年以内	
		香南市漁家子弟支援事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・受入者との関係が3親等以内の者 ・累積1年以上漁業に従事していないこと ・15歳以上65歳未満 ・審査会で承認された者	・漁業後継者の育成に向けた漁家子弟の新規就業に対する支援 ・生活支援: 生活支援金を支給(県・市町村を合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり) ・支援期間: 1年以内	

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
高知県	高知市	高知市漁業就業支援事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・15歳以上65歳未満の者 ・自営等の沿岸漁業者として独立を目指す者 ・累積1年以上漁業に従事していないこと(自営漁業者育成研修事業) ・審査会で承認された者	(自営漁業者育成研修事業) 新規漁業就業者が自営の沿岸漁業者として独立するために必要となる漁業技術を習得するための研修を実施する事業 ・事業対象者への生活支援金(1人当たり50,000円に研修を受けた月数を乗じて得た額) ・研修の指導者への謝金(1人当たり25,000円に指導を行った月数を乗じて得た額) ・研修に使用する船の用船料(25,000円に研修を行った月数を乗じて得た額) ・支援期間:最長1年間 (自営漁業者育成支援事業) 上記の研修を修了した者に対する経営安定に向けた支援を行う事業 ・事業対象者への生活支援金(1人当たり50,000円に支援を行った月数を乗じて得た額) ・支援期間:最長1年間	高知市農林水産課 TEL:088-823-9458
			次に掲げる主な要件を満たす者 ・沿岸、沖合漁業又は養殖業を営む団体等	(雇用型漁業支援事業) 定置網漁業等を営む法人その他の団体又は個人による新規漁業就業者の雇用に対する支援を行う事業 ・事業対象者による新規漁業就業者の雇用に対する支援金(事業対象者が雇用する新規漁業就業者1人当たり50,000円に雇用した月数を乗じて得た額)	
			次に掲げる主な要件を満たす者 ・15歳以上65歳未満の者 ・受入者との関係が3親等以内の者 ・累積1年以上漁業に従事していないこと ・審査会で承認された者	(漁家子弟支援事業) 漁業を営む者の親族で漁業に新規就業するものに対する支援を行う事業 ・事業対象者への生活支援金(1人当たり50,000円に支援を行った月数を乗じた額) ・支援期間:最長1年間	
	高知市漁船導入支援事業	「浜の活力再生広域プラン」又は「漁船漁業構造改革広域プラン」において中核的漁業者に位置付けられた者	補助対象者が新規漁業就業者にリースするための漁船(総重量が10トン未満のものに限る)を購入、改修等する経費を補助する事業 ・補助率:5分の1(限度額500万以内)		
土佐市	土佐市	土佐市自営漁業者育成事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・15歳以上65歳未満の者 ・自営等の沿岸漁業者として独立を目指す者 ・累積1年以上漁業に従事していない者 ・沿岸漁業又は養殖業を営む団体等に雇用されていない者 ・審査会で承認された者	・長期研修:地元漁師を指導者として、漁業技術を習得(1年以内) ・自立支援:研修修了後、経営安定に向けた支援(1年以内) ・生活支援:研修中及び自立支援期間中は生活支援金を支給(県・市町村合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり)	土佐市水産課 TEL:088-850-3880
		土佐市雇用型漁業支援事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・かつおまぐろ近海漁業等の雇用型漁業における新規就業者を雇用した団体、法人又は個人等 ○新規就業者の要件 ・15歳以上65歳未満の者 ・累積1年以上漁業に従事していない者 ・国または地方公共団体の研修事業等を受講していない者 ・審査会で承認された者	・かつおまぐろ近海漁業等の雇用型漁業における新規就業者の雇用に対する支援 ・雇用にかかる経費(県・市町村合わせて154万円以内) ・支援期間:1年以内	
		土佐市漁家子弟支援事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・15歳以上65歳未満の者 ・受入者との関係が3親等以内の者 ・累積1年以上漁業に従事していない者 ・国または地方公共団体の研修事業等を受講していない者 ・審査会で承認された者	・漁業後継者の育成に向けた漁家子弟の新規就業に対する支援 ・生活支援:生活支援金を支給(県・市町村を合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり) ・支援期間:1年以内	

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
高知県	須崎市	須崎市自営漁業者育成事業	・15歳以上65歳未満の者 ・自営等の沿岸漁業者として独立を目指す者 ・審査会で承認された者	・長期研修: 地元漁師を指導者として、漁業技術を習得(1年以内) ・自立支援: 研修修了後、経営安定に向けた支援(1年以内) ・損害保険料の支援: 研修生の損害保険料を支援(長期研修期間のみ) ・生活支援: 研修中及び自立支援期間中は生活支援金を支給(県・市町村合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり)。	須崎市農林水産課 TEL:0889-42-3591
		須崎市雇用型漁業支援事業	・沿岸・沖合漁業又は養殖業を営む団体等	・雇用型漁業における新規就業者の雇用に対する支援 ・雇用にかかる経費 県・市町村合わせて月額11万7千円以内。 ※10日未満の場合は11,700円/日 ・消耗品費 県・市町村合わせて30千円以内/名 ・支援期間: 1年以内	
		須崎市漁家子弟支援事業	・受入者との関係が3親等以内の者 ・累積1年以上漁業に従事していないこと ・15歳以上65歳未満 ・審査会で承認された者	・漁業後継者の育成に向けた漁家子弟の新規就業に対する支援 ・生活支援: 生活支援金を支給(県・市町村を合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり) ・支援期間: 1年以内	
		須崎市補強研修事業	・自営漁業者育成事業の長期研修または漁家子弟支援事業を修了し、漁船を取得して1年未満の者	・指導者謝金 ①指導者の船を使用 県・市町村を合わせて7,500円/日 ②研修生の船を使用 県・市町村を合わせて30千円/日 ・実施日数: 10日以内	
		須崎市漁業安定化研修事業	・自営漁業者育成事業の長期研修修了後2年以内の者 ・漁家子弟支援事業の事業終了後1年以内の者	・指導者謝金 県・市町村を合わせて75千円以内/月 ※20日未満の場合は日額3,750円 ・用船料 県・市町村を合わせて100千円以内/月 ※10日未満の場合は、日額10千円 ・研修経費 県・市町村を合わせて300千円以内/名 ・実施期間: 6ヶ月以内	
		須崎市漁船導入支援事業	・「浜の活力再生広域プラン」又は「漁船漁業構造改革広域プラン」において中核的漁業者に位置付けられた者	就業時における初期投資の負担軽減のため、独立に必要な漁船(中古)を漁船リース事業協会又は漁協が取得・整備し、就業希望者にリースするのに要する経費の一部を支援。 ・補助率: 5分の1以内(限度額500万以内) ※不正に支援金の交付を受けた場合の補助金返還規定あり	
	中土佐町	中土佐町自営漁業者育成事業	・15歳以上65歳未満の者 ・自営等の沿岸漁業者として独立を目指す者 ・審査会で承認された者	・長期研修: 地元漁師を指導者として、漁業技術を習得(1年以内) ・自立支援: 研修修了後、経営安定に向けた支援(1年以内) ・損害保険料の支援: 研修生の損害保険料を支援(長期研修期間のみ) ・生活支援: 研修中及び自立支援期間中は生活支援金を支給(県・市町村合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり)。	中土佐町農林水産課 TEL:0889-52-2471
		中土佐町雇用型漁業支援事業	・沿岸・沖合漁業又は養殖業を営む団体等	・雇用型漁業における新規就業者の雇用に対する支援 ・雇用にかかる経費 県・市町村合わせて月額11万7千円以内。 ※10日未満の場合は11,700円/日 ・消耗品費 県・市町村合わせて30千円以内/名・支援期間: 1年以内	
		中土佐町漁家子弟支援事業	・受入者との関係が3親等以内の者 ・累積1年以上漁業に従事していないこと ・15歳以上65歳未満 ・審査会で承認された者	・漁業後継者の育成に向けた漁家子弟の新規就業に対する支援 ・生活支援: 生活支援金を支給(県・市町村を合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり)・支援期間: 1年以内	
		中土佐町補強研修事業	・自営漁業者育成事業の長期研修または漁家子弟支援事業を修了し、漁船を取得して1年未満の者	・指導者謝金 ①指導者の船を使用 県・市町村を合わせて7,500円/日 ②研修生の船を使用 県・市町村を合わせて30千円/日 ・実施日数: 10日以内	
中土佐町漁業安定化研修事業		・自営漁業者育成事業の長期研修修了後2年以内の者 ・漁家子弟支援事業の事業終了後1年以内の者	・指導者謝金 県・市町村を合わせて75千円以内/月 ※20日未満の場合は日額3,750円 ・用船料 県・市町村を合わせて100千円以内/月 ※10日未満の場合は、日額10千円 ・研修経費 県・市町村を合わせて300千円以内/名 ・実施期間: 6ヶ月以内		
		中土佐町漁船導入支援事業	・「浜の活力再生広域プラン」又は「漁船漁業構造改革広域プラン」において中核的漁業者に位置付けられた者	就業時における初期投資の負担軽減のため、独立に必要な漁船(中古)を漁船リース事業協会又は漁協が取得・整備し、就業希望者にリースするのに要する経費の一部を支援。・補助率: 5分の1以内(限度額500万以内) ※不正に支援金の交付を受けた場合の補助金返還規定あり	

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
高知県	四万十町	四万十町自営漁業者育成事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・15歳以上65歳未満の者 ・自営等の沿岸漁業者として独立を目指す者 ・審査会で承認された者	・長期研修: 地元漁師を指導者として、漁業技術を習得(1年以内) ・自立支援: 研修修了後、経営安定に向けた支援(1年以内) ・損害保険料の支援: 研修生の損害保険料を支援(長期研修期間のみ) ・生活支援: 研修中及び自立支援期間中は生活支援金を支給(県・市町村合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり)。	四万十町農林水産課 TEL:0880-22-3113
		四万十町雇用型漁業支援事業	定置網漁業等の沿岸漁業又は養殖業を営む団体を支援	・定置網漁業等における新規就業者の育成に対して支援 ・支援内容: 育成にかかる経費を支給(県・市町村を合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり) ・支援期間: 1年以内	
		四万十町漁家子弟支援事業	・受入者との関係が3親等以内の者 ・累積1年以上漁業に従事していないこと ・15歳以上65歳未満 ・審査会で承認された者	・漁業後継者の育成に向けた漁家子弟の新規就業に対する支援 ・生活支援: 生活支援金を支給(県・市町村を合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり) ・支援期間: 1年以内	
	黒潮町	黒潮町自営漁業者育成事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・15歳以上65歳未満の者 ・自営等の沿岸漁業者として独立を目指す者 ・審査会で承認された者	・長期研修: 地元漁師を指導者として、漁業技術を習得(1年以内) ・自立支援: 研修修了後、経営安定に向けた支援(1年以内) ・損害保険料の支援: 研修生の損害保険料を支援(長期研修期間のみ) ・生活支援: 研修中及び自立支援期間中は生活支援金を支給(県・市町村合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり)。	黒潮町海洋森林課 TEL:0880-55-3115
		黒潮町雇用型漁業支援事業	定置網漁業等の沿岸漁業又は養殖業を営む団体を支援	・定置網漁業等における新規就業者の育成に対して支援 ・支援内容: 育成にかかる経費を支給(県・市町村を合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり) ・支援期間: 1年以内	
		黒潮町漁家子弟支援事業	・受入者との関係が3親等以内の者 ・累積1年以上漁業に従事していないこと ・15歳以上65歳未満 ・審査会で承認された者	・漁業後継者の育成に向けた漁家子弟の新規就業に対する支援 ・生活支援: 生活支援金を支給(県・市町村を合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり) ・支援期間: 1年以内	
	土佐清水市	土佐清水市自営漁業者育成事業	・15歳以上65歳未満の者 ・自営等の沿岸漁業者として独立を目指す者 ・審査会で承認された者	・長期研修: 地元漁師を指導者として、漁業技術を習得(1年以内) ・自立支援: 研修修了後、経営安定に向けた支援(1年以内) ・損害保険料の支援: 研修生の損害保険料を支援(長期研修期間のみ) ・生活支援: 研修中及び自立支援期間中は生活支援金を支給(県・市町村合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり)。	土佐清水市農林水産課 TEL:0880-82-1114
		土佐清水市雇用型漁業支援事業	・沿岸・沖合漁業又は養殖業を営む団体等	・雇用型漁業における新規就業者の雇用に対する支援 ・雇用にかかる経費 県・市町村合わせて月額11万7千円以内。 ※10日未満の場合は11,700円/日 ・消耗品費 県・市町村合わせて30千円以内/名・支援期間: 1年以内	
		土佐清水市漁家子弟支援事業	・受入者との関係が3親等以内の者 ・累積1年以上漁業に従事していないこと ・15歳以上65歳未満 ・審査会で承認された者	・漁業後継者の育成に向けた漁家子弟の新規就業に対する支援 ・生活支援: 生活支援金を支給(県・市町村を合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり) ・支援期間: 1年以内	
		土佐清水市補強研修事業	・自営漁業者育成事業の長期研修または漁家子弟支援事業を修了し、漁船を取得して1年未満の者	・指導者謝金 ①指導者の船を使用 県・市町村を合わせて7,500円/日 ②研修生の船を使用 県・市町村を合わせて30千円/日 ・実施日数: 10日以内	
		土佐清水市新規漁労技術習得研修事業	・自営漁業者育成事業の長期研修等の修了生	・指導者謝金 県・市町村を合わせて75千円以内/月 ※20日未満の場合は日額3,750円 ・用船料 県・市町村を合わせて100千円以内/月 ※10日未満の場合は、日額10千円 ・研修経費 県・市町村を合わせて300千円以内/名 ・実施期間: 6ヶ月以内	
		土佐清水市漁業就業者定住促進対策事業	・新規漁業就業者(長期技術研修生)の被扶養者(同居)である配偶者及び子がいる場合に人数に応じて支給。	・配偶者…月額3万円 ・子…1人につき月額1万円(不正な申請による返還規定あり)	
土佐清水市漁船導入支援事業		・「浜の活力再生広域プラン」又は「漁船漁業構造改革広域プラン」において中核的漁業者に位置付けられた者	就業時における初期投資の負担軽減のため、独立に必要な漁船(中古)を漁船リース事業協会又は漁協が取得・整備し、就業希望者にリースするのに要する経費の一部を支援。(不正に支援金の交付を受けた場合の返還あり)		

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
高知県	宿毛市	宿毛市自営漁業者育成事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・15歳以上65歳未満の者 ・自営等の沿岸漁業者として独立を目指す者 ・審査会で承認された者	・長期研修: 地元漁師を指導者として、漁業技術を習得(1年以内) ・自立支援: 研修修了後、経営安定に向けた支援(1年以内) ・損害保険料の支援: 研修生の損害保険料を支援(長期研修期間のみ) ・生活支援: 研修中及び自立支援期間中は生活支援金を支給(県・市町村合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり)。	宿毛市産業振興課 TEL:0880-63-1117
		宿毛市雇用型漁業支援事業	定置網漁業等の沿岸漁業又は養殖業を営む団体を支援	・雇用型漁業における新規就業者の雇用に対する支援 ・生活支援: 生活支援金を支給(県・市町村を合わせて月額141万円以内。補助金返還規定あり) ・支援期間: 1年以内	
		宿毛市漁家子弟支援事業	・受入者との関係が3親等以内の者 ・累積1年以上漁業に従事していないこと ・15歳以上65歳未満 ・審査会で承認された者	・漁業後継者の育成に向けた漁家子弟の新規就業に対する支援 ・生活支援: 生活支援金を支給(県・市町村を合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり) ・支援期間: 1年以内	
		宿毛市漁業経営安定化研修事業	○補強研修事業 ・長期研修の修了生(自船を取得してから1年を経過していない者に限る)。 ○新規漁労技術習得研修事業 ・長期研修の修了生(自船での研修必須)。	○補強研修事業 ・長期研修で実施した主力の漁業種について、漁業経営を開始するための技術補強を目的とした日単位の補強研修を実施。 ○新規漁労技術習得研修事業 ・新たな漁労技術の習得を希望する者に対して、月単位の新規漁労技術習得研修を実施。	
	大月町	大月町自営漁業者育成事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・15歳以上65歳未満の者 ・自営等の沿岸漁業者として独立を目指す者 ・審査会で承認された者	・長期研修: 地元漁師を指導者として、漁業技術を習得(1年以内) ・自立支援: 研修修了後、経営安定に向けた支援(1年以内) ・損害保険料の支援: 研修生の損害保険料を支援(長期研修期間のみ) ・生活支援: 研修中及び自立支援期間中は生活支援金を支給(県・市町村合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり)。	大月町産業振興課 TEL:0880-73-1115
		大月町雇用型漁業支援事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・沿岸・沖合漁業又は養殖業を営む団体等	・雇用型漁業における新規就業者の雇用に対する支援 ・雇用にかかる経費 県・市町村合わせて月額11万7千円以内。 ※10日未満の場合は11,700円/日 ・消耗品費 県・市町村合わせて30千円以内/名 ・支援期間: 1年以内	
大月町漁家子弟支援事業		・受入者との関係が3親等以内の者 ・累積1年以上漁業に従事していないこと ・15歳以上65歳未満 ・審査会で承認された者	・漁業後継者の育成に向けた漁家子弟の新規就業に対する支援 ・生活支援: 生活支援金を支給(県・市町村を合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり) ・支援期間: 1年以内		
福岡県	福岡市	新規就業者育成支援事業	・新たに漁業に就業しようとする者で、申請時に福岡市内に居住する者。 ・福岡市漁協の組合員で、申請時に就業日から5年度以内の者。	短期技術取得、漁具・装備等購入等新規就業者の漁業従事に必要な経費の1/2以内かつ補助対象者が就業した日以降連続する5年度以内で1人30万円を限度	福岡市農林水産局水産部 水産振興課 TEL:092-711-4364
	北九州市	漁師塾制度	新規漁業就業希望者(おおむね40歳以下)	北九州市内の漁業協同組合が実施する、新規就業者育成を目標とした漁業研修(3~14日程度)に関する支援	北九州市産業経済局水産課 TEL:093-582-2086

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
佐賀県	鹿島市	農林漁業者応援プロジェクト事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3親等以内の親族の農林漁業経営に参入し、新たに就業しようとする者</li> <li>(1)就業日における年齢が18歳以上50歳未満であること</li> <li>(2)市内に住所を有し、市内において漁業を行うこと[漁業従事日数が150日以上]</li> <li>(3)同一世帯において市税を滞納していないこと</li> <li>(4)漁協の推薦を受けていること</li> <li>(5)農林漁業所得を主として生計を立てている世帯であること</li> </ul>	(1)活動支援金[定額] 補助上限額50万円(夫婦(兄弟等)で就業する場合100万円) (2)経営向上支援金[補助率1/2] ①機械等整備費、②資材購入費、③免許等の取得費用として補助上限額100万円 ④研修等への参加費として3千円/回(3万円) ※(1)は主に就業1年目に補助し、(2)は就業2,3年目に補助する。(1)、(2)合わせて、補助額150万円以内(夫婦(兄弟等)で就業する場合は200万円以内)なお、事業期間中及び事業期間終了後3年間は毎年4月と10月に直近6ヶ月の就業状況について、就業状況報告書を提出する必要がある。	佐賀県鹿島市農林水産課 TEL:0954-63-3413
	唐津市	明日の漁業者チャレンジ支援事業	(1)市内に住所を有する者で、申請時に15歳以上45歳以下の者 (2)年間の漁業就業日数が、年間90日以上見込まれ漁業協同組合の推薦を受けた者 (3)生活費の確保を目的としたその他の事業による給付等を受けていない者 (4)市税の滞納がない者	市内における漁業担い手の確保及び育成のため、国・県が行う新規就業者支援の対象外で、3親等以内の親族の元で就業する漁家子弟の新規後継者に対し、技術研修費及び生活費を助成するもの (1)親族の経営基盤を引継ぎながら規模拡大及び経営改善を行う者で給付期間1年につき1人当たり60万円。 (2)親族の経営基盤を全く引き継がず新規経営する者又は親族が死亡、病気のため、代わりに新規経営する者で給付期間1年につき1人当たり120万円。※最大2年間支給	佐賀県唐津市水産課 TEL:0955-72-9130
			明日の漁業者競争力強化支援事業	市内に住所を有し、かつ、市内の漁協を拠点に漁業を営むもの又は受益漁業者が属する漁協	国が行う浜の担い手漁船リース緊急事業、競争力強化型機器等導入緊急対策事業及び水産業成長産業化漁船・漁具等リース導入事業の補助金(1/2補助)に対し、補助対象経費の1/10以内の額(1,000円未満切り捨て)の補助。補助上限1件につき100万円。
佐賀県	玄海町	担い手育成事業(漁業次世代人材投資事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国事業の長期研修事業を終了後若しくは正組合員として漁協に加入した者</li> <li>・45歳未満の者(当初申請日の属する年度に45歳になる者を含む)</li> <li>・漁協正組合員(3年以内)、漁業就業計画等の合致(5年後までに生計確立、実現化)、世帯所得600万円以下、独立・自営漁業就業者、親元就業者(後継者)の場合は新規と同等のリスクがあること。</li> <li>・3年間の漁業経営義務化→途中中断は返還の対象</li> </ul>	補助期間:申請後5年間(1~3年目:1,500千円/年、4、5年目:1,200千円) 通常(4月から新規で組合員になった場合)の流れ 4月計画承認申請を受けた場合 5月に6ヵ月分(4~9月分)の資金を精算払で支払う。 125,000円×6月=750,000円⇒【漁業就業報告】を10月末までに6ヵ月分を提出 10月に6ヵ月分(10~3月分)の資金を精算払で支払う。 125,000円×6月=750,000円⇒【漁業就業報告】を4月末までに6ヵ月分を提出 4年目以降は金額が月当たり100,000円	佐賀県玄海町農林水産課 TEL:0955-52-2199
		担い手育成事業(家賃補助事業)	・5年以内に町外から転居し、第一次産業に従事する新規就業者(各漁協の組合員又は町内で漁業の研修を受ける者)	対象経費:賃貸借契約書を締結した家賃月額1/2以内(百円未満切り捨て)上限25,000円(敷金、礼金等は対象外) 補助期間:最大3年間の補助を想定(申請月~3年間)	

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
長崎県	長崎市	長崎市新規漁業就業促進事業 1 漁業就業実践研修事業 ※長崎県の「次代を担う漁業後継者育成事業」と連動した事業	1. これまでに1年間を超えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、新たに漁業を始める者(雇用型漁業から独立型漁業へ転換する者を除く)であって、かつ、市が就業定着の意欲と能力があると認めた60歳未満の者。ただし、漁家子弟にあつては、漁家から生計独立した者、Uターンした者、又は学校卒業後3年以内であつて複数の漁業種類等の漁業就業実践研修に取り組む者。 (1)経営者育成コース(独立型漁業) (2)従業者育成コース(雇用型漁業) 2. 上記以外の漁家子弟のうち、直近3年の平均漁業所得が500万円未満の者 (3)漁家子弟コース	研修期間内(最長2年間)に必要な下記の経費 (1)経営者育成コース及び(2)従業者育成コース ① 研修費 125,000円/月※20日/月以上の研修を実施した月を対象とする(2親等以内の親族と生計を一にする場合は100,000円/月) ② 漁業経費 保険加入料、漁業資材購入費、その他研修受講に必要な経費 50,000円/年(上限) (3)漁家子弟コース ①基本手当 1年目:100,000円/月、2年目:80,000円/月 ②漁業経費 保険加入料、漁業資材購入費、その他研修受講に必要な経費 50,000円/年(上限)	長崎市水産振興課 TEL:095-820-6563
		2 新規着業者フォローアップ事業	1の技術習得支援により研修を終了した者で、かつ、研修期間を含め独立型漁業に1年以上従事している者	対象経費:燃油、漁業資材等にかかる経費 上限50,000円(月額) 支援期間:1年間	
	佐世保市	佐世保市漁業後継者対策事業 ※長崎県の「ひとが創る持続可能な漁村推進事業」と連動した事業	これまでに1年間を超えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、新たに漁業を始める者(雇用型漁業から独立型漁業へ転換する者を除く)であつて、かつ、市が就業定着の意欲と能力があると認めた者	研修期間中(最長2年間)に必要な下記の経費 <研修生> ①生活費補助 125,000円/月以内(2親等以内の親族と生計を一にする場合は100,000円/月以内) ②保険加入料、漁業資材購入費、その他研修受講に必要な経費 50,000円/年 <指導者> ①研修指導料 100,000円/月(ただし、研修生の2親等以内は支給対象外)	佐世保市水産課 TEL:0956-24-1111
	島原市	島原市漁業就業奨励金	平成21年4月1日以降、新たに島原・有明漁業協同組合の正組合員の資格を取得した者で、市内に住所を有し、新しく正組合員の資格を取得した日が、満50歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者。	正組合員の資格を取得した者に50千円、正組合員の資格を取得して2年経過後に100千円を奨励金として支給する。	
	島原市	ひとが創る持続可能な漁村推進事業 ※長崎県の「ひとが創る持続可能な漁村推進事業」と連動した事業	これまでに1年間を超えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、新たに漁業を始める者(雇用型漁業から独立型漁業へ転換する者を除く)であつて、かつ、市町が就業定着の意欲と能力があると認めた者(経営者育成コース、従業者育成コース、漁家子弟コース)ただし、漁家子弟については、漁家から生計独立した者、Uターンした者、又は学校卒業後3年以内であつて複数の漁業種類等の実践研修に取り組む者に限り、経営者育成コース、従業者育成コースの研修対象となる。	漁業就業実践研修事業(新規就業希望者の漁業技術習得研修期間中の研修費、保険料などに対する支援) ①経営者育成コース 対象者:一本釣、延縄、刺網、小型定置網等の独立型漁業の経営を目指す者 最長2年間、研修費支給及び漁業経費や指導者謝金(150千円/月以内)の支援 ※Uターン者に限り研修期間1年延長可(条件あり) ②従業者育成コース 対象者:定置網、養殖、まき網漁業等の雇用型漁業への従事を目指す者 最長1年間、研修費支給及び漁業経費の支援 ③漁家子弟コース 対象者:漁家の2親等以内の子弟であつて後継者として漁業就業を目指す者 対象漁家:直近3年平均の漁業所得が500万円未満の漁家 最長2年間、研修費支給及び漁業経費の支援 ④兼業漁師コース 対象者:他産業との兼業を目指し新たに漁業の技術習得を目指す者 最長180日間、研修費支給及び漁業経費や指導者謝金(1千円/時間※150千円/月以内)の支援※Uターン者に限り研修期間1年延長可(条件あり) 【研修費】①、②:12.5万円/月(親族と同居の場合10万円/月)、③:8~10万円/月、④:1千円/時間(12万円/月以内) 【漁業経費】保険料・資材費5万円/年 【対象者】漁協が推薦し、地域の受皿組織の意見を聴いた上で市町が認めた者が対象(ただし、漁家子弟にあつては経営者育成コース・従業者育成コース受講の場合は一定の条件あり)	島原市農林水産部耕地水産課 TEL:0957-68-5486

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
長崎県	平戸市	平戸市次代を担う漁業後継者育成支援事業  ※長崎県の「ひとが創る持続可能な漁村推進事業(漁業就業実践研修)」と連動した事業	新規就業希望者等	<p>1. 漁業就業実践研修事業</p> <p>・新規就業希望者の漁業技術習得研修期間中の生活費、保険料などに対する支援</p> <p>①経営者育成コース 対象者：一本釣、延縄、刺網、小型定置網等の独立型漁業の経営を目指す者 最長2年間、生活費支給及び漁業経費や指導者謝金(150千円/月以内)の支援</p> <p>②従業者育成コース 対象者：定置網、養殖、まき網漁業等の雇用型漁業への従事を目指す者 最長1年間、生活費支給及び漁業経費の支援</p> <p>③漁家子弟コース 対象者：漁家の2親等以内の子弟で後継者として漁業就業を目指す者 対象漁家：直近3カ年平均の漁業所得が500万円未満の漁家 最長2年間、奨励金支給及び漁業経費の支援 ・生活費12.5万円/月(親族と同居の場合10万円/月)または奨励金8～10万円/月、保険料・資材費5万円/年を支援 ・漁協が推薦し、地域の受皿組織の意見を聴いた上で市町が認めた者が対象(ただし、漁家子弟にあつては経営者育成コース・従業者育成コース受講の場合は一定の条件あり)</p> <p>2. 漁業定着支援研修事業</p> <p>新規漁業就業者(就業後3年未満)の技術向上及び燃油高騰等により経営が悪化した漁業者の漁業転換・多角化のための技術研修への支援</p> <p>○研修者・指導者への支援 奨励金(8千円/日)、指導者謝金(①:8千円/日、②:20千円/日)</p> <p>①先進漁家研修 ベテラン漁師の漁船に新規就業者等が乗船研修 ②漁業技術出前研修 新規就業者が自らの漁船でベテラン漁師の指導を仰ぐ</p>	平戸市農林水産部水産課 TEL0950-22-9153
		平戸市次代を担う漁業後継者育成支援事業 (漁業就業希望者事前研修事業)	新規に漁業就業を希望している者の漁業就業を目的とした研修を受け入れる漁業者(ただし、2親等以内の親族を受け入れる場合を除く)	研修を受け入れる漁業者に対する指導謝金の補助 研修期間：のべ30日間以内	

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
長崎県	松浦市	松浦市新規漁業就業促進事業 ※長崎県の「ひとが創る持続可能な漁村推進事業」と連動した事業 漁業就業実践研修事業	これまでに1年間を超えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、新たに漁業を始める者(雇用型漁業から独立型漁業へ転換する者を除く。)であって、かつ、新松浦漁業協同組合の長が推薦する者で、別途定める松浦地域漁業担い手確保計画に基づき、就業定着の意欲と能力があると市が認める者 以下の3コースの漁業就業実践研修期間中 ア 経営者育成コース a 対象者:一本釣、延縄、刺網、小型定置網等の独立型漁業の経営を目指す者 b 研修期間:2年間 イ 従業者育成コース a 対象者:定置網、養殖、まき網漁業等の雇用型漁業への従業者を目指す者 b 研修期間:1年間 ウ 漁家子弟コース a 対象者:漁家の2親等以内の子弟であって後継者として漁業就業を目指す者 b 対象漁家:直近3か年の平均漁業所得が500万円未満の漁家 c 研修期間:2年間 エ 兼業漁師コース a 対象者:他産業との兼業を目指し新たに漁業の技術習得を目指す者 b 研修期間:最長180日	研修期間中に必要とする経費 ①研修費、②保険加入料、③漁業資材購入費 ④健康診断や人間ドックの受診費用 ⑤その他研修受講に必要な経費 支給限度額(ア及びイ) ①1人につき、生活費として、125,000円/月(ただし、2親等以内の親族から生計独立していない場合は、100,000円/月) 支給限度額(ウ) ①1人につき、奨励金として、1年目は100,000円/月、2年目は80,000円/月 支給限度額(エ) ①1人につき、研修費として、1時間あたり1,000円、120,000円/月 研修費以外の支給限度額は、1人につき、50,000円/年とする。 漁家の子弟にあつては、漁家から生計独立した者、Uターンした者、又は学校卒業後3年以内であつて複数の漁業種類等の漁業就業実践研修に取り組む者に限り、ア及びイの対象とする。 漁業就業実践研修生を受入れる漁家に支払う謝金等(アが支給対象) 支給限度額 受入漁家1人につき、150,000円/月、支給期間は2年間以内とする。ただし2親等以内の親族が受入漁家となる場合は支給対象外とする。	松浦市水産課 TEL:0956-72-1111
		松浦市新規漁業就業促進事業 ※長崎県の「ひとが創る持続可能な漁村推進事業」と連動した事業 漁業定着支援研修事業	漁業経営を開始した者の技術向上若しくは漁業種類の転換又は多角化による経営安定のための研修等を実施する者 研修期間は6ヶ月以内とし、180日の範囲で分割して実施することができる。	研修等の実施に要する経費 支給限度額 ①先進漁家研修(指導者の漁船又は施設等を使用して行う技術指導) 指導謝金(用船料、資材費を含む。) 合計日額8,000円以内 研修者に対する研修費 日額8,000円以内 ②漁業技術出前研修(研修者の漁船又は施設等を使用して行う技術指導) 指導謝金 日額20,000円以内 旅費 松浦市職員等の旅費に関する条例(平成18年松浦市条例第41号)の例により算出された額 研修者に対する奨励金 日額8,000円以内 奨励金は研修者1人につき、160,000円/月(旅費を除く)、指導謝金は指導者1人につき、30万円/月(旅費を除く)を上限とする。	
	対馬市	1. 対馬市漁業就業実践研修事業(漁業就業実践研修事業) ※長崎県の「漁業就業実践研修事業」と連動した事業	これまでに1年間を超えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、新たに漁業を始める者(雇用型漁業から独立型漁業へ転換する者を除く)であつて、かつ、市が就業定着の意欲と能力があると認めた者(ただし、漁家の子弟にあつては、漁家から生計独立した者、Uターンした者、又は学校卒業後3年以内であつて複数の漁業種類等の実践研修に取り組む者又、直近3ヶ年平均の漁業所得が500万円未満の漁家。)	研修期間中に必要とする下記の経費 ①生活費 125,000円/月(ただし、2親等以内の親族と生計を一にする場合は100,000円/月) ②保険加入料、漁業資材購入費、その他研修受講に必要な経費 50,000円/年	対馬市水産課 TEL:0920-53-6111
		2. 対馬市漁業あととり育成事業	これまでに1年間を超えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、新たに漁業を始める者であつて、かつ、市が就業定着の意欲と能力があると認めた漁家子弟(漁協負担があるため、事前に漁協の同意が必要。)	研修期間中に必要とする下記の経費 ①生活費 100,000円/月	
壱岐市	漁業就業者確保育成総合対策事業	これまでに1年間を超えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、新たに漁業を始める者(雇用型漁業から独立型漁業へ転換する者を除く)であつて、かつ、市が就業定着の意欲と能力があると認めた者の技術習得研修(経営者育成コース、従業者育成コース、漁家子弟コース)	研修期間中に必要とする下記の経費 1. 経営者育成コース(最長2年間)・従業者育成コース(最長1年間) ①研修費 150,000円/月(ただし、2親等以内の親族と生計を一にする場合は100,000円/月) ②保険加入料、漁業資材購入費、その他研修受講に必要な経費 50,000円/年 2. 漁家子弟コース(最長2年間) ①研修費 100,000円/月(ただし、2年目は80,000円/月) ②保険加入料、漁業資材購入費、その他研修受講に必要な経費 50,000円/年	壱岐市水産課 TEL:0920-44-6114	
	1. 技術習得支援事業 ※長崎県の「ひとが創る持続可能な漁村推進事業」と連動した事業 2. 漁業後継者対策事業	管内の漁協と連携し、漁業後継者の育成確保のため、漁家子弟で新たに着業する者に、当面の生活費や準備金を奨励金として助成する。(漁協負担があるため漁協との協議が必要)	研修期間中に必要とする下記の経費 ①生活費・準備金 150,000円/月		

市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先	
五島市	1 漁業就業実践研修事業	就業定着の意欲と能力があると認められた者	(1)技術研修期間内に必要とする下記の経費 ①生活費 ②保険加入料 ③漁業資材購入費 ④その他研修受講に必要な経費 補助限度額 ①150,000円/月(ただし、2親等以内の親族と生計を 一にする場合は、100,000円/月) ②~④の経費総額の上限 50,000円/年	五島市水産課 TEL:0959-72-7869	
	2 漁業定着支援研修	漁業経営を開始した者	ベテラン漁業者による技術指導に要する経費及び研修者に対する 奨励金 ①漁業匠研修 対象経費:指導謝金(日額8,000円以内)奨励金(日額8,000円以内) ②漁業匠出前研修 対象経費:指導謝金(日額20,000円以内)旅費、奨励金(日額8,000円以内) 補助限度額 ①、②ともに研修者1人あたり1漁業種類あたりの奨励金は各々150,000円 /月以内(旅費を除く)		
長崎県	西海市次代を担う漁業後継者育成事業※1, 2は長崎県の「ひとが創る持続可能な漁村推進事業」と連動した事業				
	西海市	1 漁業就業実践研修事業	これまでに1年を超えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、新たに漁業を始める者(雇用型漁業から独立型漁業へ転換する者を除く)であって、かつ、就業定着の意欲と能力があると認められた者  <実践研修コース> 経営者育成コース、従業者育成コース、漁家子弟コース  ※漁家の2親等以内の子弟にあつては、漁家から生計独立した者、Uターンした者、又は学校卒業後3年以内であつて複数の漁業種類等の実践研修に取り組む者に限り、経営者育成コース及び従業者育成コースの対象とする。	技術習得研修期間内に必要とする次の経費 ①生活費または奨励金 ②保険加入料 ③漁業資材購入費 ④指導者への謝金等 ⑤その他研修受講に必要な経費  支給上限額 <研修生>・経営者育成コース、従業者育成コース ①生活費125千円/月(ただし、2親等以内の親族と生計を一にする場合は100千円/月) ②③⑤ 50千円/年 ・漁家子弟コース ①奨励金 1年目100千円/月、2年目80千円/月 ②③⑤ 50千円/年 <指導者>・経営者育成コースのみ 150千円/月(ただし、2親等以内の親族が指導者となる場合は対象外)	西海市水産課 TEL:0959-37-0066
		2 漁業定着支援研修事業	漁業経営を開始した者で、技術向上若しくは漁業種類の転換や多角化による経営安定を目指す者	ベテラン漁業者による技術指導に要する経費及び研修生に対する奨励金。 なお、研修期間は6ヶ月以内とし、180日の範囲で分割して実施することができる。 ①先進漁家研修(指導者の漁船又は施設等を使用) 対象経費:指導謝金(用船料、資材費を含む)(日額8,000円以内)奨励金(日額8,000円以内) ②漁業技術出前研修(研修者の漁船又は施設等を使用) 対象経費:指導謝金(日額20,000円以内)旅費(旅費規程に準拠)奨励金(日額8,000円以内) 補助限度額:奨励金 研修者1人につき 150千円以内/月(旅費を除く)指導謝金 300千円以内/月(旅費を除く)	
		3 漁具等購入支援事業	漁業定着支援研修事業により技術向上を目指す者	研修開始日から起算して1年以内に漁具等の購入に要する経費 上限 1,000千円	

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
	雲仙市	次代を担う漁業後継者育成事業			雲仙市農漁村整備課 TEL:0957-38-3111
		1 漁業就業実践研修事業	これまでに1年間を越えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、雲仙市漁業担い手確保計画に基づき、就業定着の意欲と能力があると市が認める者。	実践研修期間内に必要な下記の経費(最大3年間) ①生活費 150,000円以内/月(ただし、2親等以内の親族と生計を一にする場合は125,000円以内/月) ②保険加入料 ③漁業資材購入費 ④その他研修受講に必要な経費 ②から④の経費総額の上限50,000円/年 ③漁業就業時設備投資に対する補助(研修終了後、2年間の内に1回申請可能) 漁具、船舶等の漁業用設備または、借家家賃(研修性1人につき1年を限度とする。) 補助対象経費の1/2以内(補助限度額5,000,000円)	
		2 就業確保支援事業	上記の研修指導に要する経費	経営者育成コース(一本釣、延縄、刺網等一人で独立して実施する漁法) 1,800,000円/2年間(研修日数 最大180日、2年以内) 3年目の研修指導(経営者育成コース) 50,000円/月(最大1年間)	
長崎県	南島原市	南島原市次代を担う漁業後継者育成事業	※1, 2は長崎県の「ひとが創る持続可能な漁村推進事業」と連動した事業		南島原市水産課 TEL:0957-73-6662
		1 漁業就業実践研修事業	これまでに1年間を超えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、新たに漁業を始める者(雇用型漁業から独立型漁業へ転換する者を除く。)であって、かつ、南島原市漁業担い手確保推進協議会で、就業定着の意欲と能力があると認められた者 以下の4コースの漁業就業実践研修期間中 ① 経営者育成コース a 対象者:一本釣、延縄、刺網等の独立型の経営を目指す者 b 研修期間:2年間 ② 従業者育成コース a 対象者:定置網、養殖、まき網漁業等の雇用型漁業への従業を目指す者 b 研修期間:1年間 ③ 漁家子弟コース a 対象者:漁家の2親等以内の子弟であって後継者として漁業就業を目指す者 b 対象漁家:直近3ヵ年の平均漁業所得が500万円未満の漁家 c 研修期間:2年間 ④ 兼業漁師コース a 他業者との兼業を目指し新たに漁業の技術習得を目指す者 b 研修期間:最長180日	1 技術習得研修期間中に要する経費 (1)研修費(生活費または奨励金) (2)漁業経費(保険加入料、漁業資材購入費、その他研修受講に必要な経費) 支給限度額(①及び②) 1人につき、生活費として、125,000円/月、漁業経費として、50,000円/年(ただし、2親等以内の親族から生計独立していない場合は、100,000円/月) 支給限度額(③) 1人につき、奨励金として、1年目は100,000円/月、2年目は80,000円/月、1人につき、漁業経費として、50,000円/年 支給限度額(④) 1人につき、1時間当たり1,000円/時間(120,000円/月以内)、漁業経費として、50,000円/年 漁家の2親等以内の子弟にあっては、漁家から生計独立した者、Uターンした者、又は学校卒業後3年以内であって複数の漁業種類等の漁業就業実践研修に取り組む者に限り、ア及びイの対象とする。 2 漁業就業実践研修生を受け入れる漁家に支払う謝金等に要する経費 支給限度額(①) 受入漁家1人につき、150,000円/月、支給期間は2年間以内とする。 支給限度額(④) 1時間当たり1,000円/時間(150,000円/月以内)、ただし、研修生の2親等以内の親族が受入漁家となる場合を除く。	
		2 漁業定着支援研修事業	漁業経営を開始した者の技術向上若しくは漁業種類の転換又は多角化による経営安定のための研修等を実施する者 研修期間は6ヶ月以内とし、180日の範囲で分割して実施することができる。	1 研修等の実施に要する経費 支給限度額 ①先進漁家研修(指導者の漁船又は施設等を使用して行う技術指導) (1)指導謝金(用船料、資材費を含む。)合計日額8,000円以内 (2)研修費 日額8,000円以内 ②漁業技術出前研修(研修者の漁船又は施設等を使用して行う技術指導) (1)指導謝金 日額20,000円以内 (2)旅費 南島原市職員等の旅費に関する条例(平成18年南島原市条例第39号)の例により算出された額 (3)研修費 日額8,000円以内 研修費は研修者1人につき、160,000円/月以内(旅費を除く)、指導謝金は指導者1人につき、300,000円/月以内(旅費を除く)	

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
長崎県	小値賀町	漁業後継者育成事業 (地域おこし協力隊事業:漁業後継者) ※研修修了後は長崎県の「ひとが創る持続可能な漁村推進事業」へ移行できるものとするが、「従業者育成コース」及び「兼業漁師コース」については、事前に確認が必要。	I・Uターン者で、新たに漁業を始める者であって、かつ、町及び小値賀町漁業担い手確保推進協議会が就業定着の意欲と能力があると認められた者	研修期間中(最長2年間)に必要な下記の経費 <研修生> ①生活費支援 200,000円/月 + 住宅費 20,000円/月以内 ②活動費支援:保険料、漁業資材購入費、各種資格取得費、その他研修受講に必要な経費※予算の範囲内 <指導者> ①研修指導料 10,000円以内/日 (ただし、洋上研修に限る。) ※予算の範囲内	小値賀町産業振興課 TEL:0959-56-3111(代表)
		漁業就業促進支援事業  ※長崎県の「ひとが創る持続可能な漁村推進事業」と連動した事業	これまでに1年間を超えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、新たに漁業を始める者(雇用型漁業から独立型漁業へ転換する者を除く)であって、かつ、町及び小値賀町漁業担い手確保推進協議会が就業定着の意欲と能力があると認められた者	研修期間中(最長2年間)に必要な下記の経費 1. 経営者育成コース a 対象者:一本釣、延縄、刺網、小型定置網等の独立型漁業の経営を目指す者 b 研修期間:2年間 (1)研修費 1ヶ月当たり125千円(ただし、2親等以内の親族から生計独立していない研修生にあつては100千円) (2)指導者への謝金等 1ヶ月当たり150千円 (3)漁業経費 1年間当たり5万円 2. 従業者育成コース a 対象者:定置網、養殖、まき網漁業等の雇用型漁業への従事を目指す者 b 研修期間:1年間 (1)研修費 1ヶ月当たり125千円(ただし、2親等以内の親族から生計独立していない研修生にあつては100千円) (2)漁業経費 1年間当たり5万円 3. 漁家子弟コース a 対象者:漁家の2親等以内の子弟(以下「漁家子弟」という。)であつて後継者として漁業就業を目指す者 b 対象漁家:直近3ヵ年平均の漁業所得が500万円未満の漁家 c 研修期間:2年間 (1)研修費 1年目:1ヶ月当たり100千円、2年目:1ヶ月当たり80千円 (2)漁業経費 1年間当たり5万円 4. 兼業漁師コース a 対象者:他産業との兼業を目指し新たに漁業の技術習得を目指す者 b 研修期間:最長180日 (1)研修費 1時間当たり1千円(1ヶ月当たりの上限額120千円) (2)指導者への謝金等 1時間当たり1千円(1ヶ月当たりの上限額150千円) (3)漁業経費 1年間当たり5万円 ※研修断念、研修修了後の未就業及び就業期間が3年に満たない場合、返還規定あり。	
		新規就業者経営サポート事業 (新) ※町単独事業	・漁業に新規就業後5年以内の者であつて漁業を主として生計を立てている者	①漁船保険料及び漁業共済掛金(全額助成) ②就業者が所有又は使用する漁船の機器類故障に係る修繕費(1/2以内助成) ※補助対象となる修繕費は100千円以上(減価償却資産額)であること。 (漁船保険の対象となる場合は、その補償残額の1/2以内を助成) 限度額 1,500千円/人/年間	

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
長崎県	新上五島町	新上五島町ひとが創る持続可能な漁村推進事業(漁業就業実践研修事業)  ※長崎県の「ひとが創る持続可能な漁村推進事業」と連動した事業	これまでに1年間を超えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、新たに漁業を始める者(雇用型漁業から独立型漁業へ転換する者を除く)であって、かつ、町が就業定着の意欲と能力があると認められた者	研修期間中に必要とする下記の経費 1. 経営者育成コース(最長2年間)・従業者育成コース(最長1年間) ①研修費 150,000円/月(ただし、2親等以内の親族と生計を一にする場合は125,000円/月) ②保険加入料、漁業資材購入費、その他研修受講に必要な経費 50,000円/年 2. 漁家子弟コース(最長2年間) ①研修費 100,000円/月(ただし、2年目は80,000円/月) ②保険加入料、漁業資材購入費、その他研修受講に必要な経費 50,000円/年 3. 兼業漁師コース(最長180日間)	新上五島町水産課 TEL:0959-53-1111(代表)
		新上五島町ひとが創る持続可能な漁村推進事業(漁業継続支援研修事業)  ※長崎県の「ひとが創る持続可能な漁村推進事業」と連動した事業	新規漁業就業者が経営開始後3年以内に取り組む技術向上のための研修又は燃油高騰等による漁業経営経費の増大に伴い経営が悪化している漁業者が、収益力向上を目的に漁業種類の転換や多角化に取り組む研修。	ベテラン漁業者による技術指導に要する経費及び研修者に対する奨励金。研修期間は6ヶ月以内とし、180日の範囲で分割して実施することができる。 ①漁業匠研修(指導者の漁船又は施設等を使用して行う技術指導) 対象経費:指導謝金(用船料、資材費を含む)(合計日額8,000円以内) 奨励金(日額8,000円以内) ②漁業匠出前研修(研修者の漁船又は施設等を使用して行う技術指導) 対象経費:指導謝金(日額20,000円以内) 旅費(町の旅費規程に準拠) 奨励金(日額8,000円以内) 補助限度額:①、②ともに研修者1人当たりの奨励金は各々150,000円以内(旅費を除く)。	
	川棚町	漁業就業実践研修事業 ※長崎県の「ひとが創る持続可能な漁村推進事業」と連動した事業	これまでに1年間を超えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、新たに漁業を始める者であって、かつ、漁協が推薦し、川棚町漁業担い手協議会の意見を聞いた上で町が認められた者	新規就業希望者の漁業技術習得研修期間中の研修費、保険料などに対する支援 ①経営者育成コース 対象者:一本釣、延縄、刺網、小型定置網等の独立型漁業の経営を目指す者 最長2年間、研修費支給及び漁業経費や指導者謝金(150千円/月以内)の支援※Uターン者に限り研修期間1年延長可(条件あり) ②従業者育成コース 対象者:定置網、養殖、まき網漁業等の雇用型漁業への従事を目指す者 最長1年間、研修費支給及び漁業経費の支援 ③漁家子弟コース 対象者:漁家の2親等以内の子弟であって後継者として漁業就業を目指す者 対象漁家:直近3年平均の漁業所得が500万円未満の漁家 最長2年間、研修費支給及び漁業経費の支援 ④兼業漁師コース 対象者:他産業との兼業を目指し新たに漁業の技術習得を目指す者 最長180日間、研修費支給及び漁業経費や指導者謝金(1千円/時間※150千円/月以内)の支援 ※Uターン者に限り研修期間1年延長可(条件あり) 【研修費】①、②:12.5万円/月(親族と同居の場合10万円/月)、③:8~10万円/月、④:1千円/時間(12万円/月以内) 【漁業経費】保険料・資材費 上限5万円/年	川棚町産業振興課 TEL:0956-82-3131(代表)
		漁業定着支援研修事業 ※長崎県の「ひとが創る持続可能な漁村推進事業」と連動した事業	漁業経営を開始した者(就業後3年未満)で、技術向上若しくは漁業種類の転換や多角化による経営安定を目指す者	新規漁業就業者(就業後3年未満)の技術向上及び燃油高騰等により経営が悪化した漁業者の漁業転換・多角化のための技術研修への支援 ○研修者・指導者への支援 研修費(8千円/日)、指導者謝金(①:8千円/日、②:20千円/日) ①先進漁家研修 ベテラン漁師の漁船に新規就業者等が乗船研修 ②漁業技術出前研修 新規就業者が自らの漁船でベテラン漁師の指導を仰ぐ	

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
大分県	中津市	中津市青年就業準備給付金事業	大分県漁業マイスター制度のうち、大分県青年就業準備給付金事業に基づき、大分県漁業学校で漁業を習得する市民 ・研修終了後1年以内に漁業収入を主体とする就業をめざすこと ・就業予定時の年齢が50歳未満であること ・既定の研修受講時間を満たすこと	研修終了後に、75万円を上限に給付	中津市林業水産課 TEL:0979-62-90516
	宇佐市	宇佐市青年就業準備給付金事業	1.市内に住所を有する者 2.県実施要領に定める大分県漁業学校の研修の修了した者 3.県実施要領に定める給付要件を満たす者 4.本市漁業に就業し、大分県漁業協同組合宇佐支店の組合員になる者 5.市税を滞納していない者	大分県漁業学校研修の修了者に対して給付金を支給 給付金:最大75万円(ただし、県実施要領に定める給付金額の範囲内)	宇佐市林業水産課 TEL:0978-27-8164
	豊後高田市	新規漁業就業支援事業(家賃助成事業)	1国や県の研修終了後市内で漁業就業する者 2就業予定時の年齢が45歳未満の者 3市税等の滞納がない者	新規漁業就業を目的として転入し、国や県の支援事業に基づく研修を受ける者に対し、研修中の生活安定対策として家賃の半額を助成するもの 家賃の半額以内(月額上限25,000円)	豊後高田市 水産・地域産業課 TEL:0978-54-3111
		新規漁業就業者支援事業(漁船・漁具等購入助成事業)	国又は県の研修制度を活用して、本市において漁業に新規就業した者	漁船及び必要機材等取得費補助(補助率1/2以内)。 独立経営型:上限150万円 親元就業型:上限100万円	
	姫島村	漁業就業者奨励金(漁業担い手総合対策事業)	①姫島村に定住し、新たに漁業に従事し、大分県漁業協同組合姫島支店の推せんのあつた50歳未満の者 ②大分県漁業学校の研修を受講し、終了した者 ③新規漁業就業者確保・育成支援事業による長期研修を終了した者	①新規漁業就業者に対して、一回に限り50万円を支給(②、③に該当しない場合) ②大分県漁業学校の研修を受講する年に75万円を支給し、研修終了後に100万円を支給(親元就業型) ③国の長期研修の研修を受講し、終了した新規就業者に対して、150万円を支給(独立経営型)	姫島村水産・観光商工課 TEL:0978-87-2279
	国東市	国東市青年漁業就業給付金事業	就業開始時の年齢が45才未満で大分県漁業学校の研修、又は国の新規漁業就業者確保事業による長期研修の修了者等	漁船漁業の新規就業者が自立経営できるよう漁協や県と連携し、就業にかかる資金を給付する。 ○独立経営型50万円(1回のみ) ○親元就業型50万円(1回のみ)	国東市林業水産課 TEL:0978-72-5198
	杵築市	杵築市新規漁業就業者育成支援事業	就業開始時の年齢が45才未満で大分県漁業学校の研修の修了者	漁船漁業の新規就業者が自立経営できるよう漁協や県と連携し、就業にかかる資金を給付する。 ○独立経営型150万円(1回のみ) ○親元就業型100万円(1回のみ)	杵築市農林水産課 TEL:0978-62-1810
	大分市	漁業新規就業者育成支援事業	国または県の研修制度を活用して、本市において漁業に新規就業した者	漁船及び必要機材等取得費補助(補助率1/2以内)。 独立経営型:上限150万円 親元就業型:上限100万円	大分市林業水産課 TEL:097-585-6028
	臼杵市	臼杵市漁業担い手育成交付金事業	50歳未満の漁業後継者及び新規就業者	①定住支援事業:漁業従事を目的に転入し、アパートなどの民間賃貸住宅を借りる者に対し、家賃の一部を交付するもの(1月当たり、家賃の1/2又は2万円のうちいずれか低い額)。	臼杵市産業促進課 TEL:0972-63-1111
				②就業奨励金:漁協の正組合員の資格を所得し、漁協青年部臼杵支部に所属する者に対し奨励金を交付するもの(1人一回限り30万円)。 ③定着支援事業:漁業経営を開始するに当たり、定着促進を図るため、生活安定資金の交付の必要が認められるもの(月額10万円)。	
佐伯市	佐伯市青年就業準備給付金事業	大分県漁業学校研修の受講者に対し、研修期間中に必要な資金を給付する。	1人当たり年間75万円を限度に給付する。	佐伯市水産課 TEL:0972-22-3226	
	佐伯市青年就業給付金事業	就業開始時の年齢が45才未満で大分県漁業学校の研修、又は国の新規漁業就業者確保事業による長期研修の修了者等	漁船漁業の新規就業者が自立経営できるよう漁協や県と連携し、就業にかかる資金を給付する。 ○独立経営型150万円(1回のみ) ○親元就業型100万円(1回のみ)		

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
宮崎県	延岡市	水産業人材投資事業	①後継者準備型 県高等水産研修所の入所生で、3親等以内の親族が経営する機関への就業予定者。 ②沿岸漁業経営開始型 20t未満の漁船を使用する海面漁業又は養殖業の新規就業者のうち、自営独立または親元就業する者。	①県高等水産研修所の入所生に対する、就業準備段階における資金への補助 1,375千円以内 ②水産物の生産や加工のために必要となる機器、施設整備に要する経費など、初期の経営安定に必要な資金への補助 1,000千円以内	延岡市水産課 TEL:0982-22-7020
	日向市	日向市水産業人材投資事業	①後継者準備型 県高等水産研修所の入所生で、3親等以内の親族が経営する機関への就業予定者。 ②沿岸漁業経営開始型 20t未満の漁船を使用する海面漁業又は養殖業の新規就業者のうち、自営独立または親元就業する者であって、就業開始から1年以上経過していない者。	①県高等水産研修所の入所生に対する、就業準備段階における資金への補助 1,375千円以内 ②水産物の生産や加工のために必要となる機器、施設整備に要する経費など、初期の経営安定に必要な資金への補助 1,000千円以内	日向市林業水産課 TEL:0982-66-1029
	門川町	門川町新規就漁者支援事業	門川町の住民であって、漁業を継承又は新たに漁業を営むと認められる満40歳以下の者並びに町長が新規就漁者等として認めた者。	小型船舶操縦士免許の取得又は海上特殊無線免許の取得に要する経費を3分の1以内で補助する。	門川町農林水産課 TEL:0982-63-1140
		門川町水産業人材投資事業	①宮崎県立高等水産研修所入所生で国の次世代人材投資事業の(準備型)の対象とならない親元就業予定の者(後継者準備型)及び20t未満の漁船を使用する海面漁業・海面養殖業の新規就業者(沿岸漁業経営開始型)。 ②門川町内に住所を有し、かつ、沿岸漁業経営開始型にあつては就業時の年齢が50歳以下、町内漁協の所属組合員である者。	宮崎県と連携し、就業準備段階における負担軽減及び新規就業段階における経営安定を目的として資金を交付する。 ①後継者準備型資金:1人あたり137万5千円を上限とし、宮崎県立高等水産研修所に入所した月から最大11月 ②沿岸漁業経営開始型:1人あたり100万円を上限とし、就業計画を承認した月から最大11月	
	都農町	漁業機器等購入補助支援事業 新規就業等支援事業	漁業を営む個人、法人 漁業を営む個人、法人	漁業機器、漁具、漁船等取得費補助(補助率1/2以内)。 資格取得費等補助(予算で定める額以内)。	都農町産業振興課 TEL:0983-25-5721
	川南町	水産業人材投資事業補助金	町内在住の漁業後継者、沿岸漁業経営予定者	水産業後継者の就業を目的とし、給付金を交付する(後継者事業型上限1,500,000円、沿岸漁業経営開始型上限1,500,000円)。	川南町産業推進課 TEL:0983-27-8011
		漁業機器等導入支援事業補助	町内で漁業を営む法人、個人	漁業用機械、機器導入に対し導入経費の1/2を補助する(上限100万円)	
	宮崎市	宮崎市新規漁業者支援事業	1 宮崎市内に在住する者で、市内の漁協に所属し、海技免許を取得し、取得後6ヶ月以上、同漁協において、漁に従事した者で、各漁協長から申請があったもの。 ただし、高等水産研修所又は水産系高校を卒業した者にあつては、在学中に取得したものを含む。 2 市税滞納のない者。 3 暴力団関係者に該当しない者。	小型船舶操縦士及び海技士・潜水士免許取得に係る経費の1/3以内を5万円を限度に助成。	宮崎市森林水産課 TEL:0985-21-1919
		新規漁業就業確保支援事業	1 宮崎市内に在住する者で、18歳以上50歳以下の新規漁業就業者のうち自営独立就業を行う者及び漁業後継者。 2 市税滞納のない者。 3 暴力団関係者に該当しない者。	新規漁業就業者に対し、就業支援金120万円を交付。(就業時1回限り)	
	日南市	水産業人材投資事業	1. 後継者準備型 (1)日南市内に在住する者で、県立高等水産研修所入所生 (2)3親等以内の親族が経営する機関に就業することを理由に、国の次世代人材投資事業の交付対象外となっている者。 2. 沿岸漁業後継者型 (1)日南市内に在住する者で、就業時の年齢が18歳以上50歳以下の者。 (2)20t未満の漁船を使用する海面漁業又は海面養殖業の新規漁業就業者のうち自営独立就業又は親元就業する者。 (3)市税滞納のない者。 (4)暴力団関係者に該当しない者。	1. 後継者準備型 入所期間に最大137万5千円を交付。  2. 沿岸漁業後継者型 100万円を交付。	日南市水産林政課 TEL:0987-31-1135
串間市	青年漁業者・新規就業者支援事業	50歳未満の新規就業者および漁業後継者等。	漁業を行う上で必要な漁業用資材、漁船、設備等の整備や経営規模の拡大や経営の独立、安定した漁業経営を図るために要する経費について150万円を上限に補助する。	串間市農地水産林政課 TEL:0987-72-1111	
	串間市水産業人材投資事業	(後継者準備型) 高等水産研修所の入所者のうち、親元で就業することを理由に、国の「次世代人材投資事業(準備型)」の交付対象者とならない者 (沿岸漁業経営開始型) ・沿岸漁業又は海面養殖業の新規就業者のうち、自営独立就業又は親元就業する者であつて、就業開始から1年以上経過していない者 ・串間市内に住所を有し、かつ就業時に50歳以下の者	(後継者準備型) 高等水産研修所の入所生が、親元で就業するために必要な準備経費を補助する。(上限1,375千円) (沿岸漁業経営開始型) 自営独立就業及び親元就業をする沿岸漁業等の新規就業者が初期の経営安定に必要な経費を補助する。(上限1,000千円)		

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
鹿児島県	日置市	農林漁業新規就業者就業支援事業	市内に住所を有し、技術を取得し、新たに就業しようとする者のうち、研修開始時50歳以下で研修終了後5年以上市内に居住し、農林漁業に従事すると認められる者。	<p>独身・単身者:月120,000円、夫婦:月180,000円(いずれも2年間)</p> <p>住宅賃借料補助:月額15,000円(住宅賃借料が15,000円未満のときは、その額・2年間)</p>	日置市農林水産課 TEL:099-273-8870
		農林漁業後継者就業支援事業	市内に住所を有し技術を取得し後継者として就業しようとする者のうち研修開始時50歳以下で研修終了後5年以上市内に居住し農林漁業に従事すると認められ	独身・単身者:月100,000円、夫婦:月150,000円(いずれも1年間)	
	阿久根市	漁業後継者就業支援交付金	<p>(1)阿久根市に住所を有していること。</p> <p>(2)申請時の年齢が40歳未満の者であって、漁業経営者となることについて強い意欲を有していること。</p> <p>(3)新たに自営漁業を開始して5年以内の者又は継承する漁業経営に従事していた期間が5年以内の者で、北さつま漁業協同組合の正組合員であること。</p> <p>(4)次に掲げる要件を満たす独立・自営漁業であること。</p> <p>ア 漁船・漁具など漁業に必要なものを交付対象者が有していること。</p> <p>イ 漁獲物や漁具等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。</p> <p>ウ 交付対象者の漁獲物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳又は帳簿で管理すること。</p> <p>エ 交付対象者が漁業経営に関する主宰権を有していること。</p> <p>(5)申請する年の前年の漁業所得が350万円以下であること。</p>	年額150万円、最長2年	阿久根市水産林務課 TEL:0996-73-1162
	いちき串木野市	新規沿岸漁業就業者支援金	<p>市内に住所を有し、かつ、生活の根拠を有する65歳以下の者で、今後も継続的に沿岸漁業に就業する意思があると認められるもののうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)本市にあるいずれかの組合の正組合員になり1年を経過していない者</p> <p>(2)本市にあるいずれかの組合の准組合員で1年以内に正組合員になることが見込まれる者で、所属する組合長が推薦するもの</p>	<p>①支援金の額は、対象者1人につき50万円とし、1回限りとする。</p> <p>②支援金の交付を受けた者が正組合員になった日から3年以内に沿岸漁業を辞めた場合(病気その他やむを得ない事情によるものを除く)は、支援金の全部又は一部を返還しなければならない。</p> <p>③支援金の交付を受けた准組合員が交付決定を受けた日から1年以内に正組合員にならなかった場合は支援金の全部を返還しなければならない。</p>	いちき串木野市水産商工課 TEL:0996-33-5637
		新規沿岸漁業就業者支援金	<p>(1)新たにまぐろ漁業に就業する水産高等学校、海上技術学校及び海上技術短期大学校を新規卒業した者</p> <p>(2)5級以上の海技士免状有資格者で、おおむね40歳以下である者</p>	<p>①新規まぐろ漁業就業者で、本市に船籍を有する遠洋まぐろはえ縄漁船に乗船し、航海終了後、まぐろ漁船への次の乗船が確定した者(乗船期間が1年以上見込まれる者に限る)。支援金の額は、対象者1人につき50万円とし、1回限りとする。②支援金の返還の要綱あり。</p>	
	三島村	三島村新規漁業就業者支援補助金交付事業(新規漁業就業者支援事業)	原則として55歳未満の者が研修後1年以内に三島村で自営等の沿岸漁業者として自立することを目指す者	<p>研修生の生活支援費</p> <p>研修開始から18ヶ月まで月額128,000円、19ヶ月～36ヶ月まで月額144,000円</p> <p>・教材購入費 救命胴衣、ヘルメット、雨合羽、漁具等月額30,000円程度</p> <p>・技術指導者への謝礼 研修開始から18ヶ月まで月額60,000円、19か月～36ヶ月まで月額138,000円</p> <p>・研修生の研修中の労災保険料 10分の10以内</p>	三島村経済課 TEL:099-222-3141
		三島村新規漁業就業者支援補助金交付事業(新規漁業就業者漁船リース事業)	上記(1)の研修を終了見込みの者、又は終了して1年以内の者で漁船を有していない者	<p>新規漁業就業者漁船リース事業</p> <p>・漁協が中古船購入整備に要する経費の2分の1以内(限度額300万円)</p>	
		三島村新規漁業就業者支援補助金交付事業(漁業就業者漁船リース事業)	漁業に従事して5年以内で独立して自営の沿岸漁業者を目指す者で漁船を有していない者	<p>漁業就業者漁船リース事業</p> <p>・漁協が中古船購入整備に要する経費の2分の1以内(限度額300万円)</p>	
		産業振興資金貸付	村内に1年以上住所を有する者。	<p>【産業振興貸付金】</p> <p>①漁船の建造及び漁具の整備に必要な資金</p> <p>②農業・林業・畜産業に必要とする資材及び機械器具の購入に必要な資金</p> <p>③生産牛及び肥育牛の購入資金及び肥育に必要な資金</p> <p>④その他産業振興上必要と認められる資金</p>	
	枕崎市	産業後継者育成奨励金	市内において漁業及び水産加工業に新たに従事し、1年を通して従事した漁業従事者及び節加工業従事者で、就業時年齢40歳未満の者。ただし、過去において奨励金の交付を受けた者を除く。高校以上の就学者で学校等を卒業後、直ちに農業又は漁業に5年以上従事する者。	<p>奨励金:10万円</p> <p>月額4万1千円を上限とする奨学金の支給(貸与期間は在学期間中、毎年度更新する)</p>	枕崎市商工水産課 TEL:0993-72-1111
	指宿市	漁業後継者支援事業	市内に居住し、正組合員として漁業に従事した40歳未満の者(正組合員資格を取得し1年経過後に審査し交付、1回限り)。	奨励金:5万円	指宿市農林水産課 TEL:0993-22-2111
			漁業後継者で結婚する人	結婚祝金:5万円	
南さつま市	南さつま市キバレ海の担い手支援事業	市内漁業協同組合の正組合員の資格を有し、年齢50歳未満の者就業して5年以内の者	就業支援補助金 月125,000円×12月=1,500,000円(1年間)	南さつま市商工水産課 TEL:0993-53-2111	

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
鹿児島県	南九州市	南九州市漁業新規就業者支援事業	市内に居住し、新たに専業として漁業に就業しようとする者(就業して5年以内で、市内の漁業協同組合の正組合員の資格を有す50歳未満の者)	就業支援補助金 月125,000円×12月=1,500,000円(1年間)	南九州市水産商工課 TEL:0993-83-2511
		南九州市漁船購入支援事業	市内に居住し、新たに専業として漁業に就業しようとする者(市内の漁業協同組	購入支援補助金 購入経費の2分の1(経費100万円上限) 年額150万円、最長2年	
	阿久根市	漁業後継者就業支援交付金	(1)阿久根市に住所を有していること。 (2)申請時の年齢が40歳未満の者であって、漁業経営者となることについて強い意欲を有していること。 (3)新たに自営漁業を開始して5年以内の者又は継承する漁業経営に従事していた期間が5年以内の者で、北さつま漁業協同組合の正組合員であること。 (4)次に掲げる要件を満たす独立・自営漁業であること。 ア 漁船・漁具など漁業に必要なものを交付対象者が有していること。 イ 漁獲物や漁具等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。 ウ 交付対象者の漁獲物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳又は帳簿で管理すること。 エ 交付対象者が漁業経営に関する主宰権を有していること。 (5)申請する年の前年の漁業所得が350万円以下であること。		阿久根市水産林務課 TEL:0996-73-1162
		阿久根市漁業用機器等修理費補助	(1)阿久根市に住所を有し、かつ、北さつま漁協の正組合員であること。 (2)補助金の申請の日において現に漁業を行い、同日後も継続する意思を有していること。 (3)機器等の修理について他の制度による補助金の交付を受けていないこと。 (4)市税等の滞納がないこと。 (5)阿久根市暴力団排除条例(平成24年阿久根市条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者でないこと。	(1)次に掲げる機器等の修理に要する経費。 ア エンジン イ 魚群探知機その他の漁獲効率の向上に資する機器(漁船の機能又は効用を高めるもの及び漁網その他の漁獲に直接使用するものを除く。) ウ その他市長が必要と認める機器等  (2)補助額=対象経費の2分の1以内(上限50万円)	
	出水市	水産業活性化推進事業	市内に住所を有し漁業協同組合の正組合員資格を有する者。 (1)当該組会に加入した日から5年以上経過していること。(2)年齢が50歳以下で当該組会に加入した日から1年以内であること。	①漁船等の購入、エンジンのオーバーホールに係る経費の1/2以内(上限100万円)。 ②船舶免許の取得に係る経費(上限10万円)。	出水市農林水産整備課 TEL:0996-63-2111
	薩摩川内市	漁業従事者支援事業	①薩摩川内市に住所を有する者 ②個人経営体においては、原則65歳以下の者であること。 ③法人経営体においては、原則として、漁業所得が確認されていること。 ④漁業を営む個人又は法人で漁協の正組合員であり、かつ90日以上海上作業に従事し漁協に水揚げ実績のある者 ⑤市税等の滞納がないこと。 ⑥当該補助金の交付を受けた者は、交付を受けてから5年以上経過していること。	対象事業(事業費が150万円以上のもの) ①機具等の購入 ②資材の購入、漁船の購入・建造・改修 ③漁船の機関換装・オーバーホール  補助率 補助対象事業費の1/5以内(上限50万円)	薩摩川内市林務水産課 TEL:0996-23-5111
	東串良町	東串良町農林漁業振興支援補助金 ・スマート産業化推進事業	漁業担い手:東串良漁協の町内新規正会員・準会員の資格を有する者。 新規参入者:東串良町新規参入者生活支援事業認定審査会において認定を受けた者	スマート関連機器(ICT、ロボット技術等を活用して、省力化、多収・高品質化等を実現するための施設整備、機械器具)を新規に導入するために要する経費。補助率:50%以内 ただし、補助対象者1人につき、年度内の補助限度額を50万円とする。	東串良町農林水産課 TEL:0994-63-3123
		東串良町農林漁業振興支援補助金 ・新規担い手支援事業		新規就農者等が新規に導入整備する資機材、施設整備、機械器具ただし、事業費が50万円以上のものに限る。 補助率:50%以内 ただし、就業開始から3年経過する年度までとし、補助限度額は、100万円とする。	
		東串良町農林漁業振興支援補助金 ・新規参入者生活支援事業		研修、経営、生活支援に対し、一定額の奨励金を交付。ただし、50歳未満で農業・漁業の後継者環境が全くない者に限る。※研修生受入支援事業の要件を満たす者により月100時間以上研修を受ける者に限る。 補助率:月5万円 ただし、研修期間は3年間を上限とする。 ※親元同居人は、半額	

	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容	問い合わせ先
鹿児島県	南大隅町	産業振興支援事業	第1次産業従事者のうち担い手確保対策として、認定農業者・認定新規就農者、漁業担い手、林業担い手等の自立を促し、地域特性を活かした将来性のある第一次産業育成のための支援を行います。	百万円以上の事業費に対し、下記のとおり支援します。(補助限度額 500万円) ① 国県の事業を活用された方 5% ② 独自で実施された方 10% ③ 新規者の方 15%	南大隅町経済課 TEL:0994-24-3128
		第一次産業入植促進事業	若い有能な第1次産業の就業人材を育成確保するため、新規就業者等の就業促進や定着化、高度な経営能力の熟成を図り就業支援を行う。	・南大隅町に住所を有し、一定規模の用地並びに施設を保有又は保有が見込まれる者 ・おおむね60歳までの者で、当年の4月1日を基準に3年以内に就業した者 ・奨励金 経営基盤の有り・単身 年額48万(1年間)～ 経営基盤無し世帯有の年額132万(1年目)66万(2年目)	南大隅町経済課 TEL:0994-24-3128
		第一次産業新規就業支援制度	第1次産業を担う優れた中核的就業を育成するため、新たに就業しようとするものに対し研修金の支援を行う	研修、経営、生活支援に対し、一定額の奨励金を交付。ただし、50歳未満で農業・漁業の後継者環境が全くない者に限る。※研修生受入支援事業の要件を満たす者により月100時間以上研修を受ける者に限る。 補助率:月5万円 ただし、研修期間は3年間を上限とする。※親元同居人は、半額	南大隅町経済課 TEL:0994-24-3128
	西之表市	新規就業者支援事業	鹿児島県及び鹿児島県漁業協同組合連合会が主催する研修を修了した者 西之表市の漁業経営体での研修を修了した者。ただし、親元研修も含む	補助金1人10万円	西之表市農林水産課 TEL:0997-22-1111
	中種子町	農林漁業後継者育成貸付金	町内に住所を有する農林漁業者の後継者であって結婚が成立し、将来農林漁業に従事すると町長が認める者。	限度額100万円(無利息)	中種子町農林水産課 TEL:0997-27-1111
	屋久島町	農林漁業後継者修学研修資金貸与	農林漁業後継者を確保するため、将来自営者として修学・研修しようとする者で、学校教育法による漁業に関する高等学校に修学する者又は漁業に関する試験研究機関に入所し、修学研修する者(漁家子弟が対象)。	月額21,000円以内	屋久島町産業振興課 TEL:0997-43-5900
		農林漁業後継者育成資金貸与	町内に住所を有し農林漁業に従事している期間が1年以上ありかつ満45歳以下で町長が認めた者(漁家子弟が対象)。	100万円以下 ・住宅資金、農林漁業機械機具等取得資金、構築物造成資金、種苗購入資金 100万円(限度額) ・結婚資金	
	奄美市	奄美市漁業担い手育成支援事業補助金	【独立型】 市内に住所を有し、漁協正組合員の資格を有した日において年齢65歳以下で、かつ、1年以上漁業活動に従事した新規漁業就業者。	水揚げ手数料補助金:水揚げ金額の5%以内かつ1人あたり上限5万円(補助申請した日の属する年度から3年間) <対象:左記【独立型】>	奄美市農林水産課 TEL:0997-52-1111
			【雇用型】 漁協正組合員の資格を有する企業で、かつ、常時従業員を雇用し、継続して漁業活動を行う企業経営者であり、その被雇用者が市内に住所を有する者で、正規雇用者となった日において、年齢60歳以下であること(被雇用者が正規労働者となった日から3年未満の者)。	就業補助金又は雇用補助金:1人あたり20万円(1回限り) <対象:左記【独立型】及び【雇用型】>	
	龍郷町	龍郷町漁業担い手育成支援事業補助金	【独立型】 市内に住所を有し、漁協正組合員の資格を有した日において年齢65歳以下で、かつ、1年以上漁業活動に従事した新規漁業就業者。	水揚げ手数料補助金:水揚げ金額の5%以内かつ1人あたり上限5万円(補助申請した日の属する年度から3年間)	龍郷町農林水産課 TEL:0997-62-3111
【雇用型】 漁協正組合員の資格を有する企業で、かつ、常時従業員を雇用し、継続して漁業活動を行う企業経営者であり、その被雇用者が市内に住所を有する者で、正規雇用者となった日において、年齢60歳以下であること(被雇用者が正規労働者となった日から2年未満の者)。			就業補助金又は雇用補助金:1人あたり20万円(1回限り)		
		漁業共済奨励金	本町内に住所を有し、漁業共済に加入する者又はグループであること。	予算の範囲内において、漁業共済掛金の1/2以内の額を奨励金として補助する。	
徳之島町	漁業施設機械器具助成事業 新規船舶免許取得事業	徳之島町在住者かつ徳之島漁業協同正組合員又は准組合員であること。	予算の範囲内で水産機械器具の経費の2分の1以内で限度額10万円を補助する。	徳之島町農林水産課 TEL:0997-82-1111	
		徳之島町在住者で20歳以上65歳未満であること。	予算の範囲内で新規船舶免許を取得するものに2分の1を補助する。		